

務	00	01	30年
(令和36年3月末まで保存)			

交 企 第 1 4 4 号  
令 和 5 年 7 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について  
令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第53号）により、令和5年7月1日から施行された。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第54号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第17号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・国土交通省令第1号）、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第5号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第二項の規定に基づき、型式認定番号標に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを定める件（令和5年国家公安委員会告示第14号）及び交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（令和5年国家公安委員会告示第15号）が令和5年3月17日に公布され、令和5年7月1日から施行された。

今回施行される改正規定は、特定小型原動機付自転車の交通方法等の整備に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

担当 交通企画課交通部企画係

## 別紙

(凡例)

- 「改正法」 : 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）  
「旧法」 : 改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）  
「法」 : 改正法による改正後の道路交通法  
「改正令」 : 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第54号）  
「令」 : 改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）  
「改正府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第17号）  
「府令」 : 改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）  
「改正命令」 : 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・国土交通省令第1号）  
「命令」 : 改正命令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）  
「改正規則」 : 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第5号）

## 第1 趣旨

いわゆる電動キックボード等については、旧法上、その車体で用いられている原動機の定格出力等に応じて、原動機付自転車又は自動車に該当し、これを運転するに当たっては、運転免許を受け、その車両区分に応じた交通方法によって運転しなければならないこととされていた。他方で、その大きさや性能上の最高速度を踏まえると、原動機付自転車又は自動車と同様の交通方法等を適用することは必ずしも適当ではないと認められた。

そこで、電動キックボード等のうち、大きさが普通自転車と同程度であるなど一定の基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」として定義し、その交通方法等に関する規定を整備することとした。

なお、旧法において原動機付自転車として定義されていた車両のうち、特定小型原動機付自転車以外のものは「一般原動機付自転車」として定義したものであるが、その通行方法等については従来の規定によるものである。

## 第2 内容

### 1 改正法

- (1) 原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要

しないものである車として一定の基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」と定義した（法第2条第1項第10号ロ、第17条第3項）。

また、特定小型原動機付自転車に該当しない原動機付自転車を「一般原動機付自転車」と定義した（法第2条第1項第10号イ、第18条第1項）。

- (2) 特定小型原動機付自転車は、自転車道を通行することができることとした（法第17条第3項）。
- (3) 特例特定小型原動機付自転車（特定小型原動機付自転車のうち、歩道又は路側帯（以下「歩道等」という。）を通行する間当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することができるものであることを一定の方法により表示していること、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当すること等の一定の要件に該当するもので、他の車両を牽引していないものをいう。）は、道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされている場合等には、歩道等と車道の区別のある道路においても、歩道等を通行することができることとした（法第17条の2及び第17条の3）。
- (4) 特定小型原動機付自転車は、道路の左側端に寄って当該道路を通行しなければならないこととしたほか、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならないこととした（法第18条第1項及び第34条第3項）。
- (5) 特定小型原動機付自転車は、運転免許を受けずに運転することができることとした（法第64条）。
- (6) 16歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならないこととしたほか、何人も、特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある16歳未満の者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならないこととした（法第64条の2）。
- (7) 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならないこととした（法第71条の4第3項）。
- (8) 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、特定小型原動機付自転車の運転に関し特定小型原動機付自転車危険行為を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、その者に対し、3か月を超えない範囲内で期間を定めて、公安委員会が行う特定小型原動機付自転車の運転による危険を防止するための講習を受けるべき旨を命ずることができることとした（法第108条の3の5第1項）。
- (9) 特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従って特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育

を行うように努めなければならないこととした（法第108条の32の4）。

## 2 改正令

- (1) 軽車両若しくは自転車又は普通自転車に対して表示するものとされている信号の意味について、特定小型原動機付自転車又は特例特定小型原動機付自転車に対しても表示されるものであることとした（令第2条）。
- (2) 特定小型原動機付自転車危険行為を定めた（令第41条の3第1項）。
- (3) 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の標準を定めた（令第43条第1項）。
- (4) 特例特定小型原動機付自転車の歩道徐行等義務違反（法第17条の2第2項違反）及び路側帯進行方法違反（法第17条の3第2項違反）を反則行為の種類として追加し、その反則金の額を定めた（令別表第六）。

## 3 改正府令

- (1) 特定小型原動機付自転車の車体の大きさ及び構造に係る基準を定めた（府令第1条の2の2）。
- (2) 特例特定小型原動機付自転車の歩道通行に関する基準を定めた（府令第5条の6の2）。
- (3) 特定小型原動機付自転車運転者講習について、講習の内容等及び受講命令の方法を定めたほか、受講命令をした場合等に公安委員会が国家公安委員会に報告しなければならない事項を定めた（府令第38条第15項、第38条の4の4第1項及び第38条の4の5）。
- (4) 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和3年内閣府令第28号）を廃止した（改正府令附則第3項）。

## 4 改正命令

- (1) 規制標識に係る規定（命令別表第一及び別表第二）
  - ア 規制標識「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め（307）」により通行を禁止する対象のうち「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改めた。
  - イ 規制標識「自転車通行止め（309）」及び規制標識「自転車一方通行（326の2—A・B）」による交通規制の対象となる車両に特定小型原動機付自転車が含まれるよう、その表示する意味を改めた。
  - ウ 規制標識「自転車専用（325の2）」の表示する意味のうち、法第8条第1項に基づき通行を禁止する対象を特定小型原動機付自転車及び自転車（これらの車両で法第17条第3項の規定により自転車道を通行してはならないものを除く。後記エにおいて同じ。）以外の車両及び歩行者等に改めた。
  - エ 規制標識「自転車及び歩行者等専用（325の3）」の表示する意味を次のとおり改めた。



- (7) 法第8条第1項に基づき通行を禁止する対象を特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両に改めた。
- (4) 表示する意味として、法第17条の2第1項の道路標識により、特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとした。
- オ 規制標識「普通自転車専用通行帯（327の4の2）」により普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定する場合に、当該車両通行帯以外の車両通行帯を通行しなければならない対象から特定小型原動機付自転車が除かれるよう、その表示する意味を改めた。
- (2) 補助標識に係る規定（命令別表第一）本標識に附置されている「車両の種類（503—A）」で、普通自転車が交通規制の対象であること（ないこと）を示すものについては、特定小型原動機付自転車も交通規制の対象であること（ないこと）を示すものとし、特に区別する必要がある場合に限り、別に示すこととした。
- (3) 車両の種類略称に係る規定（命令別表第二）
- ア 略称「原付」、略称「二輪」及び略称「小二輪」の意味する車両の種類について、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改めた。
- イ 特定小型原動機付自転車を意味する略称を「特定原付」と、特例特定小型原動機付自転車を意味する略称を「特例特定原付」と、それぞれ定めた。
- (4) 規制標示に係る規定（命令別表第五及び別表第六）
- ア 規制標示「歩行者用路側帯（108の3）」により通行等を禁止する対象に特例特定小型原動機付自転車が含まれるよう、その表示する意味を改めた。
- イ 規制標示「普通自転車歩道通行可（114の2）」により歩道を通行することができることとする対象に、特例特定小型原動機付自転車が含まれるよう、その表示する意味を改めた。
- ウ 規制標示「普通自転車の歩道通行部分（114の3）」により歩道を通行することができることとし、かつ、歩道を通行する場合において、通行すべき歩道の部分を指定する対象に、特例特定小型原動機付自転車が含まれるよう、その表示する意味を改めた。
- エ 規制標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可（114の2）」及び規制標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分（114の3）」には、「特例特定原付を除く」の文字を表示することができることとし、当該文字が表示されている当該規制標示の意味については、特例特定小型原動機付自転車が当該規制標示が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示すものとした。
- (5) 国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令（令和2年内閣府・国土交通省令第3号）を廃止した（改正命令附則第4項）。

## 5 改正規則

届出自動車教習所指導員の欠格要件から、特定小型原動機付自転車の運転に関するものを除くなどした（改正規則による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号ロ(4)等）。

## 6 経過措置

- (1) 施行前にした行為を理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車及び一般原動機付自転車の運転の禁止については、なお従前の例によることとした（改正法附則第3条）。
- (2) 施行前にした行為に対する罰則の適用、放置違反金の取扱い及び反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例によることとした（改正法附則第6条、第7条及び第8条）。
- (3) 施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例によることとした（改正令附則第6条）。
- (4) 施行前に製作された特定小型原動機付自転車の構造の基準として、令和6年12月22日までの間、最高速度表示灯が備えられていることに代えて、特定小型原動機付自転車に係る型式認定番号標、性能等確認済シール又は標識（地方税法（昭和25年法律第226号）第463条の18第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識をいう。）を見やすいように表示していることも認められることとした（改正府令附則第2項及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第二項の規定に基づき、型式認定番号標に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを定める件）。

## 第3 留意事項

特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するため、関係機関・団体と連携して、利用者及び他の交通参加者への交通安全教育・広報啓発活動を通じ、特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知徹底を図るとともに、飲酒運転はもとより、通行区分違反、信号無視をはじめ、危険性が高く重大な交通事故に直結する違反行為の根絶に向け、厳正な指導取締りを推進すること。

関連して、特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車の交通ルール及び満たすべき構造に係る基準等について、警察職員に対する教養を徹底すること。

（参考資料）

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第53号）の官報の写し

- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第54号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第17号）の官報の写し
- 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・国土交通省令第1号）の官報の写し
- 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第5号）の官報の写し
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第二項の規定に基づき、型式認定番号標に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを定める件（令和5年国家公安委員会告示第14号）の官報の写し
- 交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（令和5年国家公安委員会告示第15号）の官報の写し

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年四月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十二号

道路交通法の一部を改正する法律

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、同条第二項」を「第百十九条第一項第二号、同条第三項」に改める。

第八条の付記中「第百十九条第一項第一号の二、同条第二項」を「第百十九条第一項第二号、同条第三項」に、「第百二十一条第一項第一号の二」を「第百二十一条第一項第二号」に改める。

第九条の付記を次のように改める。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第三項)

第十一条の付記中「第百二十一条第一項第二号」を「第百二十一条第一項第三号」に、「第百二十一条第一項第三号」を「第百二十一条第一項第四号」に改める。

第十五条の付記中「第百二十一条第一項第四号」を「第百二十一条第一項第五号」に改める。

第十七条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に、「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の第二十一号イ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の第二十一項第八号イ」に改める。

第十七条の二の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第十八条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第十九条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十条の付記及び第二十条の二の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十一条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十二条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十四条の付記を次のように改める。

(罰則 第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号口、第百十九条第一項第三号)

第二十五条の付記中「第百二十一条第一項第五号」を「第百二十一条第一項第六号」に改める。

第二十五条の二の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十六条の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の第二十一号ハ、第百十九条第一項第一号の四」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ハ、第百十九条第一項第四号」に改める。

第二十六条の二の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の第二十一号ニ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ニ」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十八条の付記中「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の第二十一号ホ」を「第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第一項第八号ホ」に、「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第六号」に改める。

第二十九條の付記中「第百十九條第一項第二号の二」を「第百十九條第一項第六号」に改める。  
第三十條の付記を次のように改める。

(罰則) 第百十九條第一項第五号、同条第三項

第三十一條の付記中「第百十九條第一項第二号の二」を「第百十九條第一項第六号」に改める。  
第三十三條の付記中「第百十九條第一項第二号、同条第二項」を「第百十九條第一項第五号、同条第三項」に改める。

第三十四條の付記中「第百二十一條第一項第五号」を「第百二十一條第一項第六号」に改める。  
第三十五條の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十五條の二の付記中「第百二十一條第一項第五号」を「第百二十一條第一項第六号」に改める。  
第三十六條の付記及び第三十七條の二の付記中「第百十九條第一項第二号の二」を「第百十九條第一項第六号」に改める。

第三十八條の付記を次のように改める。

(罰則) 第百十九條第一項第五号、同条第三項

第三十八條の二の付記中「第百十九條第一項第二号の二」を「第百十九條第一項第六号」に改める。  
第四十二條の付記及び第四十三條の付記を次のように改める。

(罰則) 第百十九條第一項第五号、同条第三項

第四十四條第二項第二号中「道路運送法第三條第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九條の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。又は同法第七十八條第二号に規定する家用有償旅客運送の用に供する自動車(同項において「家用有償旅客運送自動車」という)を「旅客の運送の用に供する自動車(乗合自動車を除く。第四十九條の三第一項において同じ)に、「同法」を「道路運送法」に改め、同条の付記中「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の二第二項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
第四十五條の付記中「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の二第二項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
第四十五條の二の付記中「第百二十一條第一項第九号」を「第百二十一條第一項第八号」に改める。

第四十七條の付記中「第百十九條の二第一項第二号」を「第百十九條の二の二第一項第二号」に改める。  
第四十八條の付記中「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
第四十九條の三第一項中「一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは家用有償旅客運送自動車」を「旅客の運送の用に供する自動車」に改め、同条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の二の二第一項第一号」に改める。  
第四十九條の四の付記中「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の二の二第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
第四十九條の五の付記及び第五十條の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
第五十條の二の付記及び第五十一條の付記中「第百十九條第一項第三号」を「第百十九條第一項第七号」に改める。  
第五十一條の四の付記中「第百二十一條第一項第九号」を「第百二十一條第一項第八号」に改める。  
第五十一條の五の付記中「第百十九條の三第一項第五号」を「第百十九條の三第二項第一号」に改める。  
第五十一條の八第三項第二号口中「第百十九條の二第一項第三号」を「第百十九條の二の二第二項」に改める。

第五十二條の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第二十一号へ、第百二十條第一項第八号」を「第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二第二十一條第八号へ、第百二十條第一項第六号」に改める。  
第五十三條の付記中「第百二十條第一項第八号、同条第二項」を「第百二十條第一項第六号、同条第三項」に改める。  
第五十四條の付記を次のように改める。

(罰則) 第一項については第百二十條第一項第六号、同条第三項 第二項については第百十七條の二第二項第四号、第百十七條の二の二第二十一條第八号ト、第百二十一條第一項第七号

第五十五條の付記中「第百二十條第一項第十号」を「第百二十條第二項第一号」に、「第百二十一條第一項第六号」を「第百二十一條第一項第七号」に改める。  
第五十七條の付記中「第百十八條第一項第二号、第百十九條第一項第三号の二、第百二十條第一項第十一号」を「第百十八條第二項第一号、第百十九條第二項第一号、第百二十條第二項第二号」に、「第百二十一條第一項第七号」を「第百二十一條第二項第一号」に改める。

第五十八條の付記中「第百二十一條第一項第八号」を「第百二十一條第二項第二号」に改める。  
第五十八條の二の付記中「第百十九條第一項第三号の三」を「第百十九條第一項第八号」に改める。  
第五十八條の三の付記中「第百十九條第一項第三号の四」を「第百十九條第一項第九号」に改める。  
第五十八條の五の付記中「第百十八條第一項第三号」を「第百十八條第二項第二号」に改める。  
第五十九條の付記中「第百二十條第一項第十号」を「第百二十條第二項第一号」に改める。  
第六十條の付記中「第百二十一條第一項第七号」を「第百二十一條第二項第一号」に改める。  
第六十一條の付記中「第百十九條第一項第四号」を「第百十九條第一項第十号」に改める。  
第六十二條の付記中「第百十九條第一項第五号」を「第百十九條第二項第二号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第百二十條第一項第八号の二」を「第百二十條第一項第七号」に改める。  
第六十三條の付記中「第百十九條第一項第六号」を「第百十九條第一項第十一号」に、「第百十九條第一項第七号」を「第百十九條第一項第十二号」に、「第百二十一條第一項第九号」を「第百二十一條第一項第八号」に改める。  
第六十三條の二の付記中「第百二十一條第一項第九号の二」を「第百二十一條第二項第三号」に改める。  
第六十三條の三の付記中「第百十九條第一項第七号の二」を「第百十九條第二項第三号」に改める。  
第六十三條の四の付記中「第百二十一條第一項第五号」を「第百二十一條第一項第六号」に改める。  
第六十三條の八の付記中「第百二十一條第一項第四号」を「第百二十一條第一項第五号」に改める。  
第六十三條の九の付記中「第百二十條第一項第八号の二、同条第二項」を「第百二十條第一項第七号、同条第三項」に改める。  
第六十三條の十の付記中「第百二十條第一項第八号の三」を「第百二十條第一項第八号」に、「第百二十條第一項第八号の四」を「第百二十條第一項第九号」に改める。  
第六十四條の付記中「第百十七條の二の二第一号」を「第百十七條の二の二第一項第一号」に、「第百十七條の二の二第二号」を「第百十七條の二の二第一項第二号」に改める。  
第六十五條第四項中「第百十七條の二の二第六号」を「第百十七條の二の二第一項第六号」に改め、同条の付記中「第百十七條の二第一号、第百十七條の二の二第三号」を「第百十七條の二第一項第一号、第百十七條の二の二第二項第三号」に、「第百十七條の二の二第四号」を「第百十七條の二の二第一項第四号」に、「第百十七條の二の二第五号」を「第百十七條の二の二第一項第五号」に、「第百十七條の二の二第六号」を「第百十七條の二の二第六号」に改める。

第六十六条の付記を次のように改める。  
 (罰則) 第六十七条の二第二項第三号、第六十七条の二第二項第七号、第六十七条の付記中「第六十九号第一項第八号」を「第六十九号第一項第十三号」に改める。  
 第七十条の付記を次のように改める。  
 (罰則) 第六十七条の二第二項第四号、第六十七条の二第二項第八号、第六十九号第一項第十四号、同条第三項)

第七十一条第五号の五中「第六十八号第一項第三号の二」を「第六十八号第一項第二号」に改め、同条の付記中「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第十号」に、「第六十九号第一項第九号の二」を「第六十九号第一項第十五号」に、「第六十七号の四第二号の二、第六十八号第一項第三号の二」を「第六十七号の四第二号、第六十八号第一項第二号」に改める。

第七十一条の二の付記中「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第十号」に改める。  
 第七十一条の四の付記中「第六十九号の三第一項第六号」を「第六十九号の三第一項第五号」に改める。

第七十一条の四の二の付記中「第六十九号第一項第九号の三、同条第二項」を「第六十九号第一項第十六号、同条第三項」に改める。

第七十一条の五の付記及び第七十一条の六の付記中「第六十九号第一項第九号の三、同条第二項」を「第六十九号第一項第九号、同条第三項」に改める。

第七十二条の付記中「第六十九号第一項第十号」を「第六十九号第一項第十七号」に、「第六十九号第一項第十一号の二」を「第六十九号第一項第十一号」に改める。

第七十三条の付記中「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第十号」に改める。  
 第七十四条の三第一項中「及び」を「」に、「を」を除く。以下この「及び」を「と」に改め、同条第七項中「与えなければ」を「与えらる」ともに、同項の業務を行うため必要な機材を整備しなければ」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十四条の三の付記中「及び第六項」を「第六項及び第八項」に、「第六十九号第一項第十一号の三」を「第六十九号の二」に、「第六十九号第一項第九号の二」を「第六十九号第一項第三号」に改める。

第七十五条の付記中「第六十七号の二の二第八号」を「第六十七号の二の二第二項第一号」に、「第六十八号第一項第四号」を「第六十八号第二項第三号」に、「第六十七号の二の二第四号、第六十七号の二の二第九号」を「第六十七号の二第二項第一号、第六十七号の二の二第二項第二号」に、「第六十七号の二の二第五号、第六十七号の二の二第十号」を「第六十七号の二第二項第二号、第六十七号の二の二第二項第三号」に、「第六十八号第一項第五号、第六十九号の二第二項第三号」を「第六十九号の二第二項第三号」に、「第六十九号の二第二項第四号」を「第六十九号の二第二項第五号」に、「第六十九号の二第二項第五号」を「第六十九号の二第二項第六号」に改める。

第七十五条の二の付記中「第六十九号第一項第十二号」を「第六十九号第二項第五号」に、「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第八号」に改める。

(罰則) 第六十九号第一項第十八号)

第七十五条の四の付記中「第六十七号の二第六号、第六十七号の二の二第二十一号」を「第六十七号の二第二項第四号、第六十七号の二第二項第八号」に改める。

第七十五条の五の付記中「第六十九号第一項第二号の二」を「第六十九号第一項第六号」に改める。

第七十五条の七の付記中「第六十九号第一項第五号」を「第六十九号第一項第六号」に改める。  
 第七十五条の八の付記中「第六十七号の二第六号、第六十七号の二の二第二十一号又、第六十九号の二第二項第二号」を「第六十七号の二第二項第四号、第六十七号の二の二第二項第八号又、第六十九号の二の二第二項第二号」に、「第六十九号第一項第三号」を「第六十九号第一項第七号」に改める。

第七十五条の八の二の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
 第七十五条の十の付記を次のように改める。  
 (罰則) 第六十九号第一項第十九号、同条第三項)

第七十五条の十一の付記中「第六十九号第一項第十二号の二」を「第六十九号第一項第十三号」に改める。

第七十六条の付記中「第六十八号第一項第六号」を「第六十八号第二項第五号」に、「第六十九号第一項第十二号の四」を「第六十九号第二項第六号」に、「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第十号」に改める。

第七十七条の付記中「第六十九号第一項第十二号の四」を「第六十九号第二項第六号」に、「第六十九号第一項第十三号」を「第六十九号第二項第七号」に、「第六十九号第一項第十三号」を「第六十九号第二項第四号」に改める。

第七十八条の付記中「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第八号」に改める。  
 第八十一条の付記、第八十一条の二の付記及び第八十二条の付記中「第六十九号第一項第十四号」を「第六十九号第二項第八号」に改める。

第八十五条の付記中「第六十八号第一項第七号」を「第六十八号第一項第三号」に改める。  
 第八十七条の付記中「第六十八号第一項第八号」を「第六十八号第一項第四号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第八十九条の付記中「第六十七号の四第二号」を「第六十七号の四第三号」に改める。  
 第九十条第二項第三号中「第六十七号の二第二号」を「第六十七号の二第一項第一号」に、「第六十九号第一項第九号」に改める。

第九十一条の付記及び第九十一条の二の付記中「第六十九号第一項第十五号」を「第六十九号第一項第二十号」に改める。

第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに五中「第六十七号の四第二号」を「第六十七号の四第三号」に改める。

第九十四条の付記中「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第八号」に改める。  
 第九十五条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第十号」に改める。

第九十七条の二第一項第五号中「第六十七号の四第二号」を「第六十七号の四第三号」に改める。  
 第九十九号の二第四項第二号及び二中「第六十七号の二の二第二十二号」を「第六十七号の二の二第一項第九号」に改める。

第一百一条の付記、第一百一条の二の付記及び第一百一条の五の付記中「第六十七号の四第二号」を「第六十七号の四第三号」に改める。

第一百三三条第二項第三号中「第六十七号の二第一号」を「第六十七号の二第一項第一号」に、「第六十六号」を「第四号」に改める。

第一百三三条の二第二項第二号中「第六十七号の二第一号」を「第六十七号の二第二項第一号」に、「第六十七号、第六十七号の二の二第一号」を「第四号、第六十七号の二の二第二項第一号」に、「第六十七号の四第一号の二又は第六十八号第一項第七号」を「第六十七号の四第二号又は第六十八号第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二まで、第三号の二、第五号、同項第三号中「第二号又は」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改め、同条の付記中「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第八号」に改める。

第七十五条の七の付記中「第六十九号第一項第五号」を「第六十九号第一項第六号」に改める。  
 第七十五条の八の付記中「第六十七号の二第六号、第六十七号の二の二第二十一号又、第六十九号の二第二項第二号」を「第六十七号の二第二項第四号、第六十七号の二の二第二項第八号又、第六十九号の二の二第二項第二号」に、「第六十九号第一項第三号」を「第六十九号第一項第七号」に改める。  
 第七十五条の八の二の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
 第七十五条の十の付記を次のように改める。  
 (罰則) 第六十九号第一項第十九号、同条第三項)  
 第七十五条の十一の付記中「第六十九号第一項第十二号の二」を「第六十九号第一項第十三号」に改める。  
 第七十六条の付記中「第六十八号第一項第六号」を「第六十八号第二項第五号」に、「第六十九号第一項第十二号の四」を「第六十九号第二項第六号」に、「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第十号」に改める。  
 第七十七条の付記中「第六十九号第一項第十二号の四」を「第六十九号第二項第六号」に、「第六十九号第一項第十三号」を「第六十九号第二項第七号」に、「第六十九号第一項第十三号」を「第六十九号第二項第四号」に改める。  
 第七十八条の付記中「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第八号」に改める。  
 第八十一条の付記、第八十一条の二の付記及び第八十二条の付記中「第六十九号第一項第十四号」を「第六十九号第二項第八号」に改める。  
 第八十五条の付記中「第六十八号第一項第七号」を「第六十八号第一項第三号」に改める。  
 第八十七条の付記中「第六十八号第一項第八号」を「第六十八号第一項第四号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。  
 第八十九条の付記中「第六十七号の四第二号」を「第六十七号の四第三号」に改める。  
 第九十条第二項第三号中「第六十七号の二第二号」を「第六十七号の二第一項第一号」に、「第六十九号第一項第九号」に改める。  
 第九十一条の付記及び第九十一条の二の付記中「第六十九号第一項第十五号」を「第六十九号第一項第二十号」に改める。  
 第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに五中「第六十七号の四第二号」を「第六十七号の四第三号」に改める。  
 第九十四条の付記中「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第八号」に改める。  
 第九十五条の付記中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第十号」に改める。  
 第九十七条の二第一項第五号中「第六十七号の四第二号」を「第六十七号の四第三号」に改める。  
 第九十九号の二第四項第二号及び二中「第六十七号の二の二第二十二号」を「第六十七号の二の二第一項第九号」に改める。  
 第一百一条の付記、第一百一条の二の付記及び第一百一条の五の付記中「第六十七号の四第二号」を「第六十七号の四第三号」に改める。  
 第一百三三条第二項第三号中「第六十七号の二第一号」を「第六十七号の二第一項第一号」に、「第六十六号」を「第四号」に改める。  
 第一百三三条の二第二項第二号中「第六十七号の二第一号」を「第六十七号の二第二項第一号」に、「第六十七号、第六十七号の二の二第一号」を「第四号、第六十七号の二の二第二項第一号」に、「第六十七号の四第一号の二又は第六十八号第一項第七号」を「第六十七号の四第二号又は第六十八号第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二まで、第三号の二、第五号、同項第三号中「第二号又は」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改め、同条の付記中「第六十九号第一項第九号」を「第六十九号第一項第八号」に改める。



2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

二 第九十九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第九十九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百二十条第一項第二号中「第九十九条第一項第一号の四」を「第九十九条第一項第四号」に改め、同項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第八号の二を第七号とし、第八号の三を第八号とし、第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の四を第九号とし、第十一号を削り、第十一号の二を第十二号とし、第十一号の三及び第十三号を削り、第十二号の二を第十三号とし、同条第二項中「前項第三号から第五号まで、第八号、第八号の二」を「第一項第三号から第七号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条（乗車又は積載の方法）第一項若しくは第二項又は第五十九条（自動車の牽引制限）第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反したとき（第九十九条第二項第一号及び第九十九条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

三 第七十四条の三（安全運転管理者等）第五項の規定に違反したとき。

四 第七十七条（道路の使用の許可）第七項の規定に違反したとき。

第二百一十一条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二を第二号とし、第八号を削り、第九号を第八号とし、第九号の二を削り、第九号の三を第九号とし、同条第二項中「前項第九号の三」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は料に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定め違反したとき。

二 第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反したとき。

三 第六十三条の二（運行記録計による記録等）の規定に違反したとき。

第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第二項、第一百七十七条の二の二第二項、第一百八条第二項、第一百九条第二項、第一百九条の二、第一百九条の二の二第二項、第一百九条の三第二項、第二百一十條第二項又は第二百一十條第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第二百二十五条第二項第二号中「第一百七十七条の二第三号」を「第一百七十七条の二第一項第三号」に、「第一百七十七条の二の二第三号」を「第一百七十七条の二の二第一項第三号」に改める。

第二百二十六条第四項中「第一百九条の二」を「第九十九条の二の二第一項若しくは第三項」に、「第二項」を「第三項」に改める。

別表第二の上欄中「第二項の罪に当たたる行為（一）を「第三項の罪に当たたる行為（一）に改め、（二）車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。」を削り、「第二十八條第一項第三号の二の罪に当たたる行為」を「第一百八条第二項第一号の罪に当たたる行為（車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。）」に、「第九十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第七号の二、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項を「第九十九条第一項第二号から第六号まで、第十四号から第十六号まで、第十九号若しくは第二十七号、第二十七号第一号から第三号まで又は第三項」に、「第九十九条の二」を「第九十九条の二の二第一項又は第三項」に、「第九十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第二項」を「第九十九条の三第一項又は第三項」に、「第八号まで、第九号」を「第六号まで、第十号」に、「第十号、第十一号、第十二号、第十二号の二若しくは第十四号又は第二項」を「若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項」に、「第二百一十條第一項第一号の二、第五号から第八号まで若しくは第九号の二から第十号まで又は第二項」を「第二百一十條第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号、第二項又は第三項」に改める。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 歩行者の通行方法（第十条―第十五条）」を「第二章 歩行者等の通行方法（第十条―第十五条の二）」に、「運輸者及び」を「車両等の運転者及び」に、「第五章 道路の使用等」を「第四章の三 特定自動運行の許可等（第七十五条の十二―第七十五条の二十九）」に改める。

第二条第一項第九号中「運転する」を「運転し、又は特定自動運行を行う」に、「及び身体障害者の車椅子」を「移動用小形車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小形車」に、「小児用の車その他の」を「乳母車その他の歩きながら用いる」に改め、同項第十号中「軽車両」を「軽車両、移動用小形車」に、「車椅子」を「車、遠隔操作型小形車」に改め、同項第十一号中「身体障害者用の車椅子」を「移動用小形車、身体障害者用の車」に、「もの」を「もの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用すること（当該操作を含む）をいう。以下同じ。）により通行させることができるものを除く。）」に改め、同号イ中「含む」を「含み、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く」に改め、同項第十一号の二中「車椅子」を「車、小児用の車」に、「もの」を「もの（原動機を用いるものにあつては）」に、「内閣府令」を「内閣府令」に、「含む」を「含み、移動用小形車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く」に改め、同項第十一号の三中「車椅子」を「車」に、「限る」を「限り、遠隔操作により通行させることができるものを除く」に改め、同号を同項第十一号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

十一の五 遠隔操作型小形車 人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるものうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

第二条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 移動用小形車 人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものうち、身体障害者用の車以外のものをいう。



第二条第一項第十七号中「自動運行装置を使用する場合を含む」を「特定自動運行を行う場合を除く」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七の二 特定自動運行 道路において、自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

第二条第一項第十八号中「停止し」を「停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし」に改め、同条第三項第一号中「身体障害者用の車椅子」を「移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、小児用の車」に改め、「通行させている者」の下に「遠隔操作型小型車にあつては、遠隔操作により通行させている者を除く。」を加える。

第四条第一項中「歩行者」の下に「若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）を加え、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第五条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第六条第四項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第七条中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第八条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二百二十一条第一項第二号」を「第二百二十一条第一項第三号」に改める。

第二章の章名及び第十号中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十一条の付記中「第二百二十一条第一項第三号」を「第二百二十一条第一項第四号」に、「第二百二十一条第一項第四号」を「第二百二十一条第一項第五号」に改める。

第十二条第一項中「歩行者」を「歩行者等」に、「附近」を「付近」に改め、同条第二項中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十三条中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十三条の二中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第十四条の次に次の三条を加える。  
(歩行者と遠隔操作型小型車との関係)  
第十四条の二 遠隔操作型小型車は、遠隔操作により道路を通行する場合において、歩行者の通行を妨げることとなるときは、当該歩行者に進路を譲らなければならない。

第十四条の三 遠隔操作型小型車（道路を通行しているものに限る。）の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければならない。  
(移動用小型車等を通行させる者の義務)  
第十四条の四 移動用小型車又は遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は、当該移動用小型車又は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識を付けなければならない。

(罰則 第二百二十一条第一項第六号)  
第十五条中「又は」を「若しくは」に、「歩行者」を「歩行者又はこれらの規定若しくは第十四条の二若しくは第十四条の三の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者」に改め、同条の付記中「第二百二十一条第一項第五号」を「第二百二十一条第一項第七号」に改め、同条の次に次の一条及び一章を加える。

(遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置)  
第十五条の二 警察官等は、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。

第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務  
(遠隔操作による通行の届出)  
第十五条の三 遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の使用者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所

三 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

四 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

五 非常停止装置の位置及び形状

六 遠隔操作型小型車の仕様に関する事項として内閣府令で定める事項

前項の規定による届出には、当該届出をする者に係る住民票の写し又は登記事項証明書、当該届出に係る遠隔操作型小型車の仕様を示す書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号（次条において「届出番号等」という。）をその者に通知しなければならない。

(罰則 第一項については第百十九條の二の二第一号、第百二十三條)  
(届出番号等の表示義務)  
第十五条の四 前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

(報告及び検査)  
第十五条の五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(罰則 第一項については第百十九條の二の三第一号、第百二十三條)

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)  
第十五条の六 公安委員会は、遠隔操作型小型車の使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。）を指示することができる。

(罰則 第一百九条の二の二第二号、第二百三十三号)

第十七条の二の付記、第十九条の付記、第二十一条の付記及び第二十五条の付記中「第二百二十一条第一項第六号」を「第二百二十一条第一項第八号」に改める。

第三十三条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十四条の付記及び第三十五条の二の付記中「第二百二十一条第一項第六号」を「第二百二十一条第一項第八号」に改める。

第四十一条の二第二項中「この条」の下に「及び第七十五条の二十二第二項」を加える。

第四十四条の付記及び第四十五条の付記中「第一百九条の二の二第二項第一号」を「第一百九条の二の四第一項第一号」に改める。

第四十五条の二の付記中「第二百二十一条第一項第八号」を「第二百二十一条第一項第十号」に改める。

第四十七条の付記中「第一百九条の二の二第二項第二号」を「第一百九条の二の四第一項第二号」に改める。

第四十八条の付記、第四十九条の三の付記及び第四十九条の四の付記中「第一百九条の二の二第二項第一号」を「第一百九条の二の四第一項第一号」に改める。

第五十一条第一項中「第五十一条の四第一項」の下に「及び第七十五条の二十二第三項」を加える。

第五十一条の三の付記中「第一百七十七条の四第一号」を「第一百七十七条の四第一項第一号」に改める。

第五十一条の四の付記中「第二百二十一条第一項第八号」を「第二百二十一条第一項第十号」に改める。

第五十一条の六第二項中「次条」の下に「及び第七十五条の十三第二項第一号」を加える。

第五十一条の八第三項第二号中「含む」の下に「。第七十五条の十四において同じ」を加え、同号口中「第一百九条の二の二第二項」を「第一百九条の二の四第二項」に改める。

第五十一条の十二の付記及び第五十一条の十五の付記中「第一百七十七条の四第一号」を「第一百七十七条の四第一項第一号」に改める。

第五十四条の付記及び第五十五条の付記中「第二百二十一条第一項第七号」を「第二百二十一条第一項第九号」に改める。

第六十三条の付記中「第二百二十一条第一項第八号」を「第二百二十一条第一項第十号」に改める。

第六十三条の三の付記及び第六十三条の四の付記中「第二百二十一条第一項第六号」を「第二百二十一条第一項第八号」に改める。

第六十三条の八の付記中「第二百二十一条第一項第五号」を「第二百二十一条第一項第七号」に改める。

第六十三条の十一の見出しを「自転車の運転者等の遵守事項」に改め、同条中「を自転車に乗車させる」を「が自転車を運転する」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

2 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章の章名中「運転者」を「車両等の運転者」に改める。

第七十一条第二号中「車椅子」を「車」に改め、同条の付記中「第一百七十七条の四第二号」を「第一百七十七条の四第一項第二号」に改める。

第七十一条の四の二第一項中「道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。」を削る。

第七十一条の五の付記及び第七十一条の六の付記中「第二百二十一条第一項第九号」を「第二百二十一条第一項第十一号」に改める。

第七十二条第一項中「乗務員。以下次項」を「乗務員。次項」に、「含む。以下次項」を「含む。同項」に改め、「講じた措置」の下に「第七十五条の二十三第一項及び第三項において「交通事故発生日時等」という。」を加え、同条第二項中「もより」を「最寄り」に改め、同条の付記中「第一百七十五条の五第一号」を「第一百七十七条の五第一項第一号」に改める。

第七十五条の付記中「第一百九条の二の二第二項」を「第一百九条の二の四第二項」に、「第二百二十一条第一項第八号」を「第二百二十一条第一項第十号」に改める。

第七十五条の二の付記中「第二百二十一条第一項第八号」を「第二百二十一条第一項第十号」に改める。

第七十五条の二の三中「前四章」を「前各章」に改める。

第七十五条の七の付記中「第二百二十一条第一項第六号」を「第二百二十一条第一項第八号」に改める。

第七十五条の八の付記中「第一百九条の二の二第二項第二号」を「第一百九条の二の四第一項第二号」に改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 特定自動運行の許可等

(特定自動運行の許可)

第七十五条の十二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

二 次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）

イ 特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項

ロ 特定自動運行に関する次に掲げる事項

(1) 特定自動運行の経路

(2) 特定自動運行を行う日及び時間帯

(3) 特定自動運行により運送される人又は物

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ハ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先

二 この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者（第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。次条第一項第三号において同じ。）又は特定自動運行業務従事者（第七十五条の十九第一項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。）が実施しなければならない措置に関する次に掲げる事項

(1) 第七十五条の十九第一項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法  
(2) 第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法  
(3) 第七十五条の二十第一項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制  
(4) 第七十五条の二十第二項の規定による表示の具体的方法  
(5) 第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順  
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項の申請書には、特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項（道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（罰則 第一項については第百七十七条の二第二項第三号及び第四号、第百二十三条）

（特定自動運行の許可基準等）

第七十五条の十三 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、同条第二項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしななければならない。

一 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車が行うことができるものであること。

二 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること。

三 第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。

四 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

五 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。

2 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項 国土交通大臣等

二 前項第五号に掲げる事項 前条第二項第二号ロ(1)に規定する経路をその区域を含む市町村（特別区を含む。）の長

（欠格事由）

第七十五条の十四 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

一 第七十五条の二十七第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当該現にその法人の役員として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

二 法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。

（許可の条件）

第七十五条の十五 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。（許可事項の変更）

第七十五条の十六 第七十五条の十二第一項の許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」という。）は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七十五条の十三及び前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定自動運行実施者は、第一項ただし書に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

4 特定自動運行実施者は、第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、公安委員会に届け出なければならない。（罰則 第一項については第百七十七条の二第二項第四号及び第五号、第百二十三条 第三項及び第四項については第百九十九条の二の三第二号、第百二十三条）

（公示）

第七十五条の十七 公安委員会は、第七十五条の十二第一項又は前条第一項の許可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（特定自動運行計画等の遵守）

第七十五条の十八 特定自動運行は、第七十五条の十二第一項の許可を受けた特定自動運行計画（第七十五条の十六第一項又は第三項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第七十五条の二十七第一項第二号において同じ。）及び第七十五条の十五第一項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（第七十五条の十五第二項（第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更され、又は新たに付された条件を含む。）に従わなければならない。

（罰則 第百七十七条の四第二項、第百二十三条）

（特定自動運行を行う前の措置）

第七十五条の十九 特定自動運行実施者は、次項の規定により指定した特定自動運行主任者、第三項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者（以下「特定自動運行業務従事者」という。）に対し、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、内閣府令で定めるところにより教育を行わなければならない。

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二並びに第七十五条の二十三第一項及び第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講じさせるため、当該措置を講ずるために必要な適性について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、特定自動運行主任者を指定しなければならない。

3 特定自動運行実施者は、次条第一項第一号に規定する措置を講じて特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十三第一項及び第二項の規定による措置を講じさせるため、現場措置業務実施者を指定しなければならない。

（特定自動運行中の遵守事項）

第七十五条の二十 特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができる装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

二 第七十五条の二十三第三項の規定による措置を講じさせるため、特定自動運行主任者を当該特定自動運行用自動車に乗車させる措置

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行っているときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所特定自動運行中であることを表示しなければならない。

(特定自動運行主任者の義務)

第七十五条の二十一 前条第一項第一号の規定により配置された特定自動運行主任者は、当該特定自動運行用自動車が行っているときは、同号に規定する装置の作動状態を監視して、当該特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行を終了させるための措置を講じなければならない。

2 特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに、次条又は第七十五条の二十三第一項若しくは第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならない。

(特定自動運行が終了した場合の措置)

第七十五条の二十二 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車又は当該特定自動運行主任者に対し次の各号のいずれかの措置又は命令が行われているときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車を当該措置又は命令に従って通行させるために必要な措置を講じなければならない。

一 第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示

二 第六条第一項の規定による警察官等の交通整理

三 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令

四 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第三項の規定による警察官の指示

五 第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限

六 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令

2 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、又は当該特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車が当該緊急自動車又は消防用車両の通行を妨げないようにするために必要な措置を講じなければならない。

3 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合は、直ちに、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更し、又は当該特定自動運行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければならない。

(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)

第七十五条の二十三 特定自動運行(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三項及び第六項並びに第七十七条第三項において同じ。)において特定自動運行用自動車(第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。)に係る交通事故があつたときは、同号の規定により配置された特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置及び現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置(当該交通事故による人の死傷がないことが明らかでない場合は、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置)を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。第三項及び第四項において同じ。)の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

2 前項に規定する交通事故の現場に到着した現場措置業務実施者は、当該交通事故の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 特定自動運行において特定自動運行用自動車(第七十五条の二十第一項第二号に規定する措置が講じられたものに限る。)に係る交通事故があつたときは、当該交通事故に係る特定自動運行用自動車に同号の規定により乗せさせられた特定自動運行主任者その他の乗務員(第五項において「特定自動運行主任者等」という。は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者(特定自動運行主任者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。))は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

4 前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした特定自動運行主任者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

5 前三項の場合において、当該交通事故の現場にある警察官は、当該交通事故の現場にある現場措置業務実施者又は特定自動運行主任者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

6 第七十二条の二及び第七十三条の規定は、特定自動運行において交通事故があつた場合について準用する。この場合において、第七十二条の二第一項中「前条第三項」とあるのは「第七十五条の二十三第五項」と、「の運転者等」とあるのは「に係る現場措置業務実施者(第七十五条の十九第三項に規定する現場措置業務実施者をいう。以下同じ。))又は特定自動運行主任者等(第七十五条の二十三第三項に規定する特定自動運行主任者等をいう。以下同じ。))と、「同項」とあるのは「同条第五項」と、「現場」とあるのは「当該交通事故の現場」と、第七十三条中「運転者等以外」とあるのは「特定自動運行主任者等以外」と、「の運転者等が第七十二条第一項前段」とあるのは「に係る現場措置業務実施者が第七十五条の二十三第二項に規定する措置を講じ、又は特定自動運行主任者等が同条第三項前段」と、「又は」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

(罰則) 第一項前段及び第三項前段については第七十七条第三項、第七十七条の五第二項、第七十七条の五第三項、第七十七条の五第四項及び第三項後段については第七十九条第二項第六号、第七十九条の四第二項、第七十九条の五第二項、第七十九条の五第三項、第七十九条の五第四項については第七十九条第二項第四号、第七十九条の五第三項(特定自動運行の特則)

第七十五条の二十四 特定自動運行実施者による特定自動運行についてのこの法律の規定(第四章第二節を除く。)の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条第二項	運転者	特定自動運行主任者(第七十五条の十九第二項に規定する特定自動運行主任者をいう。以下同じ。)
第六条第三項	において、	において、特定自動運行主任者又は
第三十三条第三項	運転者は、故障その他の理由により踏切において運転することができなくなつた 非常信号を行う等踏切に故障その他の理由により	特定自動運行主任者は、踏切において特定自動運行が終了した場合において、運転し、又は運転させることができない 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の規定による鉄道事業者又は軌道法(昭和二十九年法律第七号)の規定による軌道事業者への通報(特定自動運行主任者が第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車に乗り等踏切に

第六十三条の二 第一項	運転者	特定自動車運行実施者(第七十五条の十六第一項に規定する特定自動車運行実施者をいう。以下同じ。)
第六十三条の二 第二項	運転者 を運転させ、又は運転して	の特定自動車運行を行わせ、又は特定自動車運行を行つて
第七十五条の三	運転者	特定自動車運行主任者
第七十五条の三 第一項	運転者は、故障その他の理由により	特定自動車運行主任者は、
第七十五条の十 第二項	当該自動車を運転することができなくなつた	特定自動車運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない
	自動車に故障その他の理由により	自動車
	運転者は、故障その他の理由により	特定自動車運行主任者は、
	当該自動車を運転することができなくなつた	特定自動車運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない

(報告及び検査等)

第七十五条の二十五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動車運行実施者に対し、その特定自動車運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所その他の特定自動車運行実施者の事務所立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(罰則 第一項については第百十九条の二の三第三号、第百二十三条)

第七十五条の二十六 公安委員会は、特定自動車運行業務従事者が、特定自動車運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動車運行実施者に対し、特定自動車運行に関し必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、特定自動車運行を行わないことを含む。)を指示することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動車運行実施者による特定自動車運行が道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。)又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

(罰則 第一項については第百十七条の二第二項第六号、第百二十三条)

第七十五条の二十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動車運行実施者に対し、特定自動車運行の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

- 一 特定自動車運行実施者又はその特定自動車運行業務従事者が、特定自動車運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反したとき。
  - 二 特定自動車運行計画が第七十五条の十三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
  - 三 特定自動車運行実施者が第七十五条の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。
- 3 公安委員会は、第一項の規定により特定自動車運行の許可を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(許可の効力の仮停止)

第七十五条の二十八 次の各号のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動車運行実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動車運行の許可の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

- 一 特定自動車運行中の特定自動車運行用自動車に係る交通事故があつたとき。
- 二 特定自動車運行実施者又はその特定自動車運行業務従事者が、特定自動車運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反したとき。

2 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた特定自動車運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならない。

3 仮停止をした警察署長は、速やかに、内閣府令で定める事項を公安委員会に報告しなければならない。

4 仮停止は、前項の規定により報告を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について第七十五条の二十六第一項又は前条第一項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

5 仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項の規定による許可の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該許可の効力の停止の期間に通算する。

(特定自動車運行の許可の取消し等の報告)

第七十五条の二十九 公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

第七十六条の付記中「第百十九條第二項第六号」を「第百十九條第二項第七号」に改める。  
第七十七条の付記中「第百十九條第二項第六号」を「第百十九條第二項第七号」に、「第百十九條第二項第七号」を「第百十九條第二項第八号」に、「第百二十條第二項第四号」を「第百二十條第二項第五号」に改める。

第七十八条の付記中「第百二十一條第一項第八号」を「第百二十一條第一項第十号」に改める。  
第八十一条の付記、第八十一条の二の付記及び第八十二条の付記中「第百十九條第二項第八号」を「第百十九條第二項第九号」に改める。  
第八十九条の付記中「第百十七條の四第三号」を「第百十七條の四第一項第三号」に改める。  
第九十条第二項第四号中「第百十七條」を「第百十七條第一項又は第二項」に改める。  
第九十二条の二第一項の備考一の1及び2並びに五中「第百十七條の四第三号」を「第百十七條の四第一項第三号」に改める。

第九十四条の付記中「第百二十一條第一項第八号」を「第百二十一條第一項第十号」に改める。  
第九十五条の付記中「第百二十一條第一項第十号」を「第百二十一條第一項第十二号」に改める。

第九十七条の二第一項第五号、第一百一条の付記、第一百一条の二の付記及び第一百一条の五の付記中「第一百七条の四第三号」を「第一百七条の四第一項第三号」に改める。  
 第一百七条の四第四号中「第一百七条」を「第一百七条第一項又は第二項」に改める。  
 第一百七条の二第一項第一号中「第一百七条」を「第一百七条第一項又は第二項」に改め、同項第二号中「第一百七条の四第二号」を「第一百七条の四第一項第二号」に改め、同条の付記中「第一百七条第一項第八号」を「第一百七条第一項第十号」に改める。  
 第一百七条の付記中「第一百七条第一項第八号」を「第一百七条第一項第十号」に改める。  
 第一百七条の三の付記中「第一百七条第一項第十号」を「第一百七条第一項第十二号」に改める。  
 第一百七条の三の二の付記中「第一百七条の四第三号」を「第一百七条の四第一項第三号」に改める。

第一百七条の五第二項第四号中「第一百七条」を「第一百七条第一項又は第二項」に改め、同条の付記中「第一百七条第一項第八号」を「第一百七条第一項第十号」に改める。  
 第一百七条の十の付記中「第一百七条第一項第八号」を「第一百七条第一項第十号」に改める。  
 第一百八条の付記中「第一百七条の四第一号」を「第一百七条の四第一項第一号」に改める。  
 第一百八条の三の四の付記、第一百八条の七の付記、第一百八条の十八の付記及び第一百八条の三十一の付記中「第一百七条の五第二号」を「第一百七条の五第一項第二号」に改める。  
 第一百十三条の二中「第七十七条第四項」を「第七十五条の十五第二項（第七十五条の十六第二項）において準用する場合を含む」の規定による条件の変更及び新たな条件の付加、第七十七条第四項に改める。

第一百十六條に次の一項を加える。  
 2 特定自動運行を行う者又は特定自動運行のために使用される者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により、特定自動運行によって他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。  
 第一百十七條に次の一項を加える。

3 特定自動運行において特定自動運行用自動車の交通による人の死傷があつた場合において、第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段又は第三項前段の規定に違反したとき（特定自動運行主任者が違反した場合に限る。）は、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
 第一百十七條の二第二項に次の四号を加える。  
 三 第七十五条の十二（特定自動運行の許可）第一項の許可を受けないで（第七十五条の二十七（許可の取消し等）第一項又は第七十五条の二十八（許可の効力の仮停止）第一項の規定により当該許可の効力が停止されている場合を含む。）特定自動運行を行ったとき。  
 四 偽りその他不正の手段により第七十五条の十二（特定自動運行の許可）第一項又は第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の許可を受けたとき。  
 五 第七十五条の十六（許可事項の変更）第一項の規定に違反して特定自動運行計画を変更したとき。

六 第七十五条の二十六（特定自動運行実施者に対する指示）第一項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。  
 第一百十七條の四に次の一項を加える。  
 2 第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十七條の五第一号中「第一百十七條の規定」を「第一百十七條第一項又は第二項」に改め、同条に次の一項を加える。  
 2 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段、第二項又は第三項前段の規定に違反したとき（第七十五条第三項の違反行為に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。  
 第一百十八條第一項第二号中「第一百十七條の四第二号」を「第一百十七條の四第一項第二号」に改める。  
 第一百十八條の三「車両の運転者」を「者」に改める。

第一百十九條第一項第一号中「車両等の運転者」を「者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）」に改め、同項第二号中「に違反した車両等の運転者」を「の違反となるような行為をした者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）」に改め、同項第十八号中「措置」の下に「（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項第三号中「記録等」の下に「第一項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。  
 六 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項後段又は第三項後段に規定する報告をしなかつたとき。  
 第一百十九條の二の二を第一百十九條の二の四とし、第一百十九條の二の次に次の二条を加える。  
 第一百十九條の二の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の三（遠隔操作による通行の届出）第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、道路において通行させるため遠隔操作型小型車の遠隔操作を行ったとき。  
 二 第十五条の六（遠隔操作型小型車の使用者に対する指示）の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。  
 第一百十九條の二の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の五（報告及び検査）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。  
 二 第七十五条の十六（許可事項の変更）第三項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をし、又は同条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。  
 三 第七十五条の二十五（報告及び検査等）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第一百二十條第一項第一号中「第二項」を「第二項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「車両等の運転者」を「者」に改め、同項第十号中「禁止」の下に「（第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第六項において読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第十三号中「第一項」の下に「（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。  
 四 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第四項の規定による警察官の命令に従わなかつたとき。

第一百二十一條第一項第一号中「歩行者」を「者（第一百十九條第一項第一号及び第二号並びに次号に該当する者を除く。）」に改め、同項中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同項の次に次の一号を加える。  
 六 第十四条の四（移動用小型車等を通行させる者の義務）の規定に違反した者



第二百一十一條第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四條（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六條（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七條（信号機の信号等に従う義務）若しくは第八條（通行の禁止等）第一項の規定の違反となるような行為をした者（当該行為が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に關して行われた場合に限り。）

第二百一十一條第二項第三号中「記録等」の下に「第一項（第七十五條の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項」を加え、同条第三項中「第一項第九号又は第十号」を「第一項第十一号又は第十二号」に改める。

第二百一十三條中「関し」の下に「第百十七條第三項」を加え、「第百十九條の二の二第二項」の下に「第百十九條の二の三まで、第百十九條の二の四第二項」に改める。

第二百二十六條第四項中「第百十九條の二の二第一項」を「第百十九條の二の四第一項」に改める。別表第二の上欄中「第百十九條の二の二第一項」を「第百十九條の二の四第一項」に、「第百二十一條第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号」を「第百二十一條第一項第三号、第八号、第九号、第十一号若しくは第十二号」に改める。

第三條 道路交通法の一部を次のように改正する。  
目次中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「第百八條の三十二の三」を「第百八條の三十二の四」に改める。

第二條第一項第十号中「内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する」を削り、「あつて」の下に「次に掲げるもののうち」を加え、同号に次のように加える。

イ 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車（口に該当するものを除く。）

ロ 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に關し高い技能を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもの

第十條第三項中「歩行者等は」の下に「普通自転車通行指定部分（を）を加え、」がある」を「をい

う。第十七條第二項において同じ」がある」に改める。

第十七條第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「二輪」を「特定小型原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二條第一項第十号口に該当するものをいう。以下同じ）、二輪」に改める。

第十七條の二の見出し中「軽車両」を「特例特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第一項中「軽車両は、前条第一項」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七條第一項」に、「軽車両の」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の」に改め、同条第二項中「軽車両」を「特例特定小型原動機付自転車及び軽車両」に改め、同条を第十七條の三とし、第十七條の次に次の一条を加える。

（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）

第十七條の二 特定小型原動機付自転車のうち、次の各号のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引していないもの（遠隔操作により通行させることができるものを除く。以下この条及び次

条において「特例特定小型原動機付自転車」という。）は、前条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、当該歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することができるものであることを内閣府令で定める方法により表示していること。

二 前号の規定による表示をしている場合においては、車体の構造上、歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのない速度として内閣府令で定める速度を超える速度を出ることができないものであること。

三 前二号に規定するもののほか、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、特例特定小型原動機付自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則）第二項については第百二十一條第一項第八号）

第十八條第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二條第一項第十号イに該当するものをいう。以下同じ）」に、「軽車両」を「特定小型原動機付自転車及び軽車両（以下「特例特定小型原動機付自転車等」という。）」に改める。

第二十五條第二項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第一号中「まがりかど附近」を「曲がり角付近」に、「頂上附近又は勾配」を「頂上付近又は勾配」に改める。

第三十四條第二項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第三項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、同条第四項及び第五項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第三十五條第一項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第三十八條第三項中「軽車両」を「特定小型原動機付自転車等」に改める。

第六十四條中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）

第六十四條の二 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

（罰則）第一項については第百十八條第一項第二号 第二項については第百十八條第一項第三号）

第六十七條第一項及び第二項中「第七十一條の四第三項から第六項まで」を「第七十一條の四第四項から第七項まで」に改め、同条第四項中「第六十四條第一項」の下に「第六十四條の二第一項」を加え、「第七十一條の四第三項から第六項まで」を「第七十一條の四第四項から第七項まで」に改める。

第七十一條第五号の五及び同条の付記中「第百十八條第一項第二号」を「第百十八條第一項第四号」に改める。

第七十一條の四第二項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。第七十一條の四の付記中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める。

第六章の章名中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第八十四條第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第八十五條第一項の表及び第二項の表中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条の付記中「第百十八條第一項第三号」を「第百十八條第一項第五号」に改める。

第八十七条の付記中「第一百八条第一項第四号」を「第一百八条第一項第六号」に改める。  
第一百八条の二第二項第二号中「第一百八条第一項第三号」を「第一百八条第一項第五号」に改める。

第一百八条の二第二項第六号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習  
第一百八条の二第三項中「若しくは第十五号」を「第十五号若しくは第十六号」に改める。  
第一百八条の三の五の見出しを「特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令」に改め、同条中「危険行為」を「自転車危険行為」に、「第一百八条の二第二項第十五号」を「第一百八条の二第二項第十六号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反の行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「特定小型原動機付自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第一百八条の二第二項第十五号に掲げる講習（次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

第一百八条の三の六の見出しを「特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告」に改め、同条中「又は」を「特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為をしたとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき又は」に、「危険行為」を「自転車危険行為」に改め、「国家公安委員会は、」の下に「特定小型原動機付自転車運転者講習及び」を加える。

第一百八条の二十六第一項第四号中「啓発活動、」の下に「特定小型原動機付自転車又は」を加える。  
第一百八条の二十七の見出しを「公安委員会による交通安全教育」に改める。

第一百八条の二十八第一項第一号及び第四項第三号中「自動車等」を「自動車及び原動機付自転車」に改める。  
第一百八条の二十九第二項第四号中「自転車」を「特定小型原動機付自転車又は自転車」に改める。  
第六章の四中第一百八条の三十二の三の次に次の一条を加える。

（特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育）  
第一百八条の三十二の四 特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

第一百九条第一項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。  
第一百十条の二第三項中「若しくは第六項」の下に「第十七条の二第一項」を加える。  
第一百十七条の二の二第二項第二号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。  
第一百十八条第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第一項の規定に違反した者  
三 第六十四条の二（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（当該違反により当該特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。）

第一百九条第一項第二十号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。  
第一百九条の三第一項第五号中「第三項から第六項まで」を「第四項から第七項まで」に改める。  
第一百二十条第一項第十七号中「自転車運転者講習」を「特定小型原動機付自転車運転者講習」に改める。

第二百一十一条第一項第八号中「軽車両の路側帯通行」を「特例特定小型原動機付自転車の歩道通行」第二項、第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）に改める。  
第二百二十五条第二項第一号中「係る車両等」の下に「特定小型原動機付自転車を除く。」を、「除く。」の下に「第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者」を加える。  
別表第二の上欄中「第一百八条第一項第二号」を「第一百八条第一項第四号」に改める。

第四条 道路交通法の一部を次のように改正する。  
目次中「第九十五条」を「第九十五条の六」に、「免許証の更新等」を「免許証等の更新等」に改める。  
第八十七条第六項中「第九十条及び第九十二条の二」を「第九十条第一項及び第九十五条の六第一項」に改める。

第九十二条第二項中「引き換え」を「引換え」に改める。  
第九十二条の二を削る。  
第九十三条第一項第五号中「前条第一項の表の備考一の2」を「第九十五条の六第一項の表の備考一の口」に改める。

第九十三条の二中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。  
第六章第三節中第九十五条の次に次の五条を加える。  
（特定免許情報の記録等）  
第九十五条の二 免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に、その者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の区分部分（同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。）に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。

1 前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。  
一 免許情報記録（個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。）の番号  
二 免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日  
三 免許の種類  
四 第九十三条第二項に規定する条件に係る事項  
五 第九十三条第三項の規定により免許証（仮免許に係るものを除く。以下この条及び第九十五条の四において同じ。）に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの  
3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報（以下「特定免許情報」という。）をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。  
一 免許の効力が停止されているとき。

二 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定により効力を失つていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものがあるとき。



4 免許証及び免許情報記録個人番号カード（その者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）を有する者は、いつでも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納することができる。

5 第一項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、免許を現に受けていない者が第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際においてもすることができる。

6 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が第三項の規定による特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が同条第一項の規定により交付され、第四項の規定により返納されたものとみなす。

7 免許情報記録個人番号カードは、前条の規定の適用については、免許証とみなす。

8 警察官は、第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示を求めた場合において、前項の規定により免許証とみなされた免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対し、警察官が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、これに応じなければならない。

9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

10 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができる。

11 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができる。

12 第一項及び前項の申請の手続並びに第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則 第八項については第二百二十条第一項第十号）

（免許情報記録個人番号カードの特則）

第九十五条の三 免許情報記録個人番号カードについての第九十二条第二項及び第九十三条第二項の規定の適用については、第九十二条第二項中「その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付する」とあるのは「その者の免許情報記録個人番号カード（第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された免許情報記録（同条第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るものに書き換える」と、第九十三条第二項中「免許証に当該条件」とあるのは「免許情報記録個人番号カードの区分部分（第九十五条の二第二項に規定する区分部分をいう。）に当該条件（仮免許に係るものを除く。）」と、「記載しなければ」とあるのは「電磁的方法（次条に規定する電磁的方法をいう。）により記録しなければ」とする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第九十五条の四 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定による当該異なる種類の免許に係る免許証の交付を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

2 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許（仮免許を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）一条の二第二項の規定により、免許（仮免許を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）による当該条件に係る事項の記載を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による当該条件に係る事項の記録を行うものとする。

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）

第九十五条の五 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものに対し、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定にかかわらず、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該異なる種類の免許を与えるものとする。

2 免許を現に受けている者のうち免許情報記録個人番号カードのみを有するものについての第九十二条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録）を受けなければならない」とあるのは「届け出なければ」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する第一項」とする。

3 前項に規定する者のうち次の各号に掲げるものは、同項の規定により読み替えて適用する第九十四条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の変更についての届出をすることを要しない。

- 一 国家公安委員会に対し、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百二十条の第三項の規定により国家公安委員会が同条第一項に規定する戸籍電子証明書（その者の変更した後の本籍を証明するものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者 本籍
- 二 国家公安委員会に対し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百三十三号）第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報（その者の個人番号カードに記録された同法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じている者 住所、氏名及び生年月日

4 国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を各公安委員会に通報するものとする。

- 一 前項第一号に規定する戸籍電子証明書又は同項第二号に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたとき 当該戸籍電子証明書又は当該特定署名用電子証明書記録情報に係る内閣府令で定める事項
- 二 前項第二号に規定する措置が開始され、又は終了したとき 当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証（第七十七条の規定により読み替えて適用する第百一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第百六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。）、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

（免許証等の有効期間）



第六章第五節の節名を次のように改める。

第五節 免許証等の更新等

第百一条の見出しを「免許証等の更新の申請及び定期検査」に改め、同条第一項中「の有効期間の」を「又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)の有効期間の」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「当該免許証」を「当該免許証等」に、「第三項」を「第五項」に改め、同条第二項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第三項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「優良運転者」を「優良運転者又は一般運転者(第九十五条の六第一項の表の備考一の八に規定する一般運転者をいう。第百一条の二の二第一項において同じ。)(九、第九十二条の二第一項の表の備考四)を「同表の備考四」に、「受けて優良運転者」を「受けなければ同表の備考一の二に規定する違反運転者等」に改め、同条第六項中「第百一条の二の二第三項に規定する書面の内容(同条第五項)を「第百一条の二の二第五項の規定により通知された適性検査の結果(同条第七項)に、書面の内容及び当該」を「通知された適性検査の結果及び同項の規定による」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該公安委員会は、その者が同条第三項の規定による申出をしていたときは、同条第七項の規定による適性検査を行った場合その他内閣府令で定める場合を除き、当該申出に係る經由地公安委員会(同条第一項に規定する經由地公安委員会をいう。)に当該免許情報記録の有効期間の更新をすべき旨を通知して、当該經由地公安委員会に第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを行わせるものとする。

第百一条第七項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 免許証(仮免許に係るものを除く。次条第五項において同じ。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

第百一条の二の見出しを「更新期間における免許証等の更新の申請及び適性検査」に改め、同条第一項、第四項及び第五項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

第百一条の二の二の見出しを「免許証等の更新に係る申請の特例」に改め、同条第一項中「免許証の更新を」を「免許証等の更新を」に改め、「優良運転者」の下に「又は一般運転者」を加え、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には」及び「この条及び次条において」を削り、同条第五項中「第三項」を「第五項」に、「書面の送付」を「通知」に、「書面の内容」を「通知に係る適性検査の結果」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項の規定による適性検査の結果を記載した書面を」を削り、「ことによる」を「内容(第三項の規定による申出があつた場合には、その旨を含む。及び前項の規定による適性検査の結果を」に、「送付しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出は、次項の規定による申出をする場合を除き、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに行わなければならない。

3 免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者は、第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出に併せて第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを当該經由地公安委員会において受けたい旨を申し出ることができる。

8 第三項の申出の手續について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百一条の三第一項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条第二項中「前条第三項に規定する書面の内容(同条第五項)を「前条第五項の規定により通知された適性検査の結果(同条第七項)に、書面の内容及び当該」を「通知された適性検査の結果及び同項の規定による」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第百一条の四中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条の次に次の一条を加える。(更新された免許証の交付等)

第百一条の四の二 免許証の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許証(仮免許に係るものを除く。以下この条において同じ。)と引換えに更新された免許証を交付して行う。

2 前項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が同条第三項の規定による更新された特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が前項の規定により交付され、同条第四項の規定により返納されたものとみなす。

3 免許情報記録の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて行う。

4 前項の規定による免許情報記録の書換えを經由地公安委員会において受けた者は、第九十五条の二第四項の規定にかかわらず、免許証を当該經由地公安委員会に返納することができる。

5 第二項の申出の手續について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百一条の二第三項中「仮停止を受けた者」を「免許証を有する者が仮停止を受けたとき」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「及び免許証」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び免許証」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び前項」を「第三項」に、「提出を受けた免許証」を「免許証の提出を受けた場合にあつては、当該仮停止通知書及び当該免許証。次項及び第七項において同じ。」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 免許情報記録個人番号カードを有する者が仮停止を受けたときは、免許情報記録個人番号カードを当該処分をした警察署長に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。

第百三条の二の付記中「第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百四条の三第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを削り、同条に付記として次のように加える。

(罰則 第二項については第百二十三条の二第一号)

第百四条の四第三項中「第百七条第一項第一号」を「第百六条の三第一項第一号」に、「受けたとき」を受け、又は第一項の申出をした者に係る第百六条の四第一項第一号の規定による免許情報記録の抹消を行ったとき(第一項の申出をした者が免許証(仮免許に係るものを除く。次条において同じ。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、当該免許証の返納を受け、かつ、当該免許情報記録の抹消を行ったとき)に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第百五條第一項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「とき」を「とき（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新のいずれをも受けなかつたとき）」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録）

第百五條の二 第百四條の四第二項の規定により免許を取り消された者（同条第三項の規定により免許を受けた者を除く。）及び前条の規定により免許が失効した者（当該免許が失効した日の前日において第九十條第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴証明書（当該取消しを受けた日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五條の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分（第三項において「運転経歴区分」という。）により表示する書面をいう。以下この条及び次条において同じ。）の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

3 第一項に規定する者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報（第百四條の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が前条の規定により効力を失つた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、運転経歴区分により示した情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請することができる。

4 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百六條中「第九十四條第一項」の下に「第九十五條の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、「同条第二項」を「第九十四條第二項」に改め、「再交付をし」の下に「、第九十五條の二第三項の規定により特定免許情報記録の記録をし、同条第四項の規定による免許証の返納を受け、同条第十項の規定により免許情報記録の抹消をし、同条第十一項の規定により免許証の交付をし」を加え、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、「第百四條の四第六項（及び「において準用する場合を含む。」）を削り、「交付し」の下に「、同条第四項の規定により運転経歴情報の記録をし」を加える。

第百七條第一項中「免許を受けた」を「免許証を有する」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に次の一号を加える。

四 免許証の有効期間が満了したとき（第二号に該当する場合を除く。）。

第百七條第二項中「場合」を「場合（同条第三項の規定により免許が与えられる場合を含む。次条第二項において同じ。）」に改め、同条第四項中「第百三條の二第四項若しくは第五項」を「第百三條の二第五項若しくは第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「免許を受けた」を「免許証を有する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十五條の二第五項及び第六項の規定は、前項の規定による免許証の交付について準用する。

6 第三項において準用する第九十五條の二第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

第百七條の付記中「第三項」を「第四項」に改め、同条を第百六條の三とし、第六章第六節中同条の次に次の四條を加える。

（免許情報記録の抹消等）

第百六條の四 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カード

ドを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七條第四項に規定する住所都市町村長に返納した場合、この限りでない。

一 第九十條第一項又は第二号に該当することとなつたとき。

二 第九十條第五項、第百三條第二項若しくは第四項、第百四條の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三條第四項の規定により免許の効力が停止されたとき。

三 免許情報記録の有効期間が満了したとき（第一号に該当する場合を除く。）。

2 第百四條の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四條の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四條の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会に対して前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとする。

（罰則 第一項については第百二十一條第一項第十号）

第百六條の五 公安委員会は、免許証（仮免許に係るものを除く。第百七條において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第百四條の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四條の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四條の四第二項の規定により免許を取り消したときは、その者が第百六條の三第一項の規定により免許証を返納し、かつ、前条第一項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示した場合に限り、第百六條の三第二項の規定による免許証の交付及び前条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

（免許情報記録個人番号カードのみを有していた者の特則）

第百六條の六 第百四條の四第二項の規定により取り消された免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者に対し、同条第三項の規定により免許を与えるときは、第九十二條第一項の規定にかかわらず、第百六條の四第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該免許を与えたものとする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則）

第百七條 現に受けている免許（仮免許を除く。）について免許情報記録個人番号カードを有していた者であつて、第百三條の二第四項又は第百六條の四第一項第二号の規定による免許情報記録の抹消を受けたことその他の事情により免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者となつたものについては、その直近において有していた免許情報記録個人番号カードを引き続き有している者とみなして、第九十五條の二第二十一項、第九十五條の五第五項及び第三項、第百一条から第百一条の四まで（第百一条の二の二第三項を除く。）、第百一条の四の二第三項並びに第百五條の規定を適用する。この場合において、第百一条の四の二第三項中「が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて」とあるのは、「に對し、当該更新をした旨を証する書面を交付して」とする。

第百七條の五第六項中「第百三條の二第四項若しくは第五項」を「第百三條の二第五項若しくは第六項」に改め、同条第十項中「第百三條の二」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「同条第五項」を「同条第三項中「有する」とあるのは「所持する」と、同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十一項後段を削り、同条の付記中「第百二十一條第一項第十号」を「第百二十一條第一項第十号 第十一項については第百二十三條の二第一号」に改める。

第百八條の二第一項第十一号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「第九十二條の二第一項」を「第九十五條の六第一項」に改める。

第百八條の三十二の二の付記及び第百八條の三十二の三の付記中「第百二十三條の二」を「第百二十三條の二第二号」に改める。

第百八條の三十三中「第九十二條の二第一項」を「第九十五條の六第一項」に改める。

第九十九条の見出しを「出頭命令」に改め、同条第一項中「免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管する」を「内閣府令で定めるところにより、その者に對し、日時及び場所を指定して、第五号に掲げる事由に係る事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずる」に改め、同項後段及び同条第二項から第六項までを削り、同条に付記として次のように加える。

(罰則 第二百二十三條の二第一号)  
 第一百二十二條第一項中「第四百四條の四第六項(第一百五條第二項において準用する場合を含む。)」を「第一百五條の二第二項及び第四項」に改め、同項第三号中「第九十二條第一項」の下に「又は第九十五條の二第十一項」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第九十五條の二第三項の規定による特定免許情報記録又は第九十五條の三の規定により読み替えて適用する第九十二條第二項の規定若しくは第九十六條の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者(免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に第九十五條の二第一項の規定による申請をした者その他の政令で定める者を除く。) 特定免許情報記録手数料  
 第一百二十二條第五号中「免許証等の更新」を「免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に改め、同項第五号の二中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。  
 第一百十七條の二の二第一項第九号中「又は」を「若しくは」に、「交付」を「交付又は特定免許情報記録」に改める。

第一百十七條の四第一項第三号中「免許証の更新及び」を「免許証等の更新の申請及び」に、「免許証の更新の特例」を「更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査」に改める。  
 第一百二十條第一項第十号中「第四項又は」を「第四項」に、「の規定」を「又は第九十五條の二(特定免許情報記録等) 第八項の規定」に改め、同項第十五号中「免許証」の下に「免許情報記録個人番号カード」を加える。

第一百二十一條第一項第十号中「第一項」を「第一項(第九十五條の五(免許情報記録個人番号カード)のみを有する者の特例) 第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に、「第七百七條(一)を「若しくは第四項、第六條の三(一)に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項、第六條の四(免許情報記録の抹消等) 第一項」に改める。  
 第二百二十三條の二を次のように改める。  
 第二百二十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四百四條の三(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等) 第二項(第七百七條の五(自動車等の運転禁止等) 第十一項において準用する場合を含む。又は第九十九條(出頭命令) の規定による警察官の命令に従わかつた者  
 二 第九十八條の三十二の二(運転免許取得者等教育の認定) 第三項(第九十八條の三十二の三(運転免許取得者等検査の認定) 第二項において準用する場合を含む。の規定に違反した者

附則  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九條の規定 公布の日  
 二 第一条並びに附則第六條、第十一條及び第十五條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日  
 三 第三条並びに附則第四條、第十二條(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等)に關する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一號) 第七條第一項第二号の改正規定(「第一百八條第一項第三号」を「第一百八條第一項第五号」に改める部分に限る。及び第十四條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日)

四 第四条並びに附則第五條、第十條及び第十三條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(調整規定)  
 第二条 道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四號) 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までとの間における第二条の規定による改正後の道路運送車両法第七十五條の十二第三項の規定の適用については、同項中「自動車検査証記録事項」とあるのは「自動車検査証」と、「第五十八條第二項」とあるのは「第六十條第一項」と、「が記載された書面」とあるのは「の写し」とする。

(免許の拒否等に関する経過措置)  
 第三条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定) の施行前にした行為を理由とする免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止については、なお従前の例による。

(特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置)  
 第四条 第三条の規定による改正後の道路運送車両法第八條の三の五第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に特定小型原動機付自転車の運転に關し同項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為を反復してした者について適用する。

(免許証の保管等に関する経過措置)  
 第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の道路運送車両法(以下この条において「旧法」という。) 第九十四條の三第三項(旧法第九十四條の五第十一項において読み替えて適用する場合を含む。又は第九十九條第一項の規定により保管されている免許証又は国際運転免許証若しくは外国運転免許証の保管及び返還並びにこれらの規定により交付されている保管証については、なお従前の例による。  
 2 第四条の規定による改正後の道路運送車両法第二百二十三條の二第一号に係る部分に限る。の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行前にされた旧法第九十四條の三第二項(旧法第九十七條の五第十一項において準用する場合を含む。の規定による命令に係る違反行為については、適用しない。

(罰則等に関する経過措置)  
 第六条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定) の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 第七条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。次条において同じ) の施行前にした行為に係る放置違反金の取扱いに關しては、なお従前の例による。  
 第八条 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに關しては、なお従前の例による。

(政令への委任)  
 第九条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
 (自衛隊法の一部改正)  
 第十条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五號) の一部を次のように改正する。

第一百五條の十六第三項中「の有効期間及び」を「及び道路運送車両法第九十五條の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期間並びに」に、「道路運送車両法第九十二條の二第一項から第三項まで及び」を「同法第九十五條の六第一項及び第二項並びに」に改める。  
 (土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)  
 第十一条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「第七百七條の二第一号」を「第七百七條の二第一項第一号」に、「第六号、第七百七條の二の二第一号」を「第四号、第七百七條の二の二第一項第一号」に、「第七百七條の四第一号の二又は第七百八條第一項第七号」を「第七百七條の四第二号又は第七百八條第一項第三号」に改め、同項第三号中「第二号又は」を「第二項第一号又は」に、「第二号の二」まで、「第三号の二、第五号、第九號の二若しくは第十五号」を「第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号」に改める。

第十二条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第一号中「第百七十七条」を「第百七十七条第一項又は第二項」に改め、同項第二号中「第百七十七条の四第二号」を「第百七十七条の四第一項第二号」に、「第百七十七条の四第二号」を「第百七十七条の四第二号」に改める。

第十三条 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「運転免許証」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」を加え、同条第三項中「運転免許証」の下に「その他の前項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加える。

第八条第二項中「添付し」を「添付し」に改め、「運転免許証」の下に「その他の第五号第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料」を加える。

第十四条 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同項第十号」を「同法第十八条第一項」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第十五条 自動車運転代行業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第百七十七条の二第四号及び第五号、第百七十七条の二の二第八号から第十号まで、第百七十八条第一項第四号、第百七十九条の二第二項第三号、第百七十九条の三第一項第四号並びに第百二十条第一項第十一号の三」を「第百七十七条の二第二項、第百七十七条の二の二第二項、第百七十八条第二項第三号、第百七十九条の二、第百七十九条の二の二第二項並びに第百七十九条の三第二項第一号」に改め、同項の表第七十四条の三第一項の項中「及び」を「」に、「」を除く。以下この「」及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この「」に改め、同表第七十四条の三第二項の項中「及び第六項」を「」に改め、同表第七十五条の付記の項中「第七項及び第八項の項中「及び第八項」を「から第九項まで」に改め、同表第七十五条の付記の項中「第百七十九条の二第一項第三号」を「第百七十九条の二の二第二項」に、「第百七十九条の三第一項第四号」を「第百七十九条の三第二項第一号」に改め、同表第百七十七条の二第四号の項中「第百七十七条の二第四号」を「第百七十七条の二第二項第一号」に改め、同表第百七十七条の二第五号の項中「第百七十七条の二第五号」を「第百七十七条の二第二項第二号」に改め、同表第百七十七条の二の二第八号の項中「第百七十七条の二の二第八号」を「第百七十七条の二の二第二項第一号」に改め、同表第百七十七条の二の二第九号の項中「第百七十七条の二の二第九号」を「第百七十七条の二の二第二項第二号」に改め、同表第百七十七条の二の二第十号の項中「第百七十七条の二の二第十号」を「第百七十七条の二の二第二項第三号」に改め、同表第百七十八条第一項第四号の項中「第百七十八条第一項第四号」を「第百七十八条第二項第三号」に改め、同表第百七十八条第一項第五号の項中「第百七十八条第一項第五号」を「第百七十八条第二項第四号」に改め、同表第百七十九条第一項第十一号の項中「第百七十九条第一項第十一号」を「第百七十九条第二項第四号」に改め、同表第百七十九条第一項第十二号の項中「第百七十九条第一項第十二号」を「第百七十九条第二項第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

第百七十九条の二  
第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項(運転代行業務法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

第四項	第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項(運転代行業務法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
-----	--

同条第六項

第七十四条の三第六項(運転代行業務法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

第八項

第十九条第一項の表第百七十九条の二第一項第三号の項中「第百七十九条の二第一項第三号」を「第百七十九条の二の二第二項」に、「第一項第七号の規定に違反する行為」を「第一項第七号の規定に違反したとき」に、「違反する行為」を「違反したとき」に、「に係るもの」を「を」をすることを命じ、又は容認した場合に改め、同表第百七十九条の三第一項第四号の項を次のように改める。

第百七十九条の三  
第二項第一号

とき	若しくは
又は	とき又は運転代行業務法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反したとき(前条第二項の規定に該当する場合を除く。)

第十九条第一項の表第百二十条第一項第十一号の三の項及び第百二十三条の項を削り、同条第二項中「第百七十七条の二第四号及び第五号、第百七十七条の二の二第八号から第十号まで、第百七十八条第一項第四号並びに第百七十九条の二第一項第三号」を「第百七十七条の二第二項、第百七十七条の二の二第二項、第百七十八条第二項第三号及び第百七十九条の二の二第二項」に改め、同条第四項中「第百七十九条の三第一項第四号(同法第四十七条及び第七十五条の八第一項)」を「第百七十九条の三第二項第一号(同法第五十一条の五第一項)」に改める。

第十六条 自動車運転代行業務の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表以外の部分中「第百七十七条の二第二項」を「第百七十七条の二第二項第一号及び第二号」に、「第百七十九条の二の二第二項」を「第百七十九条の二の四第二項」に改め、同項の表第七十五条の付記の項及び第百七十九条の二の二第二項の項中「第百七十九条の二の二第二項」を「第百七十九条の二の四第二項」に改め、同条第二項中「第百七十七条の二第二項」を「第百七十七条の二の四第二項」に改め、同表第百七十九条の二の二第二項を「並びに第百七十九条の二の四第二項」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫  
防衛大臣 岸 信夫

道路交通法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第一条関係）	．．．．．	1
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第二条関係）	．．．．．	56
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第三条関係）	．．．．．	119
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第四条関係）	．．．．．	143
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（附則第十条関係）	．．．．．	192
○	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）（附則第十一条関係）	．．．．．	193
○	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）（附則第十二条関係）	．．．．．	195
○	タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（附則第十三条関係）	．．．．．	196
○	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）（附則第十四条関係）	．．．．．	198
○	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（附則第十五条関係）	．．．．．	199
○	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（附則第十六条関係）	．．．．．	207



改 正 後	改 正 前
<p>（信号機の信号等に従う義務）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（罰則）<u>第一百九条第一項第二号、同条第三項、第二百二十一条第一項第一号</u></p> <p>（通行の禁止等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第一百九条第一項第二号、同条第三項、第二百二十一条第一項第一号</u>、<u>第五項については第二百二十一条第一項第二号</u></p> <p>（歩行者用道路を通行する車両の義務）</p> <p>第九条（略）</p> <p>（罰則）<u>第一百九条第一項第二号、同条第三項</u></p> <p>（行列等の通行）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第二百二十一条第一項第三号</u>、<u>第二項及び</u></p>	<p>（信号機の信号等に従う義務）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（罰則）<u>第一百九条第一項第一号の二、同条第二項、第二百二十一条第一項第一号</u></p> <p>（通行の禁止等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第一百九条第一項第一号の二、同条第二項、第二百二十一条第一項第一号</u>、<u>第五項については第二百二十一条第一項第一号の二</u></p> <p>（歩行者用道路を通行する車両の義務）</p> <p>第九条（略）</p> <p>（罰則）<u>第一百九条第一項第一号の二、同条第二項</u></p> <p>（行列等の通行）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第二百二十一条第一項第二号</u>、<u>第二項及び</u></p>



第三項については第二百二十一条第一項第四号

(通行方法の指示)

第十五条 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第五号)

(通行区分)

第十七条 (略)

2 5 6 (略)

(罰則 第一項から第三項まで及び第六項については第一百十九条第一項第六号 第四項については第一百七条の二第二項第四号、第一百七条の二の二第一項第八号イ、第一百十九条第一項第六号)

(軽車両の路側帯通行)

第十七条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第二百二十一条第一項第六号)

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百十九条第一項第六号)

(軽車両の並進の禁止)

第三項については第二百二十一条第一項第三号

(通行方法の指示)

第十五条 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第四号)

(通行区分)

第十七条 (略)

2 5 6 (略)

(罰則 第一項から第三項まで及び第六項については第一百十九条第一項第二号の二 第四項については第一百七条の二第六号、第一百七条の二の二第十一号イ、第一百十九条第一項第二号の二)

(軽車両の路側帯通行)

第十七条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第二百二十一条第一項第五号)

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百十九条第一項第二号の二)

(軽車両の並進の禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第六号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第三号、同条第三項)

(路線バス等優先通行帯)

第二十條の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第三号、同条第三項)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第六号)

(最高速度)

第二十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第一百八条第一項第一号、同条第三項)

(急ブレーキの禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第三号、同条第二項)

(路線バス等優先通行帯)

第二十條の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第三号、同条第二項)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(最高速度)

第二十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第一百八条第一項第一号、同条第二項)

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号口、第一百十九条第一項第三号)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第二百二十一条第一項第六号第三項については第一百二十条第一項第二号)

(横断等の禁止)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百十九条第一項第六号 第二項については第一百二十条第一項第四号、同条第三項)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ハ、第一百十九条第一項第四号、第一百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

第二十四条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の二第十一号口、第一百十九条第一項第一号の三)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第二百二十一条第一項第五号第三項については第一百二十条第一項第二号)

(横断等の禁止)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百十九条第一項第二号の二 第二項については第一百二十条第一項第四号、同条第二項)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の二第十一号ハ、第一百十九条第一項第一号の四、第一百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ニ、第百二十條第一項第二号 第三項については第百二十條第一項第三号、同条第三項)

(追越しの方法)

第二十八條 (略)

2ゝ4 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ホ、第百十九條第一項第六号 第二項及び第三項については第百十九條第一項第六号)

(追越しを禁止する場合)

第二十九條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第六号)

(追越しを禁止する場所)

第三十條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第五号、同条第三項)

(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)

第三十一條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第六号)

(踏切の通過)

(罰則 第二項については第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第十一号ニ、第百二十條第一項第二号 第三項については第百二十條第一項第三号、同条第二項)

(追越しの方法)

第二十八條 (略)

2ゝ4 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七條の二第六号、第百十七條の二の二第十一号ホ、第百十九條第一項第二号の二 第二項及び第三項については第百十九條第一項第二号の二)

(追越しを禁止する場合)

第二十九條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第二号の二)

(追越しを禁止する場所)

第三十條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第二号、同条第二項)

(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)

第三十一條 (略)

(罰則 第百十九條第一項第二号の二)

(踏切の通過)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第五号、同条第三項)

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第六号 第六項については第百二十条第一項第二号)

(指定通行区分)

第三十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第三号、同条第三項 第二項については第百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(交差点における他の車両等との関係等)

第三十六条 (略)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第五号 第六項については第百二十条第一項第二号)

(指定通行区分)

第三十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第三号、同条第二項 第二項については第百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第五号)

(交差点における他の車両等との関係等)

第三十六条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第二号 第二項から第四項までについては第一百十九条第一項第六号)

(環状交差点における他の車両等との関係等)

第三十七条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第六号)

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第五号、同条第三項)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八条の二 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第六号)

(徐行すべき場所)

第四十二条 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第五号、同条第三項)

(指定場所における一時停止)

第四十三条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第二号 第二項から第四項までについては第一百十九条第一項第二号の二)

(環状交差点における他の車両等との関係等)

第三十七条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号の二)

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号、同条第二項)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八条の二 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号の二)

(徐行すべき場所)

第四十二条 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号、同条第二項)

(指定場所における一時停止)

第四十三条 (略)

(罰則 第一百九条第一項第五号、同条第三項)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 旅客の運送の用に供する自動車(乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。)が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものを除く。をする場合に限る。)

(罰則 第一項については第一百九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百九条の三第一項第一号、同条第三項)

(罰則 第一百九条第一項第二号、同条第二項)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。)又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車(同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。)が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものを除く。を場合に限る。)

(罰則 第一項については第一百九条の二の二第一項第一号、同条第二項、第一百九条の三第一項第一号、同条第二項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第九号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)



(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 時間制限駐車区間における車両の駐車(第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該旅客の運送の用に供する自動車の駐車を除く。次条において同じ。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2～4 (略)

(罰則 第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第三項については第百十九条の二第二項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第三項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第百十九条の二第二項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 (略)

(罰則 後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(交差点等への進入禁止)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 時間制限駐車区間における車両の駐車(第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車の駐車を除く。次条において同じ。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2～4 (略)

(罰則 第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項 第三項については第百十九条の二第二項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項 第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第二項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第百十九条の二第二項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 (略)

(罰則 後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(交差点等への進入禁止)

第五十条 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第五号、同条第三項)

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 (略)

(罰則 第一百九条第一項第七号)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 (略)

2 22 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第一項第七号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2 18 (略)

(罰則 第二項については第二百二十一条第一項第八号)

(報告徴収等)

第五十一条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百九条の三第二項第一号、第二百二十三条)

第五十条 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第五号、同条第二項)

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 (略)

(罰則 第一百九条第一項第三号)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 (略)

2 22 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第一項第三号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2 18 (略)

(罰則 第二項については第二百二十一条第一項第九号)

(報告徴収等)

第五十一条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百九条の三第一項第五号、第二百二十三条)

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第一百十九条の二の二第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(車両等の灯火)

第五十二条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第三項第二項については第一百七条の二第二項第四号、第一百七条の二の二第二項第八号へ、第二百二十条第一項第六号、同条第三項)

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第一百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(車両等の灯火)

第五十二条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第二項第二項については第一百七条の二第六号、第一百七条の二の二第十一号へ、第二百二十条第一項第八号、同条第二項)

(合図)

第五十三条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項、第二項及び第四項については第百二十条第一項第六号、同条第三項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項  
第二項については第百七条の二第一項第四号、第百七条の二の二第一項第八号ト、第百二十一条第一項第七号)

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第七号)

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十八条第二項第一号、第百十九条第

(合図)

第五十三条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項、第二項及び第四項については第百二十条第一項第八号、同条第二項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項  
第二項については第百七条の二第六号、第百七条の二の二第十号ト、第百二十一条第一項第六号)

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第六号)

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十八条第一項第二号、第百十九条第

二項第一号、第二百二十条第二項第二号、第二百二十三条 第二項については第二百二十一条第二項第一号、第二百二十三条

(制限外許可証の交付等)

第五十八条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第三項については第二百二十一条第二項第二号、第二百二十三条)

(積載物の重量の測定等)

第五十八条の二 (略)

(罰則 第一百九条第一項第八号)

(過積載車両に係る措置命令)

第五十八条の三 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第一百九条第一項第九号)

(過積載車両の運転の要求等の禁止)

第五十八条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百八条第二項第二号、第二百二十三条)

一項第三号の二、第二百二十条第一項第十一号、第二百二十三条 第二項については第二百二十一条第一項第七号、第二百二十三条

(制限外許可証の交付等)

第五十八条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第三項については第二百二十一条第一項第八号、第二百二十三条)

(積載物の重量の測定等)

第五十八条の二 (略)

(罰則 第一百九条第一項第三号の三)

(過積載車両に係る措置命令)

第五十八条の三 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第一百九条第一項第三号の四)

(過積載車両の運転の要求等の禁止)

第五十八条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百八条第一項第三号、第二百二十三条)

(自動車の牽引制限)

第五十九条 (略)

25 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条)

(自動車以外の車両の牽引制限)

第六十条 (略)

(罰則 第百二十一条第二項第一号、第百二十三条)

(危険防止の措置)

第六十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第十号)

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 (略)

(罰則 第百十九条第二項第二号、同条第三項、第百二十条第一項第七号、同条第三項、第百二十三条)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

28 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第十一号 第二項

(自動車の牽引制限)

第五十九条 (略)

25 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条)

(自動車以外の車両の牽引制限)

第六十条 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第七号、第百二十三条)

(危険防止の措置)

第六十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第四号)

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第五号、同条第二項、第百二十条第一項第八号の二、同条第二項、第百二十三条)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

28 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第六号 第二項に

については第百十九条第一項第十二号 第七項については第百二十一条第一項第八号)

(運行記録計による記録等)

第六十三条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第二項第三号、第百二十三条)

(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の二の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百十九条第二項第三号、第百二十三条)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第六号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

については第百十九条第一項第七号 第七項については第百二十一条第一項第九号)

(運行記録計による記録等)

第六十三条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第九号の二、第百二十三条)

(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の二の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百十九条第一項第七号の二、第百二十三条)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第五号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第五号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第七号、同条第三項)

(自転車の検査等)

第六十三条の十 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第二項第八号 第二項については第二百二十条第一項第九号)

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百七条の二の二第一項第一号 第二項については第二百七条の二の二第二項第二号 第三項については第二百七条の三の二第一号)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第四号)

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第二百二十条第一項第八号の二、同条第二項)

(自転車の検査等)

第六十三条の十 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第八号の三 第二項については第二百二十条第一項第八号の四)

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百七条の二の二第一号 第二項については第二百七条の二の二第二号 第三項については第二百七条の三の二第一号)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2・3 (略)



4 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七條の二の二第一項第六号及び第百十七條の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則 第一項については第百十七條の二第一項第一号、第百十七條の二の二第一項第三号 第二項については第百十七條の二第一項第二号、第百十七條の二の二第一項第四号 第三項については第百十七條の二の二第一項第五号、第百十七條の三の二第二号 第四項については第百十七條の二の二第一項第六号、第百十七條の三の二第三号）

（過労運転等の禁止）

第六十六條 （略）

（罰則 第百十七條の二第一項第三号、第百十七條の二の二第一項第七号）

（危険防止の措置）

第六十七條 （略）

2～4 （略）

（罰則 第一項については第百十九條第一項第十三号 第三項については第百十八條の二）

4 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七條の二の二第六号及び第百十七條の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則 第一項については第百十七條の二第一号、第百十七條の二の二第三号 第二項については第百十七條の二第二号、第百十七條の二の二第四号 第三項については第百十七條の二の二第五号、第百十七條の三の二第二号 第四項については第百十七條の二の二第六号、第百十七條の三の二第三号）

（過労運転等の禁止）

第六十六條 （略）

（罰則 第百十七條の二第三号、第百十七條の二の二第七号）

（危険防止の措置）

第六十七條 （略）

2～4 （略）

（罰則 第一項については第百十九條第一項第八号 第三項については第百十八條の二）

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号チ、第一百九条第一項第十四号、同条第三項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行ふことができないものに限る。第一百八条第一項第二号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八条第一項第二号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の二第十一号チ、第一百九条第一項第九号、同条第二項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行ふことができないものに限る。第一百八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八条第一項第三号の二において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五については第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号)

(自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の二 (略)

(罰則 第百二十条第一項第十号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 5 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第五号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十六号、同条第三項)

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第九号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第九号の二 第五号の五については第百十七条の四第一号の二、第百十八条第一項第三号の二)

(自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の二 (略)

(罰則 第百二十条第一項第九号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 5 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第六号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第九号の三、同条第二項)

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第二項第九号、同条第三項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号、同条第三項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項前段については第百七十七条第一項、同条第二項、第百七十七条の五第一号 第一項後段については第百十九条第一項第十号 第二項については第百二十条第一項第十一号)

(妨害の禁止)

第七十三条 (略)

(罰則 第百二十条第一項第十号)

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を営む者を除く。以下同じ。))及び貨

2～4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項前段については第百七十七条第一項、同条第二項、第百七十七条の五第一号 第一項後段については第百十九条第一項第十号 第二項については第百二十条第一項第十一号の二)

(妨害の禁止)

第七十三条 (略)

(罰則 第百二十条第一項第九号)

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を営む者を除く。以下同じ。))及び貨

利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2～6 (略)

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えるとともに、同項の業務を行うため必要な機材を整備しなければならない。

8 公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

9 (略)

(罰則 第一項、第四項、第六項及び第八項については第百十九条の二、第百二十三条 第五項については第百二十条第二項第三号、第百二十三条)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2～11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三条 第一項第二号及び第五号については第百十八条第

物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2～6 (略)

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

(新設)

8 (略)

(罰則 第一項、第四項及び第六項については第百二十条第一項第十一号の三、第百二十三条 第五項については第百二十一条第一項第九号の二、第百二十三条)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2～11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七条の二の二第八号、第百二十三条 第一項第二号及び第五号については第百十八条第一項第

二項第三号、第二百二十三条 第一項第三号については第百十七条の二第二項第一号、第百十七条の二の二第二項第二号、第百二十三条 第一項第四号については第百十七条の二第二項第二号、第百十七条の二の二第二項第三号、第百二十三条 第一項第六号については第百十八条第二項第四号、第百十九条第二項第四号、第百二十三条 第一項第七号については第百十九条の二の二第二項、第百二十三条 第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条 第十一項については第百二十一条第一項第八号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第八号)

(危険防止等の措置)

第七十五条の三 (略)

(罰則 第百十九条第一項第十八号)

(最低速度)

第七十五条の四 (略)

(罰則 第百十七条の二第二項第四号、第百十七条の二の二第二項第八号、第百二十条第一項第十二号)

(横断等の禁止)

四号、第二百二十三条 第一項第三号については第百十七条の二第四号、第百十七条の二の二第九号、第百二十三条 第一項第四号については第百十七条の二第五号、第百十七条の二の二第十号、第百二十三条 第一項第六号については第百十八条第一項第五号、第百十九条第一項第十一号、第百二十三条 第一項第七号については第百十九条の二第二項第三号、第百二十三条 第二項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条 第十一項については第百二十一条第一項第九号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第九号)

(危険防止等の措置)

第七十五条の三 (略)

(罰則 第百十九条第一項第十二号の二)

(最低速度)

第七十五条の四 (略)

(罰則 第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号、第百二十条第一項第十二号)

(横断等の禁止)

第七十五条の五 (略)

(罰則 第一百九条第一項第六号)

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第六号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の二第一項第四号、第一百七  
条の二の二第一項第八号又、第一百九条の二の二第一項第二号、第  
百十九条の三第一項第四号 第二項については第一百九条第一項第  
七号)

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項から第四項までについては第二百一十条第一項第三号  
、同条第三項)

(自動車の運転者の遵守事項)

第七十五条の十 (略)

第七十五条の五 (略)

(罰則 第一百九条第一項第二号の二)

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の二第六号、第一百七条の二  
の二第十一号又、第一百九条の二第一項第二号、第一百九条の三第  
一項第四号 第二項については第一百九条第一項第三号)

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項から第四項までについては第二百一十条第一項第三号  
、同条第二項)

(自動車の運転者の遵守事項)

第七十五条の十 (略)

(罰則 第一百九条第一項第十九号、同条第三項)

(故障等の場合の措置)

第七十五条の十一 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百二十条第一項第十三号)

(禁止行為)

第七十六条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第一百八条第二項第五号、第一百二十三条 第三項については第一百九条第二項第六号、第一百二十三条 第四項については第一百二十条第一項第十号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2 3 7 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第二項第六号、第一百二十三条 第三項及び第四項については第一百九条第二項第七号、第一百二十三条 第七項については第一百二十条第二項第四号、第一百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)

(罰則 第一百九条第一項第十二号の三、同条第二項)

(故障等の場合の措置)

第七十五条の十一 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百二十条第一項第十二号の二)

(禁止行為)

第七十六条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第二項及び第三項については第一百八条第一項第六号、第一百二十三条 第三項については第一百九条第一項第十二号の四、第一百二十三条 第四項については第一百二十条第一項第九号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2 3 7 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第一項第十二号の四、第一百二十三条 第三項及び第四項については第一百九条第一項第十三号、第一百二十三条 第七項については第一百二十条第一項第十三号、第一百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)



2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条

)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条

)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条

)

(第一種免許)

第八十五条 (略)

2～12 (略)

2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第九号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三

条)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三

条)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三

条)

(第一種免許)

第八十五条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第一百十八条第一項第三号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第二項後段については第一百十八条第一項第四号 第三項については第一百二十条第一項第十四号、同条第三項)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百十七条の四第三号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第一百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)

四・五 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第一百十八条第一項第七号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第二項後段については第一百十八条第一項第八号 第三項については第一百二十条第一項第十四号、同条第二項)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百十七条の四第二号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第一百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)

四・五 (略)

3～14 (略)

(免許の条件)

第九十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第二十号)

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 (略)

2～4 (略)

(罰則 第二項については第百十九条第一項第二十号)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で

3～14 (略)

(免許の条件)

第九十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第十五号)

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 (略)

2～4 (略)

(罰則 第二項については第百十九条第一項第十五号)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で

---

定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合）に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日）の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許

---

定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合）に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日）の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許

がその結果第二百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失った免許に係る免許証の有効期間の末日、第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4  
において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4  
において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

がその結果第二百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失った免許に係る免許証の有効期間の末日、第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4  
において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4  
において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

二〇四 (略)

五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 (略)

2〇4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第八号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第十号、同条第三項)

二〇四 (略)

五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 (略)

2〇4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第九号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第十号、同条第二項)

第二項については第百二十条第一項第十号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一〜四 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。)で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの(以下「特定取消処分者」という。)のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

2〜4 (略)

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

第二項については第百二十条第一項第九号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一〜四 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。)で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの(以下「特定取消処分者」という。)のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

2〜4 (略)

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

員資格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

ハ 第百十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪(第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第百一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第三号)

(免許証の更新の特例)

第百一条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第三号)

員資格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

ハ 第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪(第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第百一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第二号)

(免許証の更新の特例)

第百一条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第二号)



(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第三号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなった時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く)。

四・五 (略)

3～10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第二号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなった時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く)。

四・五 (略)

3～10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百七十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第百十八条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第百十九条第一項第一号から第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2 3 7 (略)

(罰則 第三項については第百二十一条第一項第八号)

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第百二十一条第一項第八号)

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)第二十

四条第一項の運転免許証(第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。)又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証

一 (略)

二 第百七十七条の二第一号、第三号若しくは第六号、第百七十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第一号の二又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第百十八条第一項第一号若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2 3 7 (略)

(罰則 第三項については第百二十一条第一項第九号)

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第百二十一条第一項第九号)

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)第二十

四条第一項の運転免許証(第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。)又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証

を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)

(を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。))は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。))又は出入国管理及び難民認定法第六十条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百七十七条の二の二第一項第一号において同じ。))をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。))で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を

を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)

(を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。))は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。))又は出入国管理及び難民認定法第六十条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百七十七条の二の二第一号において同じ。))をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。))で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し

運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第一百七条の三 (略)

(罰則 前段については第二百二十一条第二項第十号、同条第三項後段については第二百二十条第一項第十号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第一百七条の三の二 (略)

(罰則 第一百七十七条の四第三号)

(臨時適性検査)

第一百七条の四 (略)

2 4 (略)

(罰則 第三項については第一百九条第一項第二十号)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者

若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第一百七条の三 (略)

(罰則 前段については第二百二十一条第二項第十号、同条第二項後段については第二百二十条第一項第九号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第一百七条の三の二 (略)

(罰則 第一百七十七条の四第二号)

(臨時適性検査)

第一百七条の四 (略)

2 4 (略)

(罰則 第三項については第一百九条第一項第十五号)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者

に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四 (略)

3～11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第八号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号)

第百九条の三 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第二項第二号、第二百二十三条 第四項については第百十九条の三第二項第三号、第二百二十三条)

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四 (略)

3～11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第九号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号)

第百九条の三 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第七号、第二百二十三条 第四項については第百十九条の三第一項第八号、第二百二十三条)

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

(削る)

(削る)

四 次条第一項第八号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、前項第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令

一〇三 (略)

四 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

五 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

六 次条第十一号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

(新設)

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令

で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第一項第二号に該当する場合を除く。

五・六 (略)

七 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(前条第一項第三号の規定に該当する者を除く。)

(削る)

(削る)

(削る)

八・九 (略)

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反したとき。

二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反したとき(当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に前項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第二

で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第二号に該当する場合を除く。)

五・六 (略)

七 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(前条第三号の規定に該当する者を除く。)

八 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反した者

九 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反した者(当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第四号に該当する場合を除く。)

十 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反した者(前条第五号に該当する者を除く。)

十一・十二 (略)

(新設)

項第一号に該当する場合を除く。)

三 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反したとき(前条第二項第二号に該当する場合を除く。)

第一百七十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第一百七十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等(軽車両を除く。)を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者(当該同乗した車両(軽車両を除く。以下この号において同じ。)の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第七十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。)

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

第一百七十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第一百七十七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等(軽車両を除く。)を運転した場合に限るものとし、同条第五号に該当する場合を除く。)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者(当該同乗した車両(軽車両を除く。以下この号において同じ。)の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第七十七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第六号に該当する場合を除く。)

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

一 の二 (略)

二 (略)



第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(削る)

(削る)

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第百十七条の四第二号に該当する者を除く。）

(削る)

(削る)

(削る)

三 (略)

四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転した者

三 第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかった者

三の二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第百十七条の四第一号の二に該当する者を除く。）

四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反した者

五 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第二号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認した者

六 第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反した者

七 (略)

八 (略)

(新設)

載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転したとき。

二| 第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

三| 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反したとき。

四| 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第一号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

五| 第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反したとき。

3| 過失により第一項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 (略)
  - 四 (略)
  - 五 (略)
  - 六 (略)
  - 七 (略)
- (削る)

2| 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
  - 一の一 (略)
  - 一の二 (略)
  - 一の三 (略)
  - 一の四 (略)
  - 二 (略)
  - 二の一 (略)
  - 二の二 (略)
  - 三 (略)
  - 三の一 (略)
  - 三の二 (略)
- 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載をして車両を運転した者（第百十八条第一項第二号に該当す

八| (略)

九| (略)

十| (略)

(削る)

十一| (略)

十二| (略)

(削る)

十三| (略)

十四| (略)

十五| (略)

十六| (略)

十七| (略)

(削る)

(削る)

十八| (略)

十九| (略)

(削る)

る者を除く。)

三の三| (略)

三の四| (略)

四| (略)

五| 第六十二条(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反して車両等(軽車両を除く。)を運転させ、又は運転した者

六| (略)

七| (略)

七の二| 第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等)の規定に違反した者

八| (略)

九| (略)

九の二| (略)

九の三| (略)

十| (略)

十一| 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六号の規定に違反した者(第百十八条第一項第五号に該当する者を除く。)

十二| 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第二項又は第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかった者

十二の二| (略)

十二の三| (略)

十二の四| 第七十六条(禁止行為)第三項又は第七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定に違反した者

(削る)

(削る)

二十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載をして車両を運転したとき（第一百八条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

二 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転させ、又は運転したとき。

三 第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反したとき。

四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反したとき（第一百八条第二項第四号に該当する場合を除く。）。

五 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第二項又は第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかったとき。

六 第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反したとき。

十三 第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反した者

十四 第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項、第八十一条の二（転落積載物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかった者

十五 (略)

(新設)

七 第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

八 第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項、第八十一条の二（転落積載物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

3 過失により第一項第二号、第五号（第四十三条後段に係る部分を除く。）、第十四号、第十六号若しくは第十九号又は前項第二号の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二 第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第六項若しくは第八項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する行為（その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十

一・二 （略）  
（削る）

2 過失により前項第一号の二、第二号（第四十三条後段に係る部分を除く。）、第五号、第九号、第九号の三又は第十二号の三の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）  
三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反する行為

2| 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

3| 過失により第一項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一（四）（略）

（削る）

五| （略）

（削る）

（削る）

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

二 第百九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず

（新設）

2| 過失により前項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一（四）（略）

五| 第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

六| （略）

七| 第百九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八| 第百九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（新設）

又は虚偽の届出をしたとき。

三 第九九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3 過失により第一項第一号から第三号までの罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項、第二十七条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行区分）第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第四号に該当する者を除く。）

三 (略)  
四 (略)

2 過失により前項第一号、第二号又は第三号の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項、第二十七条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行区分）第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第一号の四に該当する者を除く。）

三 (略)  
四 (略)

五 (略)

(削る)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

(削る)

(削る)

十一 (略)

(削る)

十二 (略)

十三 (略)

(削る)

十四〜十七 (略)

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、  
、五万円以下の罰金に処する。

一| 第五十五条(乗車又は積載の方法) 第一項若しくは第二項又は第

五 (略)

六及び七 削除

八 (略)

八の二 (略)

八の三 (略)

八の四 (略)

九 (略)

十| 第五十五条(乗車又は積載の方法) 第一項若しくは第二項又は第  
五十九条(自動車の牽引制限) 第一項若しくは第二項の規定に違反  
した者

十一| 第五十七条(乗車又は積載の制限等) 第一項の規定に違反した  
者(第百十八条第一項第二号及び第百十九条第一項第三号の二に該  
当する者を除く。)

十一の二 (略)

十一の三| 第七十四条の三(安全運転管理者等) 第一項若しくは第四  
項の規定に違反した者又は同条第六項の規定による公安委員会の命  
令に従わなかつた者

十二 (略)

十二の二 (略)

十三| 第七十七条(道路の使用の許可) 第七項の規定に違反した者

十四〜十七 (略)

(新設)



五十九條（自動車の牽引制限） 第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 第五十七條（乗車又は積載の制限等） 第一項の規定に違反したとき（第一百八條第二項第一号及び第一百九條第二項第一号に該当する場合を除く。）。

三 第七十四條の三（安全運転管理者等） 第五項の規定に違反したとき。

四 第七十七條（道路の使用の許可） 第七項の規定に違反したとき。

3 過失により第一項第三号から第七号まで又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百一十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 (略)
  - 四 (略)
  - 五 (略)
  - 六 (略)
  - 七 (略)
- (削る)

(削る)

2 過失により前項第三号から第五号まで、第八号、第八号の二又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百一十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 (略)
- 一の二 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 第五十七條（乗車又は積載の制限等） 第二項又は第六十條（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定め違反した者

八 第五十八條（制限外許可証の交付等） 第三項の規定により警察署

八| (略)

(削る)

九| (略)

十| (略)

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一| 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定め違反したとき。

二| 第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反したとき。

三| 第六十三条の二（運行記録計による記録等）の規定に違反したとき。

3| 過失により第一項第九号又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七条の二第二項、第一百七条の二の二第二項、第一百八条第二項、第一百九条第二項、第一百九条の二、第一百九条の二の二第二項、第一百九条の三第二項、第二百十条第二項又は第二百十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金

長が付した条件に違反した者

九| (略)

九の二| 第六十三条の二（運行記録計による記録等）又は第七十四条の三（安全運転管理者等）第五項の規定に違反した者

九の三| (略)

十| (略)

(新設)

2| 過失により前項第九号の三又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七条の二第四号若しくは第五号、第一百七条の二の二第八号から第十号まで、第一百八条第一項第二号、第三号若しくは第四号から第六号まで、第一百九条第一項第三号の二、第五号、第七号の二、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九条の二第一項第三

刑又は科料刑を科する。

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 (略)

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七条の二第一項第三号に規定する状態又は身体に第一百七条の二第二項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 (略)

(告知)

第二百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百十九条の二第一項若しくは第三項又は第一百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めると

号、第一百十九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第二百二十条第一項第十号、第十一号、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百一十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 (略)

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七条の二第三号に規定する状態又は身体に第一百七条の二第二号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 (略)

(告知)

第二百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百十九条の二又は第一百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第二項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告

きは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第一百八条第一項第一号又は第三項の罪に当たる行為 (第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為を除く。		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第一百八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為 (第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為を除く。		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



備考 (略)	第六号まで、第十号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	第八号まで、第九号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）、第十号、第十一号、第十二号、第十二号の二若しくは第十四号又は第二項の罪に当たる行為			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 歩行者等の通行方法（第十条―第十五条の二）</p> <p>第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務（第十五条の三―第十五条の六）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 車両等の運転者及び使用者の義務</p> <p>第一節―第三節（略）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 特定自動運行の許可等（第七十五条の十二―第七十五条の二十九）</p> <p>第五章 道路の使用等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第六章―第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一―八（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 歩行者の通行方法（第十条―第十五条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 運転者及び使用者の義務</p> <p>第一節―第三節（略）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 道路の使用等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第六章―第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一―八（略）</p>

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、移動用小型車、身体障害者用の車及び歩行補助車等以外のもの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）により通行させることができるものを除く。）をいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含み、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く。）

ロ (略)

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）

ロ (略)

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）



（であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの（原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の三 移動用小型車 人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。

）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。

十一の四 身体障害者用の車 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の五 遠隔操作型小型車 人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

十二～十六 （略）

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。

（であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

（新設）

十一の三 身体障害者用の車椅子 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車椅子（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り。）をいう。

（新設）

十二～十六 （略）

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（自動運行装置を使用する場合を含む。）をいう。

十七の二 特定自動運行 道路において、自動運行装置（当該自動運

行装置を備えている自動車第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九〜二十三 (略)

2 (略)

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、小児用の車又は歩行補助車等を通行させている者（遠隔操作型小型車にあつては、遠隔操作により通行させている者を除く。）

二 (略)

(新設)

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九〜二十三 (略)

2 (略)

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者

二 (略)

(公安委員会の交通規制)

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 5 (略)

(罰則 第一項後段については第百十九条第一項第一号、第二百二十一条第一項第一号及び第二号)

(警察署長等への委任)

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。

2 (略)

(公安委員会の交通規制)

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 5 (略)

(罰則 第一項後段については第百十九条第一項第一号、第二百二十一条第一項第一号)

(警察署長等への委任)

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

2 (略)

(警察官等の交通規制)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 (略)

(罰則 第二項については第二百二十条第一項第一号 第四項については第百十九条第一項第一号、第二百二十一条第一項第一号及び第二号)

(信号機の信号等に従う義務)

第七条 道路を通行する歩行者等又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等(前条第一項後段の場合においては、当該手信号等)に従わなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第三項、第二百二十一条第一項第一号及び第二号)

(通行の禁止等)

第八条 歩行者等又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

(警察官等の交通規制)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 (略)

(罰則 第二項については第二百二十条第一項第一号 第四項については第百十九条第一項第一号、第二百二十一条第一項第一号)

(信号機の信号等に従う義務)

第七条 道路を通行する歩行者等又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等(前条第一項後段の場合においては、当該手信号等)に従わなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第三項、第二百二十一条第一項第一号)

(通行の禁止等)

第八条 歩行者等又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

26 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、  
第二百一十一条第一項第一号及び第二号 第五項については第二百二十  
一条第一項第三号)

## 第二章 歩行者等の通行方法

(通行区分)

第十条 歩行者等は、歩道又は歩行者等の通行に十分な幅員を有する路側帯(次項及び次条において「歩道等」という。)と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。

2 歩行者等は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

(行列等の通行)

第十一条 (略)

2・3 (略)

26 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、  
第二百一十一条第一項第一号 第五項については第二百一十一条第一項  
第二号)

## 第二章 歩行者等の通行方法

(通行区分)

第十条 歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯(次項及び次条において「歩道等」という。)と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。

2 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

(行列等の通行)

第十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第四号 第二項及び第三項については第百二十一条第一項第五号)

(横断の方法)

第十二条 歩行者等は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならぬ。

2 歩行者等は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

(横断の禁止の場所)

第十三条 歩行者等は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

2 歩行者等は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

(歩行者用道路等の特例)

第十三条の二 歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者等については、第十条から前条までの規定は、適用しない。

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第三号 第二項及び第三項については第百二十一条第一項第四号)

(横断の方法)

第十二条 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならぬ。

2 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

(横断の禁止の場所)

第十三条 歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

2 歩行者は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

(歩行者用道路等の特例)

第十三条の二 歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者については、第十条から前条までの規定は、適用しない。

(歩行者と遠隔操作型小型車との関係)

第十四条の二 遠隔操作型小型車は、遠隔操作により道路を通行する場合において、歩行者の通行を妨げることとなるときは、当該歩行者に進路を譲らなければならない。

(新設)

(遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者の義務)

第十四条の三 遠隔操作型小型車(道路を通行しているものに限る。)

(新設)

の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければならない。

(移動用小型車等を通行させる者の義務)

第十四条の四 移動用小型車又は遠隔操作型小型車を道路において通行

(新設)

させる者は、当該移動用小型車又は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識を付けなければならない。

(罰則 第二百二十一条第一項第六号)

(通行方法の指示)

第十五条 警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条若しくは第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者又はこれらの規定若しくは第十四条の二若しくは第十四条の三の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(通行方法の指示)

第十五条 警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条又は第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(罰則 第二百一十一条第一項第七号)

(遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置)

第十五条の二 警察官等は、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。

第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務

(遠隔操作による通行の届出)

第十五条の三 遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)の使用者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所

三 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(新設)

(新設)

(新設)



四 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

五 非常停止装置の位置及び形状

六 遠隔操作型小型車の仕様に関する事項として内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該届出をする者に係る住民票の写し又は登記事項証明書、当該届出に係る遠隔操作型小型車の仕様を示す書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号（次条において「届出番号等」という。）をその者に通知しなければならない。

（罰則 第一項については第百十九条の二の二第一号、第百二十三条）

（届出番号等の表示義務）

第十五条の四 前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

（報告及び検査）

第十五条の五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔

（新設）

（新設）

操作型小型車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則 第一項については第百十九条の二の三第一号、第百二十三条)

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

第十五条の六 公安委員会は、遠隔操作型小型車の使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。)を指示することができる。

(罰則 第百十九条の二の二第二号、第百二十三条)

(軽車両の路側帯通行)

2 第十七条の二 (略)

(新設)

(軽車両の路側帯通行)

2 第十七条の二 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第八号)

(軽車両の並進の禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第八号)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第八号)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号)

第三項については第百二十条第一項第二号)

(踏切の通過)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなつたときは、直ちに非常信号を行なう等を踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとも

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第六号)

(軽車両の並進の禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第六号)

第三項については第百二十条第一項第二号)

(踏切の通過)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなつたときは、直ちに非常信号を行なう等を踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとも

に、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 (略) )

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第二百二十一条第一項第八号 第六項については第二百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第八号)

(消防用車両の優先等)

第四十一条の二 交差点又はその付近において、消防用車両(消防用自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条及び第七十五条の十二第二項において同じ。)が接近してきたときは、車両等(車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。)は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

2 4 (略)

(罰則 (略) )

もに、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 (略) )

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第二百二十一条第六号 第六項については第二百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第六号)

(消防用車両の優先等)

第四十一条の二 交差点又はその付近において、消防用車両(消防用自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条において同じ。)が接近してきたときは、車両等(車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。)は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

2 4 (略)

(罰則 (略) )

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第十号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二の四第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第一百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項については第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第三項については第一百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第四項については第一百十九条の三第一項第三号、同条第三項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第一百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第一百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項については第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第三項については第一百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第四項については第一百十九条の三第一項第三号、同条第三項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第一百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第

一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき(第五十一条の四第一項及び第七十五条の二十二第三項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条において「運転者等」という。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2～22 (略)

(罰則 (略) )

(車両移動保管関係事務の委託)

第五十一条の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一項第一号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2～18 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第十号)

一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき(第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条において「運転者等」という。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2～22 (略)

(罰則 (略) )

(車両移動保管関係事務の委託)

第五十一条の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2～18 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第八号)

(国家公安委員会への報告等)

第五十一条の六 (略)

- 2 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条及び第七十五条の十三第二項第一号において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

- 2 (略)
- 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。
  - い。
  - 一 (略)
  - 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第七十五条の十四において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

(国家公安委員会への報告等)

第五十一条の六 (略)

- 2 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

- 2 (略)
- 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。
  - い。
  - 一 (略)
  - 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)



ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の四第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2〜8 (略)

(罰則 第六項については第百十七条の四第一項第一号)

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一項第一号)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項

第二項については第百十七条の二第二項第四号、第百十七条の二の

二第二項第八号ト、第百二十一条第一項第九号)

(乗車又は積載の方法)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の二第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2〜8 (略)

(罰則 第六項については第百十七条の四第一号)

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一号)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項

第二項については第百十七条の二第二項第四号、第百十七条の二の

二第二項第八号ト、第百二十一条第一項第七号)

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第九号)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

2・8 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第十一号 第二項については第百十九条第一項第十二号 第七項については第百二十一条第一項第十号)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第八号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第八号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第七号)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第七号)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

2・8 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第十一号 第二項については第百十九条第一項第十二号 第七項については第百二十一条第一項第八号)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第六号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第五号)

(自転車等の運転者等の遵守事項)

第六十三条の十一 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章 車両等の運転者及び使用者の義務

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一 (略)

二 身体障害者用の車が通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十一 (新設)

(新設)

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章 運転者及び使用者の義務

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一 (略)

二 身体障害者用の車椅子が通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

二の二〇六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五については第百十七条の四第一項第二号、第百十八条第一項第二号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2〃4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第十号、同条第三項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第十一号

二の二〇六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五については第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件(道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。)を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2〃4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第九号、同条第三項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号、

、同条第三項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。同項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置(第七十五条の二十三第一項及び第三項において「交通事故発生日時等」という。)を報告しなければならない。

2 前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3・4 (略)

(罰則 第一項前段については第一百七十七条第一項、同条第二項、第一百七十七条の五第一項第一号 第一項後段については第一百十九条第一項第十七号 第二項については第二百二十条第一項第十一号)

同条第三項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2 前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3・4 (略)

(罰則 第一項前段については第一百七十七条第一項、同条第二項、第一百七十七条の五第一号 第一項後段については第一百十九条第一項第十七号 第二項については第二百二十条第一項第十一号)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2・11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三号 第一項第二号及び第五号については第百十八号第二項第三号、第百二十三号 第一項第三号については第百十七号の二第二項第一号、第百十七号の二の二第二項第二号、第百二十三号 第一項第四号については第百十七号の二第二項第二号、第百十七号の二の二第二項第三号、第百二十三号 第一項第六号については第百十八号第二項第四号、第百十九号第二項第四号、第百二十三号 第一項第七号については第百十九号の二の四第二項、第百二十三号 第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第十一項については第百二十一条第一項第十号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第三項については第百二十一条第一項第十号)

(通則)

第七十五条の二三 高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前各章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2・11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七号の二の二第二項第一号、第百二十三号 第一項第二号及び第五号については第百十八号第二項第三号、第百二十三号 第一項第三号については第百十七号の二第二項第一号、第百十七号の二の二第二項第二号、第百二十三号 第一項第四号については第百十七号の二第二項第二号、第百十七号の二の二第二項第三号、第百二十三号 第一項第六号については第百十八号第二項第四号、第百十九号第二項第四号、第百二十三号 第一項第七号については第百十九号の二の二第二項、第百二十三号 第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第十一項については第百二十一条第一項第八号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第三項については第百二十一条第一項第八号)

(通則)

第七十五条の二三 高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前四章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第八号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第二項第八号又、第一百十九条の二の四第一項第二号、第一百十九条の三第一項第四号 第二項については第一百十九条第一項第七号)

第四章の三 特定自動運行の許可等

(特定自動運行の許可)

第七十五条の十二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第六号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第二項第八号又、第一百十九条の二の二第一項第二号、第一百十九条の三第一項第四号 第二項については第一百十九条第一項第七号)

(新設)

(新設)

- 二 次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）
  - イ 特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項
  - ロ 特定自動運行に関する次に掲げる事項
    - (1) 特定自動運行の経路
    - (2) 特定自動運行を行う日及び時間帯
    - (3) 特定自動運行により運送される人又は物
    - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
  - ハ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先
  - ニ この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者（第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。次条第一項第三号において同じ。）又は特定自動運行業務従事者（第七十五条の十九第一項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。）が実施しなければならない措置に関する次に掲げる事項
    - (1) 第七十五条の十九第一項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法
    - (2) 第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法



(3) 第七十五条の二十第一項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制

(4) 第七十五条の二十第二項の規定による表示の具体的方法

(5) 第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3| 前項の申請書には、特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項（道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（罰則 第一項については第一百七十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三条）

（特定自動運行の許可基準等）

第七十五条の十三 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、同条第二項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車が特定自動運行を行うことができるものであること。

二 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること。

（新設）

三 第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならぬ措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。

四 特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

五 特定自動運行計画に従つて行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。

2 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項 国土交通大臣等

二 前項第五号に掲げる事項 前条第二項第二号ロ(1)に規定する経路をその区域に含む市町村（特別区を含む。）の長

（欠格事由）

第七十五条の十四 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

一 第七十五条の二十七第一項の規定により許可を取り消され、その

（新設）

取消の日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者で当該取消の日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

二 法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。

（許可の条件）

第七十五条の十五 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

（許可事項の変更）

第七十五条の十六 第七十五条の十二第一項の許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」という。）は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七十五条の十三及び前条の規定は、前項の許可について準用する

（新設）

（新設）

3| 特定自動運行実施者は、第一項ただし書に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

4| 特定自動運行実施者は、第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、公安委員会に届け出なければならない。

(罰則 第一項については第一百七条の二第二項第四号及び第五号、第二百二十三条 第三項及び第四項については第一百十九条の二の三第二号、第二百二十三条)

(公示)

第七十五条の十七 公安委員会は、第七十五条の十二第一項又は前条第一項の許可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(特定自動運行計画等の遵守)

第七十五条の十八 特定自動運行は、第七十五条の十二第一項の許可を受けた特定自動運行計画(第七十五条の十六第一項又は第三項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第七十五条の二十七第一項第二号において同じ。)及び第七十五条の十五第一項(第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件(第七十五条の十五第二項(第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。))の規定により変更され、又

(新設)

(新設)

は新たに付された条件を含む。)に従わなければならない。

(罰則 第一百七十七条の四第二項、第二百二十三条)

(特定自動運行を行う前の措置)

第七十五条の十九 特定自動運行実施者は、次項の規定により指定した特定自動運行主任者、第三項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者(以下「特定自動運行業務従事者」という。)に対し、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、内閣府令で定めるところにより教育を行わなければならない。

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二並びに第七十五条の二十三第一項及び第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講じさせるため、当該措置を講ずるために必要な適性について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、特定自動運行主任者を指定しなければならない。

3 特定自動運行実施者は、次条第一項第一号に規定する措置を講じて特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十三第一項及び第二項の規定による措置を講じさせるため、現場措置業務実施者を指定しなければならない。

(新設)

(特定自動運行中の遵守事項)

第七十五条の二十 特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- 一 当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができる装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

- 二 第七十五条の二十三第三項の規定による措置その他の措置を講じさせるため、特定自動運行主任者を当該特定自動運行用自動車に乗車させる措置

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行っているときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中である旨を表示しなければならない。

(特定自動運行主任者の義務)

第七十五条の二十一 前条第一項第一号の規定により配置された特定自動運行主任者は、当該特定自動運行用自動車が特定自動運行を行っているときは、同号に規定する装置の作動状態を監視していなければならない。この場合において、当該装置が正常に作動していないことを認めるときは、当該特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行を終了させるための措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

2 特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに、次条又は第七十五条の二十三第一項若しくは第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならない。

(特定自動運行が終了した場合の措置)

第七十五条の二十二 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車又は当該特定自動運行主任者に対し次の各号のいずれかの措置又は命令が行われているときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車を当該措置又は命令に従つて通行させるため必要な措置を講じなければならない。

- 一 第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示
  - 二 第六条第一項の規定による警察官等の交通整理
  - 三 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令
  - 四 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第三項の規定による警察官の指示
  - 五 第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限
  - 六 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令
- 2 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、

(新設)

又は当該特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車が発車又は消防用車両の通行を妨げないようにするために必要な措置を講じなければならない。

3 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合は、直ちに、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更し、又は当該特定自動運行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければならない。

(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)

第七十五条の二十三 特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三項及び第六項並びに第一百七条第三項において同じ。）において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときは、同号の規定により配置された特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置及び現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置（当該交通事故による人の死傷がないことが明らかでない場合にあつては、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置）を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。第三項及び第四項において同じ。）の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

(新設)



- 2 前項に規定する交通事故の現場に到着した現場措置業務実施者は、当該交通事故の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定自動運行において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一項第二号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときは、当該交通事故に係る特定自動運行用自動車に同号の規定により乗車させられた特定自動運行主任者その他の乗務員（第五項において「特定自動運行主任者等」という。）は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならぬ。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者（特定自動運行主任者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。
- 4 前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした特定自動運行主任者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。
- 5 前三項の場合において、当該交通事故の現場にある警察官は、当該交通事故の現場にある現場措置業務実施者又は特定自動運行主任者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。
- 6 第七十二条の二及び第七十三条の規定は、特定自動運行において交

通事故があつた場合について準用する。この場合において、第七十二条の二第一項中「前条第三項」とあるのは「第七十五条の二十三第五項」と、「の運転者等」とあるのは「に係る現場措置業務実施者（第七十五条の十九第三項に規定する現場措置業務実施者をいう。以下同じ。）又は特定自動運行主任者等（第七十五条の二十三第三項に規定する特定自動運行主任者等をいう。以下同じ。）」と、「同項」とあるのは「同条第五項」と、「現場」とあるのは「当該交通事故の現場」と、第七十三条中「運転者等以外」とあるのは「特定自動運行主任者等以外」と、「の運転者等が七十二条第一項前段」とあるのは「に係る現場措置業務実施者が第七十五条の二十三第二項に規定する措置を講じ、又は特定自動運行主任者等が同条第三項前段」と、「又は」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

（罰則 第一項前段及び第三項前段については第七十七条第三項、第七十七条の五第二項、第二百二十三条 第一項後段及び第三項後段については第七十九条第二項第六号、第二百二十三条 第二項については第七十七条の五第二項、第二百二十三条 第四項については第二百二十条第二項第四号、第二百二十三条）

（特定自動運行の特則）

第七十五条の二十四 特定自動運行実施者による特定自動運行についてのこの法律の規定（第四章第二節を除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

<p>第六條第二項</p>	<p>運転者</p>	<p>特定自動運行主任者 (第七十五條の十九 第二項に規定する特 定自動運行主任者を いう。以下同じ。)</p>
<p>第六條第三項</p>	<p>において、</p>	<p>において、特定自動運 行主任者又は</p>
<p>第三十三條第三項</p>	<p>運転者は、故障その他 の理由により踏切にお いて</p>	<p>特定自動運行主任者 は、踏切において特 定自動運行が終了し た場合において、</p>
<p>より</p>	<p>運転することができな くなつた 非常信号を行う等踏切 に故障その他の理由に より</p>	<p>運転し、又は運転さ せることができない 鉄道事業法(昭和六 十一年法律第九十二 号)の規定による鉄 道事業者又は軌道法 の規定による軌道経 営者への通報(特定 自動運行主任者が第 七十五條の十二第二 項第二号イに規定す る特定自動運行用自 動車に乘車している</p>

		場合にあつては、非常信号）を行う等踏切に 特定自動運行実施者 （第七十五条の十六 第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。以下同じ。） の特定自動運行を行 わせ、又は特定自動運行を行つて
第六十三條の二第一項	運転者 を運転させ、又は運転して	特定自動運行実施者 の特定自動運行を行 わせ、又は特定自動運行を行つて
第六十三條の二の二第一項	運転者 を運転させ、又は運転して	特定自動運行実施者 の特定自動運行を行 わせ、又は特定自動運行を行つて
第七十五條の三 第七十五條の十一第一項	運転者 運転者は、故障その他の理由により 当該自動車を運転することができなくなつた	特定自動運行主任者 は、 特定自動運行が終了した場合において、 当該自動車を運転し、 又は運転させることができない
	自動車 自動車が故障その他の	自動車

第七十五条の十一第二項	理由により 運転者は、故障その他の理由により 運転することができなくなつた	特定自動車運行主任者は、 特定自動車運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない
-------------	---	---

(報告及び検査等)

第七十五条の二十五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動車運行実施者に対し、その特定自動車運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所その他の特定自動車運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(罰則 第一項については第百十九条の二の三第三号、第百二十三

(新設)

条)

(特定自動運行実施者に対する指示)

第七十五条の二十六 公安委員会は、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行に関し必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを含む。)を指示することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。)又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

(罰則 第一項については第一百七十七条の二第二項第六号、第二百二十三条)

(許可の取消し等)

第七十五条の二十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取り消

(新設)

(新設)

し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

一 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

二 特定自動運行計画が第七十五条の十三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 特定自動運行実施者が第七十五条の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。

3 公安委員会は、第一項の規定により特定自動運行の許可を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(許可の効力の仮停止)

第七十五条の二十八 次の各号のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一 特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故があつたとき。

(新設)

- 2 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 仮停止をした警察署長は、速やかに、内閣府令で定める事項を公安委員会に報告しなければならない。
  - 4 仮停止は、前項の規定により報告を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について第七十五条の二十六第一項又は前条第一項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。
  - 5 仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項の規定による許可の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該許可の効力の停止の期間に通算する。
- (特定自動運行の許可の取消し等の報告)
- 第七十五条の二十九 公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(新設)



(禁止行為)

第七十六条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十八条第二項第五号、第百二十三条 第三項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条 第四項については第百二十条第一項第十号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条 第三項及び第四項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条 第七項については第百二十条第二項第五号、第百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第十号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第九号、第百二十三条)

(禁止行為)

第七十六条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十八条第二項第五号、第百二十三条 第三項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条 第四項については第百二十条第一項第十号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条 第三項及び第四項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条 第七項については第百二十条第二項第四号、第百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第九号、第二百二十三条

)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第九号、第二百二十三条

)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百七条の四第一項第三号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一 三 (略)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第二百二十三条

)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第二百二十三条

)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百七条の四第三号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一 三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百十七条第一項又は第二項の違反行為をした者

五 (略)

3 14 (略)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限

四 自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をした者

五 (略)

3 14 (略)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限

り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の規定による報告をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許証がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限る）、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された

り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の規定による報告をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許証がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限る）、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された

免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

二4 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一

免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

二4 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一

条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

2 2 4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2 2 3 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第十号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第十二号、同条第三項 第二項については第百二十条第一項第十号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一 一 四 (略)

条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

2 2 4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2 2 3 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第八号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第十号、同条第三項 第二項については第百二十条第一項第十号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一 一 四 (略)

五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2～4 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第一百一条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第一項第三号)

(免許証の更新の特例)

第一百一条の二 (略)

2～5 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第一項第三号)

五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2～4 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第一百一条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第三号)

(免許証の更新の特例)

第一百一条の二 (略)

2～5 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第三号)

(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第一項第三号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一 三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。

五 (略)

3 10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、  
第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。

(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第三号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一 三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をしたとき。

五 (略)

3 10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、  
第百十七条の違反行為をしたとき。



二 第百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第一項第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

2～7 (略)

(罰則 第三項については第百二十一条第一項第十号)

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第百二十一条第一項第十号)

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第百七条の三 (略)

(罰則 前段については第百二十一条第一項第十二号、同条第三項

後段については第百二十条第一項第十号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第百七条の三の二 (略)

(罰則 第百七条の四第一項第三号)

(自動車等の運転禁止等)

第百七条の五 (略)

二 第百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

2～7 (略)

(罰則 第三項については第百二十一条第一項第八号)

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第百二十一条第一項第八号)

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第百七条の三 (略)

(罰則 前段については第百二十一条第一項第十号、同条第三項

後段については第百二十条第一項第十号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第百七条の三の二 (略)

(罰則 第百七条の四第三号)

(自動車等の運転禁止等)

第百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一～三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。

3～11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第十号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第十号)

(免許関係事務の委託)

第百八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一項第一号)

(講習通知事務の委託)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一～三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百七条の違反行為をしたとき。

3～11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第八号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号)

(免許関係事務の委託)

第百八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一号)

(講習通知事務の委託)

第百八条の三の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の五第一項第二号)

(秘密保持義務等)

第百八条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の五第一項第二号)

(秘密保持義務)

第百八条の十八 (略)

(罰則 第百十七条の五第一項第二号)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第百八条の三十一 (略)

2～8 (略)

(罰則 第五項については第百十七条の五第一項第二号)

(行政手続法の適用除外)

第百十三条の二 第七十五条の十五第二項(第七十五条の十六第二項に

おいて準用する場合を含む。)の規定による条件の変更及び新たな条件の付加、第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六

第百八条の三の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の五第二号)

(秘密保持義務等)

第百八条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の五第二号)

(秘密保持義務)

第百八条の十八 (略)

(罰則 第百十七条の五第二号)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第百八条の三十一 (略)

2～8 (略)

(罰則 第五項については第百十七条の五第二号)

(行政手続法の適用除外)

第百十三条の二 第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三

項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第百十六条 （略）

2 | 特定自動運行を行う者又は特定自動運行のために使用される者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により、特定自動運行によつて他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の

項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第百十六条 （略）

（新設）

罰金に処する。

第一百七十七条 (略)

2 (略)

3 特定自動運行において特定自動運行用自動車の交通による人の死傷があつた場合において、第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第一項前段又は第三項前段の規定に違反したとき(特定自動運行主任者が違反した場合に限る。)は、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第七十五条の十二(特定自動運行の許可)第一項の許可を受けな  
いで(第七十五条の二十七(許可の取消し等)第一項又は第七十五  
条の二十八(許可の効力の仮停止)第一項の規定により当該許可の  
効力が停止されている場合を含む。)特定自動運行を行つたとき。

四 偽りその他不正の手段により第七十五条の十二(特定自動運行の  
許可)第一項又は第七十五条の十六(許可事項の変更)第一項の許  
可を受けたとき。

五 第七十五条の十六(許可事項の変更)第一項の規定に違反して特  
定自動運行計画を変更したとき。

第一百七十七条 (略)

2 (略)

(新設)

第一百七十七条の二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

六 第七十五条の二十六（特定自動運行実施者に対する指示）第一項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第一百七十七条の四（略）

2 第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（第一百七十七条第一項又は第二項に該当する者を除く。）

二（略）

2 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段、第二項又は第三項前段の規定に違反したとき（第一百七十七条第三項の違反行為に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示され

（新設）

第一百七十七条の四（略）

（新設）

第一百七十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（第一百七十七条の規定に該当する者を除く。）

二（略）

（新設）

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示され

た画像を注視した者（第一百七十七条の四第一項第二号に該当する者を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

第一百八条の三 第一百十四条の五（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）

二 第七条（信号機の信号等に従う義務）、第八条（通行の禁止等）第一項又は第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定の違反となるような行為をした者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）

三十七（略）

十八 第七十五条の三（危険防止等の措置）（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

た画像を注視した者（第一百七十七条の四第二号に該当する者を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

第一百八条の三 第一百十四条の五（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者

二 第七条（信号機の信号等に従う義務）、第八条（通行の禁止等）第一項又は第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定の違反した車両等の運転者

三十七（略）

十八 第七十五条の三（危険防止等の措置）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

十九・二十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等) 第一項(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反したとき。

四・五 (略)

六 第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置) 第一項後段又は第三項後段に規定する報告をしなかつたとき。

七〇九 (略)

3 (略)

第百十九条の二の二 次各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の三(遠隔操作による通行の届出) 第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、道路において通行させるため遠隔操作型小型車の遠隔操作を行ったとき。

二 第十五条の六(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第百十九条の二の三 次各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

十九・二十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等)の規定に違反したとき。

四・五 (略)

(新設)

六〇八 (略)

3 (略)

(新設)

(新設)



一 第十五条の五（報告及び検査）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 第七十五条の十六（許可事項の変更）第三項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をし、又は同条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

三 第七十五条の二十五（報告及び検査等）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第百十九条の二の四（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条（警察官等の交通規制）第二項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（一）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

二〇九（略）

十 第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動

第百十九条の二の二（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条（警察官等の交通規制）第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた車両等の運転者

二〇九（略）

十 第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動

車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）（第七十五

条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）

第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十六条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項（第七七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十一・十二（略）

十三 第七十五条の十一（故障等の場合の措置）第一項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四～十七（略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一～三（略）

四 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第四項の規定による警察官の命令に従わなかつたとき。

五（略）

3（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条（信号

車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）、第七十六

条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務

）第二項（第七七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十一・十二（略）

十三 第七十五条の十一（故障等の場合の措置）第一項の規定に違反した者

十四～十七（略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一～三（略）

（新設）

四（略）

3（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条（信号

機の信号等に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反した者(第一百九条第一項第一号及び第二号並びに次号に該当する者を除く。)

二 第四条(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条(信号機の信号等に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定の違反となるような行為をした者(当該行為が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して行われた場合に限る。)

三 五 (略)

六 第十四条の四(移動用小型車等を通行させる者の義務)の規定に違反した者

七 十二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二(運行記録計による記録等)第一項(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反したとき。

3 過失により第一項第十一号又は第十二号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十七条第三項、第

機の信号等に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反した歩行者

(新設)

二 四 (略)

(新設)

五 十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二(運行記録計による記録等)の規定に違反したとき。

3 過失により第一項第九号又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十七条の二第二項

百十七条の二第二項、百十七条の二の二第二項、百十七条の四第二項、百十七条の五第二項、百十八条第二項、百十九条第二項、百十九条の二から百十九条の二の三まで、百十九条の二の四第二項、百十九条の三第二項、百二十条第二項又は百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(告知)

百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、百十九条の二の四第一項若しくは第三項又は百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(百二十五条、百三十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
(略)		(略)	(略)
百十九条の二の四第一項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

、百十七条の二の二第二項、百十八条第二項、百十九条第二項、百十九条の二、百十九条の二の二第二項、百十九条の三第二項、百二十条第二項又は百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(告知)

百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、百十九条の二の二第二項若しくは第三項又は百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(百二十五条、百三十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
(略)		(略)	(略)
百十九条の二の二第二項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	第二百一十一條第一項第三号、第八号、第九号、第十号若しくは第十二号、第二項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	第二百一十一條第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号、第二項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節～第八節（略）</p> <p>第六章の二・第六章の三（略）</p> <p>第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（<u>第百八条の二十六―第百八条の三十二の四</u>）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 原動機付自転車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて次に掲げるもののうち、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。</p> <p>イ 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車（ロに該当するものを除く。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節～第八節（略）</p> <p>第六章の二・第六章の三（略）</p> <p>第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（<u>第百八条の二十六―第百八条の三十二の三</u>）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。</p> <p>（新設）</p>

ロ 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨

げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を  
要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するも  
の

十一〜二十三 (略)

2・3 (略)

(通行区分)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、普通自転車通行指定  
部分(第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分)をい  
う。第十七条の二第二項において同じ。)があるときは、当該普通自  
転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければな  
らない。

(通行区分)

第十七条 車両は、歩道又は路側帯(以下この条及び次条第一項におい  
て「歩道等」という。)と車道の区別のある道路においては、車道を  
通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出する  
ためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七  
条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは  
駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限り  
でない。

(新設)

十一〜二十三 (略)

2・3 (略)

(通行区分)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、第六十三条の四第二  
項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転  
車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければなら  
ない。

(通行区分)

第十七条 車両は、歩道又は路側帯(以下この条において「歩道等」と  
いう。)と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければ  
ならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得な  
い場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しく  
は第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必  
要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 (略)

3 特定小型原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二条第一項第十号口に該当するものをいう。以下同じ。）<sup>二</sup>輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。<sup>一</sup>）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4～6 (略)

(罰則 (略) )

(特例特定小型原動機付自転車の歩道通行)

第十七条の二 特定小型原動機付自転車のうち、次の各号のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引していないもの（遠隔操作により通行させることができるものを除く。以下この条及び次条において「特例特定小型原動機付自転車」という。）は、前条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、当該歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通

2 (略)

3 <sup>二</sup>輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4～6 (略)

(罰則 (略) )

(新設)



表示していること。

二 前号の規定による表示をしている場合においては、車体の構造上、歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのない速度として内閣府令で定める速度を超える速度を出すことができないものであること。

三 前二号に規定するもののほか、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、特例特定小型原動機付自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則 第二項については第二百二十一条第一項第八号）

（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）

第十七条の三 特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

（軽車両の路側帯通行）

第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則) (略)

(左側寄り通行等)

第十八条 車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び一般原動機付自転車(原動機付自転車のうち第二条第一項第十号イに該当するものをいう。以下同じ。)にあつては道路の左側に寄つて、特定小型原動機付自転車及び軽車両(以下「特定小型原動機付自転車等」という。)にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則) (略)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2 車両(特定小型原動機付自転車等及びトロリーバスを除く。)は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則) (略)

(左側寄り通行等)

第十八条 車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則) (略)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2 車両(軽車両及びトロリーバスを除く。)は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右側端)に寄り、かつ

側端)に寄り、かつ、徐行しなければならない。

3 (略)

(罰則 (略))

(追越しを禁止する場所)

第三十条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(特定小型原動機付自転車等を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

一 道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂

二・三 (略)

(罰則 (略))

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 自動車、一般原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。

3 特定小型原動機付自転車等は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

4 自動車、一般原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となっている道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あ

、徐行しなければならない。

3 (略)

(罰則 (略))

(追越しを禁止する場所)

第三十条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(軽車両を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

一 道路のまがりかど付近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂

二・三 (略)

(罰則 (略))

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。

3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

4 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となっている道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あ

らかじめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。

5 一般原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車<sup>〔</sup>の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分（一方通行となつている道路にあつては、道路）に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路（以下この項において「多通行帯道路」という。）において右折するとき（交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。）は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。

6 (略)

(罰則 (略))

(指定通行区分)

第三十五条 車両（特定小型原動機付自転車等及び右折につき一般原動機付自転車<sup>〔</sup>が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする一般原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、同条第一項、第二項及

じめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。

5 原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分（一方通行となつている道路にあつては、道路）に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路（以下この項において「多通行帯道路」という。）において右折するとき（交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。）は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。

6 (略)

(罰則 (略))

(指定通行区分)

第三十五条 車両（軽車両及び右折につき原動機付自転車<sup>〔</sup>が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず

び第四項の規定にかかわらず、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（特定小型原動機付自転車等を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

(罰則 (略) )

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は一般原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して自動車又は一般原動機付自転車を運

、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

(罰則 (略) )

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して自動車又は原動機付自転車を運転す

転することとなるおそれがある者に対し、自動車又は一般原動機付自転車を提供してはならない。

3 何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車）で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。

以下この項において同じ。）又は一般原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。）を知らながら、当該運転者に対し、当該自動車又は一般原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は一般原動機付自転車に同乗してはならない。

（罰則）（略）

（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）

第六十四条の二 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

（罰則）第一項については第百十八条第一項第二号 第二項については第百十八条第一項第三号

ることとなるおそれがある者に対し、自動車又は原動機付自転車を提供してはならない。

3 何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車）で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。

以下この項において同じ。）又は原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。）を知らながら、当該運転者に対し、当該自動車又は原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は原動機付自転車に同乗してはならない。

（罰則）（略）

（新設）

(危険防止の措置)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までの規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律(第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで及び第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。))までを除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。)を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3 (略)

4 前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十四条の二第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号

(危険防止の措置)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までの規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律(第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで及び第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。))までを除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。)を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3 (略)

4 前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までの規定に

を除く。)までの規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(罰則 (略) )

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一〜五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行おうことができないものに限る。第百十八条第一項第四号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第四号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四

違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(罰則 (略) )

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一〜五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行おうことができないものに限る。第百十八条第二項第二号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第二項第二号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四



及び第六号については第二百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第一百十九条第一項第十五号 第五号の五については第一百十七条の四第一項第二号、第一百十八条第一項第四号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 一般原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで一般原動機付自転車を運転してはならない。

3 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

4 5 8 (略)

(罰則 第四項から第七項までについては第一百十九条の三第一項第五号)

第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

(運転免許)

第八十四条 自動車及び一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

2 5 (略)

(第一種免許)

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、

及び第六号については第二百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第一百十九条第一項第十五号 第五号の五については第一百十七条の四第一項第二号、第一百十八条第一項第二号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで原動機付自転車を運転してはならない。

(新設)

3 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第一百十九条の三第一項第五号)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

(運転免許)

第八十四条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

2 5 (略)

(第一種免許)

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、

当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
(略)	(略)
一般原動機付自転車	原付免許

2 前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
準中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車

当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
(略)	(略)
原動機付自転車	原付免許

2 前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
準中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

普通二輪免許

小型特殊自動車及び一般原動機付自転車

3～12 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第百十八条第一項第五号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第二項後段については第百十八条第一項第六号 第三項については第百二十条第一項第十四号、同条第三項)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第一項第二号又は第百十八条第一項第五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

普通二輪免許

小型特殊自動車及び原動機付自転車

3～12 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第百十八条第一項第三号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第二項後段については第百十八条第一項第四号 第三項については第百二十条第一項第十四号、同条第三項)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第百十七条の二第二項第一号、第三号若しくは第四号、第百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第一項第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

257 (略)

(罰則 (略))

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一5 (略)

六 原付免許を受けようとする者に対する一般原動機付自転車の運転に関する講習

七4 (略)

十五 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

十六 (略)

2 (略)

3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで、第十五号若しくは第十六号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

(特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令)

第百八条の三の五 公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの(次条において「特定小型原動機付自転車危険行為」という。)を反復してした者が、更

257 (略)

(罰則 (略))

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一5 (略)

六 原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習

七4 (略)

(新設)

十五 (略)

2 (略)

3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで若しくは第十五号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

(自転車運転者講習の受講命令)

第百八条の三の五 (新設)

に特定小型原動機付自転車<sup>2</sup>を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けなければならない旨を命ずることができる。

2 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けなければならない旨を命ずることができる。

（罰則（略））

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告）

第百八条の三の六 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき、特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為をしたとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき又は自転車の運転者が自転車危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報

公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けなければならない旨を命ずることができる。

（罰則（略））

（自転車運転者講習の受講命令等の報告）

第百八条の三の六 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき又は自転車の運転者が危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委

告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(民間の組織活動等の促進を図るための措置)

第百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一 三 (略)

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 (略)

2 (略)

(公安委員会による交通安全教育)

第百八条の二十七 (略)

(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)

第百八条の二十八 国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通

員会に通報するものとする。

(民間の組織活動等の促進を図るための措置)

第百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一 三 (略)

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 (略)

2 (略)

(交通安全教育)

第百八条の二十七 (略)

(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)

第百八条の二十八 国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通

安全教育を行う者（公安委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育に関する指針（以下「交通安全教育指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

一 自動車及び原動機付自転車の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

二・三（略）

2・3（略）

4 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一・二（略）

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車及び原動機付自転車の運転に必要な知識

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九（略）

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一・三（略）

四 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

五（略）

安全教育を行う者（公安委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育に関する指針（以下「交通安全教育指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

一 自動車等の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

二・三（略）

2・3（略）

4 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一・二（略）

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車等の運転に必要な知識

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九（略）

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一・三（略）

四 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

五（略）

3 6 (略)

(特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育)

第百八条の三十二の四 特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

第百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2 6 (略)

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二 (略)

2 (略)

3 公安委員会(第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第

3 6 (略)

(新設)

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

第百九条 警察官は、自動車又は原動機付自転車の運転者が自動車又は原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2 6 (略)

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二 (略)

2 (略)

3 公安委員会(第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第



四項、第五項第五号若しくは第六項、第十七条の二第一項、第二十二  
条第一項、第二十三条、第三十四条第五項、第四十九条第一項、第六  
十三条の四第一項第一号又は第六十三条の七第二項の道路標識等（第  
十七条第六項の道路標識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定め  
るもの限り、第二十二条第一項の道路標識等にあつては同項の政令  
で定める最高速度を超える最高速度に係るものに限る。以下この条に  
おいて同じ。）により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の  
適用される道路（第二十二条第一項及び第六十三条の四第一項第一号  
の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による  
道路に限る。）の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、第  
八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、緊急  
を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないもの  
とし、この場合には、事後において、速やかに当該交通の規制に係る  
事項を通知しなければならない。

4～7（略）

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の  
懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第六十四条（無免許運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（  
当該違反により当該自動車又は一般原動機付自転車の提供を受けた  
者が同条第一項の規定に違反して当該自動車又は一般原動機付自転  
車を運転した場合に限る。）

三～九（略）

四項、第五項第五号若しくは第六項、第二十二条第一項、第二十三  
条、第三十四条第五項、第四十九条第一項、第六十三条の四第一項第一  
号又は第六十三条の七第二項の道路標識等（第十七条第六項の道路標  
識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定めるもの限り、第二十  
二条第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度を超  
える最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。）により  
交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路（第二  
十二条第一項及び第六十三条の四第一項第一号の道路標識等以外の道  
路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。）の管理  
者の意見を聴かなければならない。ただし、第八条第一項の道路標識  
等による交通の規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得  
ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、  
事後において、速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければ  
ならない。

4～7（略）

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の  
懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第六十四条（無免許運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（  
当該違反により当該自動車又は原動機付自転車の提供を受けた者が  
同条第一項の規定に違反して当該自動車又は原動機付自転車を運転  
した場合に限る。）

三～九（略）

2 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十四条の二(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車  
の運転等の禁止) 第一項の規定に違反した者

三 第六十四条の二(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車  
の運転等の禁止) 第二項の規定に違反した者(当該違反により当該  
特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違  
反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。)

四(略)

2・3 (略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一(略)

二十 第九十一条(免許の条件)若しくは第九十一条の二(申請によ  
る免許の条件の付与等) 第二項の規定により公安委員会が付し、若  
しくは変更した条件に違反し、又は第七十条の四(臨時適性検査)

第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は一般原  
動機付自転車を運転した者

2・3 (略)

2 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(新設)

二(略)

2・3 (略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一(略)

二十 第九十一条(免許の条件)若しくは第九十一条の二(申請によ  
る免許の条件の付与等) 第二項の規定により公安委員会が付し、若  
しくは変更した条件に違反し、又は第七十条の四(臨時適性検査)

第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機  
付自転車を運転した者

2・3 (略)

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一〇四（略）

五 第七十一条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第四項から第七項までの規定に違反した者

2・3（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇六（略）

十七 第八十条の三の五（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

2・3（略）

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇七（略）

八 第十七条の二（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）第二項、第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）第二項、第十九条（軽車両の並進の禁止）、第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項、第三十四条（左折又は右折）第一項から第五項まで、第三十五条の二（環状交差点における

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一〇四（略）

五 第七十一条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第三項から第六項までの規定に違反した者

2・3（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇六（略）

十七 第八十条の三の五（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

2・3（略）

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇七（略）

八 第十七条の二（軽車両の路側帯通行）第二項、第十九条（軽車両の並進の禁止）、第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項、第三十四条（左折又は右折）第一項から第五項まで、第三十五条の二（環状交差点における左折等）、第六十三条の三（自転車道の通行区分）、第六十三条の四（普通自転車の歩道通

左折等)、第六十三条の三(自転車道の通行区分)、第六十三条の四(普通自転車の歩道通行)第二項又は第七十五条の七(本線車道の出入の方法)の規定の違反となるような行為をした者

九〇十二 (略)

2・3 (略)

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

- 一 当該反則行為に係る車両等(特定小型原動機付自転車を除く。)に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第一百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。)、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

二・三 (略)

3 (略)

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分

反則行為に係る車両等

反則金の限

行)第二項又は第七十五条の七(本線車道の出入の方法)の規定の違反となるような行為をした者

九〇十二 (略)

2・3 (略)

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

- 一 当該反則行為に係る車両等に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第一百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。)、又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

二・三 (略)

3 (略)

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分

反則行為に係る車両等

反則金の限

備考 (略)	(略)	第百十八条第一項第四号の 罪に当たる行為			の 種類	度 額
		(略)	(略)	(略)		

備考 (略)	(略)	第百十八条第一項第二号の 罪に当たる行為			の 種類	度 額
		(略)	(略)	(略)		

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 免許証等（第九十二条―第九十五条の六）</p> <p>第四節～第四節の三（略）</p> <p>第五節 免許証等の更新等（第一百一条―第一百二条の三）</p> <p>第六節～第八節（略）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（仮免許）</p> <p>第八十七条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験（第九十条第一項及び第九十五条の六第一項において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 免許証等（第九十二条―第九十五条）</p> <p>第四節～第四節の三（略）</p> <p>第五節 免許証の更新等（第一百一条―第一百二条の三）</p> <p>第六節～第八節（略）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（仮免許）</p> <p>第八十七条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験（第九十条及び第九十二条の二において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第一種免許若し</p>

一種免許若しくは第二種免許を受け、準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

(罰則 (略))

(免許証の交付)

第九十二条 (略)

2 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。

(削る)

くは第二種免許を受け、準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

(罰則 (略))

(免許証の交付)

第九十二条 (略)

2 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引き換えに交付するものとする。

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第一百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は更新を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
		満了日等の後のその者の五

<p>優良運転者及び一般運転者</p>	七十歳未満	回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十歳	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
<p>違反運転者等</p>	七十一歳以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
備考	<p>一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 更新日等 第一百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限る）、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない</p>	



---

者に限る。) に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。)に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日(当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあっては、当該適性試験を受けた日)の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 | 優良運転者 更新日等(海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しない者に限る。)に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有

---

---

効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

3 | 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者

4 | 違反運転者等 更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

---

- 
- 5| 満了日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては更新前の免許証の有効期間が満了した日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日
- 二| 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。
- 三| 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。
- 四| 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過する前に次の免許を受けた者に限る。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。
- 五| 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同
-

条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。  
。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

- 2 第四百四条の四第三項の規定により与えられる免許に係る免許証の有効期間は、同条第二項の規定により取り消される免許に係る免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。
- 3 第一百七条第二項の規定により交付された免許証（前項に規定するものを除く。）の有効期間は、当該免許証に係る同条第一項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。

- 4 前三項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

(免許証の記載事項)

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項(次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。)を記載するものとする。

一 四 (略)

五 免許を受けた者が第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者(第一百一条第三項及び第一百一条の二の二第一項において単に「優良運転者」という。)である場合にあつては、その旨

2・3 (略)

(免許証の電磁的方法による記録)

第九十三条の二 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。以下同じ。)により記録することができる。

(特定免許情報の記録等)

第九十五条の二 免許(仮免許を除く。以下この条において同じ。)を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所を管轄する公安委員会に、その者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十

(免許証の記載事項)

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項(次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。)を記載するものとする。

一 四 (略)

五 免許を受けた者が前条第一項の表の備考一<sup>2</sup>に規定する優良運転者(第一百一条第三項及び第一百一条の二の二第一項において単に「優良運転者」という。)である場合にあつては、その旨

2・3 (略)

(免許証の電磁的方法による記録)

第九十三条の二 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。以下同じ。)により記録することができる。

(新設)

七号) 第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。) の区分部分(同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。)に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。

2 前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。

一 免許情報記録(個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。)の番号

二 免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日

三 免許の種類

四 第九十三条第二項に規定する条件に係る事項

五 第九十三条第三項の規定により免許証(仮免許に係るものを除く。以下この条及び第九十五条の四において同じ。)に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの

3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報(以下「特定免許情報」という。)をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

一 免許の効力が停止されているとき。

二 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定により効力を失つていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものが

あるとき。

- 4 免許証及び免許情報記録個人番号カード（その者に係る特定免許情報  
が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）を有する者は、  
いつでも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納する  
ことができる。
- 5 第一項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、免許を現に  
受けていない者が第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受け  
ようとする際においてもすることができ。
- 6 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に  
第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の  
交付を希望しない旨の申出をすることができ。この場合においては  
、その者が第三項の規定による特定免許情報の記録を受けたことをも  
つて、当該免許証が同条第一項の規定により交付され、第四項の規定  
により返納されたものとみなす。
- 7 免許情報記録個人番号カードは、前条の規定の適用については、免  
許証とみなす。
- 8 警察官は、第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示  
を求めた場合において、前項の規定により免許証とみなされた免許情  
報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対  
し、警察官が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許  
情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる  
。この場合において、当該求めを受けた者は、これに応じなければな  
らない。
- 9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律第十七条第六項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

10| 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができる。

11| 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができる。

12| 第一項及び前項の申請の手續並びに第六項の申出の手續について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 第八項については第二百二十条第一項第十号)

(免許情報記録個人番号カードの特則)

第九十五条の三 免許情報記録個人番号カードについての第九十二条第二項及び第九十三条第二項の規定の適用については、第九十二条第二項中「その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付する」とあるのは「その者の免許情報記録個人番号カード(第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)に記録された免許情報記録(同条第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。)をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るものを書き換える」と、第九十三条第二項中「免許証に当該条件」とあるのは「免許情報記録個人番号カードの区分部分

(新設)



（第九十五条の二第一項に規定する区分部分をいう。）に当該条件（仮免許に係るものを除く。）と、「記載しなければ」とあるのは「電磁的方法（次条に規定する電磁的方法をいう。）により記録しなければ」とする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第九十五条の四 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定による当該異なる種類の免許に係る免許証の交付を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

2 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許（仮免許を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記載を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記録を行うものとする。

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）

第九十五条の五 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものに対し、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定にか

（新設）

（新設）

かわらず、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該異なる種類の免許を与えたものとする。

2 免許を現に受けている者のうち免許情報記録個人番号カードのみを有するものについての第九十四条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録）を受けなければ」とあるのは「届け出なければ」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する第一項」とする。

3 前項に規定する者のうち次の各号に掲げるものは、同項の規定により読み替えて適用する第九十四条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の変更についての届出をすることを要しない。

一 国家公安委員会に対し、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百十条の三第三項の規定により国家公安委員会が同条第一項に規定する戸籍電子証明書（その者の変更した後の本籍を証明するものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者 本籍

二 国家公安委員会に対し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報（その者の個人番号カードに記録された同法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定

める措置を講じている者 住所、氏名及び生年月日

4 国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 前項第一号に規定する戸籍電子証明書又は同項第二号に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたとき 当該戸籍電子証明書又は当該特定署名用電子証明書記録情報に係る内閣府令で定める事項

二 前項第二号に規定する措置が開始され、又は終了したとき 当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項

(免許証等の有効期間)

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第九十五条の第二十一項の規定により交付された免許証(第七十七条の規定により読み替えて適用する第一条の四の第二項に規定する書面(以下この項において「更新証明書」という。))の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。)及び第六十六条の第三項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。)並びに免許情報記録(第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の第二項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録(次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。))、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第九十一

(新設)

条第六項又は第百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

違反運転者等	免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けた者の区分		更新日等における年齢	有効期間の末日
	優良運転者及び一般運転者	七十歳	七十歳未満	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
		七十一歳以上		満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

イ 更新日等 次の(1)から(5)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める日

(1) 第百一条第六項の規定により更新された免許証及び免

---

許情報記録 当該更新された日

(2) 更新証明書の交付を受けた者のうち第百一条第六項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の第二十一項の規定により交付された免許証及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録 当該更新証明書の交付を受けた日

(3) 第百一条の二第四項の規定により更新された免許証及び免許情報記録並びに更新証明書の交付を受けた者のうち同項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の第二十一項の規定により交付された免許証及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録 第百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日

(4) 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証等の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができない者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合）に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。以下この表において「特別失効者」という。）又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）

---

を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第九十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。以下この表において「特別取消処分者」という。）に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録 当該交付された免許証又は記録された免許情報記録に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日

(5) その他の免許証及び免許情報記録 当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日

ロ 優良運転者 更新日等（特別失効者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該効力を失った免許に係る免許証又は免許情報記録の有効期間の末日、特別取消処分者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該取消しを受けた日。二において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。二において同じ。）を受けている期間が五年

以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

ハ 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者

ニ 違反運転者等 更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

ホ 満了日等 次の(1)から(4)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める日

- (1) イ(1)に掲げる免許証及び免許情報記録 更新前の免許証又は免許情報記録の有効期間が満了した日
- (2) イ(2)に掲げる免許証及び免許情報記録 その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日
- (3) イ(3)に掲げる免許証及び免許情報記録 第一百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日
- (4) その他の免許証及び免許情報記録 当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日

二 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四 特別失効者に該当する者として当該効力を失った免許の次の免許を受けた者に対するこの表の備考一のロ及びニの規定の適用については、当該効力を失った免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五 特別取消処分者に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けた者に対するこの表の備考一のロ及びニの規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

2

次の各号に掲げる者に対して第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証及び第百六条の三第二項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録（免許付与時記録免許情報記録等を除く。）及び第百六条の四第二



項の規定により書き換えられた免許情報記録の有効期間は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 現に受けている免許（仮免許を除く。以下この項において同じ。）について免許証のみを有していた者 当該免許証の有効期間が満了する日

二 現に受けている免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者 当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の有効期間が満了する日

三 現に受けている免許について免許証及び免許情報記録個人番号カードを有していた者 当該免許証の有効期間が満了する日又は当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日

四 現に受けている免許について免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有していなかった者 その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日

3 前二項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 （略）

三 第一百一条第一項の免許証等の更新を受けなかった者（政令で定め

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 （略）

三 第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかった者（政

る者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しないもの(以下「特定失効者」という。)のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

イ、ホ (略)

四 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証等の更新を受けなかつた者(前号の政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月を超え一年を経過しないもの。その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五 (略)

2、4 (略)

(再試験)

第百条の二 (略)

令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しないもの(以下「特定失効者」という。)のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

イ、ホ (略)

四 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(前号の政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月を超え一年を経過しないもの。その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五 (略)

2、4 (略)

(再試験)

第百条の二 (略)

254 (略)

5 基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知（前項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に内閣府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十五条の六第三項の規定は、この場合について準用する。

#### 第五節 免許証等の更新等

（免許証等の更新の申請及び定期検査）

第百一条 免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証等の有効期間が満了する日までの間（以下「更新期間」という。）に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書（第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票。第五項及び第百一条の二の二第一項から第五項までにおいて同じ。）を提出しなければならない。

2 前項の規定により免許証等の更新を受けようとする者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者

254 (略)

5 基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知（前項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に内閣府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十二条の二第四項の規定は、この場合について準用する。

#### 第五節 免許証の更新等

（免許証の更新及び定期検査）

第百一条 免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間（以下「更新期間」という。）に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書（第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票。第五項及び第百一条の二の二第一項から第三項までにおいて同じ。）を提出しなければならない。

2 前項の規定により免許証の更新を受けようとする者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者

のうらう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

3 公安委員会は、免許を現に受けている者に対し、更新期間その他免許証等の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項（その者が更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者（第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者をいう。第一百一条の二の二第二項において同じ。）（第九十一条の規定により免許に条件を付されている者のうち内閣府令で定めるもの及び同表の備考四の規定の適用を受けなければ同表の備考一の二に規定する違反運転者等となる者を除く。）に該当することとなる場合には、その旨を含む。）を記載した書面を送付するものとする。

4・5 (略)

6 前項の規定による適性検査の結果又は第一百一条の二の二第五項の規定により通知された適性検査の結果（同条第七項の規定による適性検査を行った場合には、当該通知された適性検査の結果及び同項の規定による適性検査の結果）から判断して、当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証等の更新をしなければならぬ。この場合において、当該公安委員会は、その者が同条第三項の規定による申出をしていたときは、同条第七項の規定による適性検査を行った場合その他内閣府令で定める場合を除き、当該申出に係る経由地公安委員会（同条第一項に規定する経由地公安委員会をいう。）に当該免許情報記録の有効期間の更新をすべき旨を通知して、当該経由地公安委員会に第一百一条の二の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを

うらう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

3 公安委員会は、免許を現に受けている者に対し、更新期間その他免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項（その者が更新を受ける日において優良運転者（第九十一条の規定により免許に条件を付されている者のうち内閣府令で定めるもの及び第九十二条の二第一項の表の備考四の規定の適用を受けて優良運転者となる者を除く。）に該当することとなる場合には、その旨を含む。）を記載した書面を送付するものとする。

4・5 (略)

6 前項の規定による適性検査の結果又は第一百一条の二の二第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面内容及び当該適性検査の結果）から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新をしなければならぬ。

行わせるものとする。

7| 免許証（仮免許に係るものを除く。次条第五項において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

8| 前各項に定めるもののほか、免許証等の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則（略））

（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）

第一百一条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証等の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない。

2・3（略）

4 前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証等の更新をしなければならない。

5| 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定

（新設）

7| 前各項に定めるもののほか、免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則（略））

（免許証の更新の特例）

第一百一条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない。

2・3（略）

4 前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証の更新をしなければならない。

（新設）

による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 (略))

(免許証等の更新に係る申請先の特例)

第百一条の二の二 免許証等の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当するもの(第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。)は、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会(以下「經由地公安委員会」)という。)を經由して行うことができる。

2 前項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出は、次項の規定による申出をする場合を除き、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに行わなければならない。

3 免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者は、第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出に併せて第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを当該經由

5 前各項に定めるもののほか、更新期間前における免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 (略))

(更新の申請の特例)

第百一条の二の二 免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもの(第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。)は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会(以下この条及び次条において「經由地公安委員会」)という。)を經由して行うことができる。

(新設)

(新設)

由地公安委員会において受けたい旨を申し出ることができる。

4| 第一項の規定により更新申請書を受理した經由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

5| 經由地公安委員会は、第一項の規定により受理した更新申請書の内容（第三項の規定による申出があつた場合には、その旨を含む。）及び前項の規定による適性検査の結果をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。この場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会は、第一百一条第五項の規定による適性検査を行わないものとする。

6| 經由地公安委員会は、当該免許証等の更新を受けようとする者が次条第一項の規定により經由地公安委員会が行う第八十二条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けたときは、その旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

7| 第五項の規定による通知を受けた公安委員会は、当該通知に係る適性検査の結果のみによつては当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できないときは、その者について適性検査を行うものとする。この場合において、当該公安委員会は、その者に適性検査を受けるべき旨を通知しなければならない。

8| 第三項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（更新を受けようとする者の義務）

第一百一条の三 免許証等の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所

2| 前項の規定により更新申請書を受理した經由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

3| 經由地公安委員会は、前項の規定による適性検査の結果を記載した書面を、第一項の規定により受理した更新申請書とともに、その者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。この場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会は、第一百一条第五項の規定による適性検査を行わないものとする。

4| 經由地公安委員会は、当該免許証の更新を受けようとする者が次条第一項の規定により經由地公安委員会が行う第八十二条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けたときは、その旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

5| 第三項の規定による書面の送付を受けた公安委員会は、当該書面の内容のみによつては当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できないときは、その者について適性検査を行うものとする。この場合において、当該公安委員会は、その者に適性検査を受けるべき旨を通知しなければならない。

（新設）

（更新を受けようとする者の義務）

第一百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所

地を管轄する公安委員会又は經由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第八條の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第一百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第八條の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 公安委員会は、第一百一条第五項若しくは第一百一条の二第三項の規定による適性検査の結果又は前条第五項の規定により通知された適性検査の結果（同条第七項の規定による適性検査を行った場合には、当該通知された適性検査の結果及び同項の規定による適性検査の結果）から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めたる者（前項ただし書の政令で定める者を除く。）が第八條の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証等の更新をしないことができる。

#### （七十歳以上の者の特例）

第一百一条の四 免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた第八條の二第一項第十二号に掲げる講習を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限り

を管轄する公安委員会又は經由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第八條の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第八條の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 公安委員会は、第一百一条第五項若しくは第一百一条の二第三項の規定による適性検査の結果又は前条第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面の内容及び当該適性検査の結果）から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めたる者（前項ただし書の政令で定める者を除く。）が第八條の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証の更新をしないことができる。

#### （七十歳以上の者の特例）

第一百一条の四 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた第八條の二第一項第十二号に掲げる講習を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りで



でない。

2 前項に定めるもののほか、免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けていなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証等

ない。

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けていなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証の

の更新をしないことができる。

5 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの 免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。） 前号に定める事項並びに免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。） 前号に定める事項並びに免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施

更新をしないことができる。

5 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの 免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。） 前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。） 前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を

を図るため必要な事項

(更新された免許証の交付等)

第百一条の四の二 免許証の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許証(仮免許に係るものを除く。以下この条において同じ。)と引換えに更新された免許証を交付して行う。

2 前項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が同条第三項の規定による更新された特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が前項の規定により交付され、同条第四項の規定により返納されたものとみなす。

3 免許情報記録の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて行う。

4 前項の規定による免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受けた者は、第九十五条の二第四項の規定にかかわらず、免許証を当該経由地公安委員会に返納することができる。

5 第二項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 (略)

2 (略)

3 免許証を有する者が仮停止を受けたときは、免許証を当該処分をし

を図るため必要な事項

(新設)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 (略)

2 (略)

3 仮停止を受けた者は、免許証を当該処分をした警察署長に提出しな

た警察署長に提出しなければならない。

4| 免許情報記録個人番号カードを有する者が仮停止を受けたときは、免許情報記録個人番号カードを当該処分をした警察署長に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。

5| 仮停止をした警察署長は、速やかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会に対し、内閣府令で定める仮停止通知書（第三項の規定により免許証の提出を受けた場合にあつては、当該仮停止通知書及び当該免許証。次項及び第七項において同じ。）を送付しなければならない。

6| 前項の仮停止通知書の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を受けた仮停止通知書を送付しなければならない。

7| 仮停止は、前二項の規定により仮停止通知書の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

8| (略)  
(罰則 第三項及び第四項については第二百二十一条第一項第十号)

2 (略)  
第百四条の三 (略)  
(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

なければならない。

(新設)

4| 仮停止をした警察署長は、速やかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会に対し、内閣府令で定める仮停止通知書及び前項の規定により提出を受けた免許証を送付しなければならない。

5| 前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。

6| 仮停止は、前二項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

7| (略)  
(罰則 第三項については第二百二十一条第一項第十号)

2 (略)  
第百四条の三 (略)  
(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

(削る)

3| 警察官は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会（その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

3| 警察官は、前項の規定による命令をするときは、内閣府令で定めるところにより、当該命令に係る者に対し、当該命令に係る取消し又は効力の停止に係る免許証の提出を求め、これを保管することができる。この場合において、警察官は、当該命令に係る者に対し、保管証を交付しなければならない。

4| 警察官は、第二項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会（その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知しなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したときは、当該保管した免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

5| 前項の規定による免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合において、第三項の規定により当該免許証を提出した者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

6| 第三項の保管証は、第九十五条の規定の適用については、免許証とみなす。

7| 第三項の保管証の有効期間は、当該保管証を交付した時から、当該保管証の交付を受けた者が第二項の規定により指定された日時（その日時までにその者が同項の規定により指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間とする。

(削る)

(削る)

(罰則 第二項については第二百二十三条の二第一号)

(申請による取消し)

第四百四条の四 (略)

2 (略)

3 前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第六十六条の三第一項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受け、又は第一項の申出をした者に係る第六十六条の四第一項第一号の規定による免許情報記録の抹消を行ったとき(第一項の申出をした者が免許証(仮免許に係るものを除く。次条において同じ。))及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、当該免許証の返納を受け、かつ、当該免許情報記録の抹消を行ったとき)は、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

4 (略)

(削る)

8 第三項の規定により保管証の交付を受けた者は、当該保管証の有効期間が満了したときは、直ちに当該保管証を警察官に返納しなければならない。

ならない。

9 第三項の保管証の記載事項その他同項の保管証に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(新設)

(申請による取消し)

第四百四条の四 (略)

2 (略)

3 前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第七十一条第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受けたときは、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

4 (略)

5 第二項の規定により免許を取り消された者(第三項の規定により免許を受けた者を除く。)は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、

(削る)

5 | (略)

(免許の失効)

第五十五条 免許は、免許を受けた者が免許証等の更新を受けなかったとき(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新のいずれをも受けなかったとき)は、その効力を失う。

(削る)

一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面(次項及び第六六条において「運転経歴証明書」という。)の交付を申請することができる。

6 | 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

7 | (略)

(免許の失効)

第五十五条 免許は、免許を受けた者が免許証の更新を受けなかったときは、その効力を失う。

2 | 前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかった者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。

(運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録)

第一百五條の二 第一百四條の四第二項の規定により免許を取り消された者

(同条第三項の規定により免許を受けた者を除く。)及び前条の規定により免許が失効した者(当該免許が失効した日の前日において第九十條第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。)は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴証明書(当該取消しを受けた日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五條の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分(第三項において「運転経歴区分」という。))により表示する書面をいう。以下この条及び次条において同じ。)の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

3 第一項に規定する者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報(第一百四條の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が前条の規定により効力を失つた日前五年間の自動車の運転に関する経歴について、運転経歴区分により示した情報)をいう。以下この条及び次条において同じ。)をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請することができる。

4 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的

(新設)



方法により記録するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録について必要な事項は、内閣府令で定める。

(国家公安委員会への報告)

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十一条の第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項(第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出を受け、第九十四条第二項の規定による免許の再交付をし、第九十五条の二第三項の規定により特定免許情報の記録をし、同条第四項の規定による免許証の返納を受け、同条第十項の規定により免許情報記録の抹消をし、同条第十一項の規定により免許証の交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免許証等の更新をし、第百二条第六項の規定による通知をし、前条第二項の規定により運転経歴証明書を交付し、同条第四項の規定により運転経歴情報の記録をし、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第百二条第一項から第四項まで若しくは第百三条第六項の規定に

(国家公安委員会への報告)

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十一条の第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免許の更新をし、第百二条第六項の規定による通知をし、第百四条の四第六項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第百二条第一項から第四項まで若しくは第百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第二項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき(内閣府令で定める場合に限る。)、重大違反唆し等

よる命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならぬ。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（免許証の返納等）

第百六条の三 免許証を有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 三 （略）

四 免許証の有効期間が満了したとき（第二号に該当する場合を除く。）。

2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定によ

若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならぬ。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（免許証の返納等）

第百七条 免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 三 （略）

（新設）

2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定によ

り免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合（同条第三項の規定により免許が与えられる場合を含む。次条第二項において同じ。）において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

3 第九十五条の二第五項及び第六項の規定は、前項の規定による免許証の交付について準用する。

4 免許証を有する者は、第九十条第五項、第一百三一条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

5 前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会又は第百三条の二第五項若しくは第六項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合又は当該免許証に係る免許の効力の停止が解除された場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

6 第三項において準用する第九十五条の二第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則 第一項及び第四項については第百二十一条第一項第十号）

（免許情報記録の抹消等）

第百六条の四 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号の

り免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

（新設）

3 免許を受けた者は、第九十条第五項、第一百三一条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会又は第百三条の二第四項若しくは第五項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合又は当該免許証に係る免許の効力の停止が解除された場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

（新設）

（罰則 第一項及び第三項については第百二十一条第一項第十号）

（新設）

いずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第四項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

一 前条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二 第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第四百二条の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたとき。

三 免許情報記録の有効期間が満了したとき（第一号に該当する場合を除く。）。

2 第四百二条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第四百二条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第四百二条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会に対して前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとする。

（罰則 第一項については第二百二十一条第一項第十号）

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第百六条の五 公安委員会は、免許証（仮免許に係るものを除く。第百

（新設）

七条において同じ。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第四百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第四百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第四百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、その者が第六百六条の三第一項の規定により免許証を返納し、かつ、前条第一項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示した場合に限り、第六百六条の三第二項の規定による免許証の交付及び前条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

(免許情報記録個人番号カードのみを有していた者の特則)

第六百六条の六 第四百四条の四第二項の規定により取り消された免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者に対し、同条第三項の規定により免許を与えるときは、第九十二条第一項の規定にかかわらず、第六百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該免許を与えたものとする。

(免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則)

第七百七条 現に受けている免許(仮免許を除く。)について免許情報記録個人番号カードを有していた者であつて、第六百六条の二第四項又は第六百六条の四第一項第二号の規定による免許情報記録の抹消を受けたことその他の事情により免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者となつたものについては、その直近において有していた免許情報記録個人番号カードを引き続き有している者とみなし

(新設)

(新設)

て、第九十五条の二第十一項、第九十五条の五第二項及び第三項、第一百一条から第一百一条の四まで（第一百一条の二の二第三項を除く。）、第一百一条の四の二第三項並びに第一百五十五条の規定を適用する。この場合において、第一百一条の四の二第三項中「が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて」とあるのは、「「に対し、当該更新をした旨を証する書面を交付して」とする。

（自動車等の運転禁止等）

第一百七条の五（略）

2～5（略）

6 前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第十項において準用する第一百三条の二第五項若しくは第六項の規定により国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

7～9（略）

10 第一百三條の二（第四項を除く。）の規定は、国際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に関し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第三項中「有する」とあるのは「所持する」と、同条第六項中「前条第

（自動車等の運転禁止等）

第一百七条の五（略）

2～5（略）

6 前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第十項において準用する第一百三條の二第四項若しくは第五項の規定により国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

7～9（略）

10 第一百三條の二の規定は、国際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に関し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第五項中「前条第三項」とあるのは「第一百七條の五第九項において準用する前条第三項」と

三項」とあるのは「第一百七条の五第九項において準用する前条第三項」と、同条第七項中「前条第一項、第二項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と、同条第八項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。

11 第百四条の三の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転の禁止をした場合について準用する。

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第二百二十一条第一項第十号 第十一項については第二百二十三条の二第一号)

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 十 (略)

十一 免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消

、同条第六項中「前条第一項、第二項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と、同条第七項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。

11 第百四条の三の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転の禁止をした場合について準用する。この場合において、第百四条の三中「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、同条第五項中「免許の効力の停止の期間が満了した場合」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間が満了した場合又は当該禁止に係る者が本邦から出国する場合」と、同条第六項中「第九十五条」とあるのは「第一百七条の三前段の規定及び同条後段において準用する第九十五条第二項」と読み替えるものとする。

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第二百二十一条第一項第十号)

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 十 (略)

十一 免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処

処分者に対する第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二〇十六 (略)

2・3 (略)

(運転免許取得者等教育の認定)

第百八条の三十二の二 (略)

2〇6 (略)

(罰則 第三項については第百二十三条の二第二号)

(運転免許取得者等検査の認定)

第百八条の三十二の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十三条の二第二号)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第百八条の三十三 道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項(同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十五条の六第一項、第九十七条の二第一項第三号イ、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三、

分者に対する第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二〇十六 (略)

2・3 (略)

(運転免許取得者等教育の認定)

第百八条の三十二の二 (略)

2〇6 (略)

(罰則 第三項については第百二十三条の二)

(運転免許取得者等検査の認定)

第百八条の三十二の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十三条の二)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第百八条の三十三 道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項(同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十二条の二第一項、第九十七条の二第一項第三号イ、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三、



第百三条第一項第五号、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第百六条、第百七条の五第一項第二号、第百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

(出頭命令)

第百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して、第百三条第一項第五号に掲げる事由に係る事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第百三条第一項第五号、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第百六条、第百七条の五第一項第二号、第百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

第百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2 前項の保管証は、第九十五条(第百七条の三後段において準用する場合を含む。)及び第百七条の三前段の規定の適用については、免許証又は国際運転免許証等とみなす。

3 当該警察官は、第一項の規定により保管した免許証又は国際運転免許証等の提出者が当該警察官の指定した日時及び場所に出頭したとき、又は当該日時が経過した後においてその提出者から返還の請求があったときは、当該免許証又は国際運転免許証等を返還しなければならない。

4 前項の規定により免許証又は国際運転免許証等の返還を受ける者は、当該免許証又は国際運転免許証等と引き換えに保管証を返納しなければならない。

5 警察官は、第一項の規定により免許証又は国際運転免許証等の提出を求めるときは、出頭の日時及び場所を告げ、かつ、前三項の規定の

(削る)

(罰則 第二百二十三条の二第一号)

(免許等に関する手数料)

第十二条 都道府県は、第六章(第五十五条の二第二項及び第四項を除く。 )及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じ、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一(二) (略)

三 第九十二条第一項又は第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとする者 免許証交付手数料

四 (略)

四の二 第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定若しくは第九十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者(免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の政令で定める者を除く。 ) 特定

趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証について必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(免許等に関する手数料)

第十二条 都道府県は、第六章(第四十条の四第六項(第五十五条第二項において準用する場合を含む。 )を除く。 )及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じ、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一(二) (略)

三 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする者 免許証交付手数料

四 (略)

(新設)

免許情報記録手数料

五 第一条第一項又は第一条の二第一項の規定による免許証等の更新を受けようとする者 免許証等更新手数料

五の二 第一条の二の二第一項の規定により免許証等の更新の申請をしようとする者 經由手数料

五の三十三 (略)

2 (略)

第一百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 偽りその他不正の手段により免許証若しくは国外運転免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けた者

2 (略)

第一百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八十九条(免許の申請等)第一項、第一条(免許証等の更新の申請及び定期検査)第一項若しくは第一条の二(更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査)第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一条の五(免許を受けた者に対する報告徴収)若しくは第一百七条の三の二(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)の規定による公安委員会の求めがあつた場

五 第一条第一項又は第一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者 免許証更新手数料

五の二 第一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をしようとする者 經由手数料

五の三十三 (略)

2 (略)

第一百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

2 (略)

第一百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八十九条(免許の申請等)第一項、第一条(免許証の更新及び定期検査)第一項若しくは第一条の二(免許証の更新の特例)第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一条の五(免許を受けた者に対する報告徴収)若しくは第一百七条の三の二(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした者

合において虚偽の報告をした者

2 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

十 第七十一条(運転者の遵守事項)第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)(第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七十六条(禁止行為)第四項、第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項(第一百七十七条の三(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。)又は第九十五条の二(特定免許情報(記録等)第八項の規定に違反した者

十一〇十四 (略)

十五 免許証、免許情報記録個人番号カード、国外運転免許証又は国際運転免許証等を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十六・十七 (略)

二・三 (略)

第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇九 (略)

2 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

十 第七十一条(運転者の遵守事項)第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)(第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七十六条(禁止行為)第四項又は第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項(第一百七十七条の三(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

十一〇十四 (略)

十五 免許証、国外運転免許証又は国際運転免許証等を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十六・十七 (略)

二・三 (略)

第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇九 (略)

十 第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項（第九十五条の五（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六六条の三（免許証の返納等）第一項若しくは第四項、第六六条の四（免許情報記録の抹消等）第一項、第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第七十七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一・十二（略）

2・3（略）

第二百二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四百四条の三（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）第二項（第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第十一項において準用する場合を含む。）又は第九九条（出頭命令）の規定による警察官の命令に従わなかった者

二 第八八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）第三項（

十 第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第三百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第七七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第七七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第七七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一・十二（略）

2・3（略）

第二百二十三条の二 第八八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）第三項（第八八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第百八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

改 正 後	改 正 前
<p>（道路交通法の特例） 第百十五条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証及び道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期間並びにその更新については、同法第九十五条の六第一項及び第二項並びに第一百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。</p>	<p>（道路交通法の特例） 第百十五条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新については、道路交通法第九十二条の二第一項から第三項まで及び第一百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。</p>

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三百三十一号) (附則第十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(使用の制限及び禁止)</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 道路交通法<u>第一百七十七条の二</u>第一項第一号、第三号若しくは第四号、<u>第一百七十七条の二</u>の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、<u>第一百七十七条の四</u>第二号又は<u>第一百八十八条</u>第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 道路交通法<u>第一百八十八条</u>第一項第一号若しくは第二項第一号又は<u>第一百九十九条</u>第一項第一号から第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用の制限及び禁止)</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 道路交通法<u>第一百七十七条の二</u>第一号、第三号若しくは第六号、<u>第一百七十七条の二</u>の二第一号、第三号若しくは第七号、<u>第一百七十七条の四</u>第一号の二又は<u>第一百八十八条</u>第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 道路交通法<u>第一百八十八条</u>第一項第一号若しくは第二号又は<u>第一百九十九条</u>第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。</p> <p>2 (略)</p>





○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。</u></p> <p>二 道路交通法第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、<u>第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七條の四第一項第二号又は第百十八條第一項第五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</u></p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第百十七条の違反行為をしたとき。</u></p> <p>二 道路交通法第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、<u>第百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七條の四第二号又は第百十八條第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</u></p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十六条第一項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証又は同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限</p> <p>四（略）</p> <p>3 前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第五号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の前項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。</p> <p>（登録事項の変更等の届出）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項の届出をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十六条第一項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証の番号及び有効期限</p> <p>四（略）</p> <p>3 前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第五号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。</p> <p>（登録事項の変更等の届出）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項の届出をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、</p>

3

(略)

その事由を証する書面を添付し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

3

(略)

その事由を証する書面を添付し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第二条第一項第九号に規定する自動車及び同法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車</u>をいう。</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車</u>をいう。</p> <p>二・三 （略）</p>

改正後

改正前

		<p>（道路交通法の規定の読替え適用等）</p> <p>第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、<u>第一百七十七條の二第二項、第一百七十七條の二の二第二項、第一百八條第二項第三号、第一百十九條の二、第一百十九條の二の二第二項並びに第一百十九條の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>	
第七十四條の三第一項	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
	<p>（略）</p>		
自動車（道路）の使用者	自動車運転代行業者	自動車（道路）の使用者	自動車運転代行業者
運送法の規定による自動車運送事業者（貨物）	自動車運送事業者（貨物）	運送法の規定による自動車運送事業者	は、その自動車運送事業者
自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽	自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽	自動車運送事業者（貨物）	代行業の営業所
		<p>（道路交通法の規定の読替え適用等）</p> <p>第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、<u>第一百七十七條の二第四号及び第五号、第一百七十七條の二の二第八号から第十号まで、第一百八條第一項第四号、第一百十九條の二第二項第三号、第一百十九條の三第一項第四号並びに第一百二十條第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>	
第七十四條の三第一項	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
	<p>（略）</p>		
自動車（道路）の使用者	自動車運転代行業者	自動車（道路）の使用者	自動車運転代行業者
運送法の規定による自動車運送事業者（貨物）	自動車運送事業者（貨物）	運送法の規定による自動車運送事業者	は、その自動車運送事業者
自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽	自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽	自動車運送事業者（貨物）	代行業の営業所

(略)		第七十四条の三第二項	
	(略)	自動車の安全な運転を	自動車運送事業を經營する者を除く。以下同じ。）、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠
	(略)	代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転（以下この項、第六項及び第八項において単に「自動車の安全な運転」という。）を	

(略)		第七十四条の三第二項	
	(略)	自動車の安全な運転を	自動車運送事業を經營する者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠
	(略)	代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転（以下この項及び第六項において単に「自動車の安全な運転」という。）を	





		五号	
第百十九条の二		(略)	(略)
第八項	同条第六項	第七十四条の三(安全 運輸管理者等)第一項	第七十四条の三(安 全運輸管理者等)第 一項(運輸代行業法 第十九条第一項の規 定により読み替えて 適用される場合を 含む。)
		第四項	第四項(運輸代行業 法第十九条第一項の 規定により読み替え て適用される場合を 含む。)
			第七十四条の三第六 項(運輸代行業法第 十九条第一項の規定 により読み替えて適 用される場合を含む 。)
			第八項(運輸代行業 法第十九条第一項の 規定により読み替え て適用される場合を

		十二号	
		(略)	(略)
		(略)	(略)

<p>第百十九条の二の二</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）</p>
<p>第二項</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したとき</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）の使用者の義務等）第一項第七号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反したとき（車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五</p>
<p>第百十九条の二第一</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）</p>
<p>項第三号</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反する行為</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）の使用者の義務等）第一項第七号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反する行為（車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五</p>

	<p>第百十九条の三第二 項第一号</p>
	<p>又は とき</p>
<p>条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)</p> <p>を命じ、又は容認した場合に限る。)</p> <p>若しくは</p> <p>とき又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反したとき(前条第二項の規定に該当する場合を除く。)</p>	

	<p>第百十九条の三第一 項第四号</p>
	<p>又は 行為</p>
<p>条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)</p> <p>に係るものに限る。)</p> <p>若しくは</p> <p>行為又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反する行為</p>	<p>第百二十条第一項第十一号の三</p> <p>第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項</p> <p>第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項(運転代行業法</p>

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運  
 転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運  
 転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法

	<p>第二百二十三条</p>
<p>第四項</p>	<p>第一百十九条の二第二項          第三号</p>
<p>第十九条第一項の規          定により読み替えて          適用される場合を含          む。)</p>	<p>第七十四条の三第六          項(運転代行業法第          十九条第一項の規定          により読み替えて適          用される場合を含む          。)</p>
<p>第四項(運転代行業          法第十九条第一項の          規定により読み替え          て適用される場合を          含む。)</p>	<p>第一項第七号に係          る部分に限る。)</p>

第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百十七条の二第二項、第一百十七条の二の二第二項、第一百十八条第二項第三号及び第一百十九条の二の二第二項の規定を適用する。

3  
(略)

4 自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第一百九条の三第二項第一号（同法第五十一条の五第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百十七条の二第四号及び第五号、第一百十七条の二の二第八号から第十号まで、第一百十八条第一項第四号並びに第一百十九条の二第二項第三号の規定を適用する。

3  
(略)

4 自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第一百九条の三第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

改正後

（道路交通法の規定の読替え適用等）

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七條の二第二項第一号及び第二号、第一百七十七條の二の二第二項、第一百十八條第二項第三号、第一百十九條の二、第一百十九條の二の四第二項並びに第一百十九條の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第七十五條の付記	第一百十九條の二の四第二項	第一百十九條の二の四第二項、第一百十九條の三第二項第一号
(略)		
第一百十九條の二の四第二項	(略)	(略)
第二項	(略)	(略)

改正前

（道路交通法の規定の読替え適用等）

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七條の二第二項、第一百七十七條の二の二第二項、第一百十八條第二項第三号、第一百十九條の二、第一百十九條の二の二第二項並びに第一百十九條の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第七十五條の付記	第一百十九條の二の二第二項	第一百十九條の二の二第二項、第一百十九條の三第二項第一号
(略)		
第一百十九條の二の二第二項	(略)	(略)
第二項	(略)	(略)

(略)

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七條の二第二項第一号及び第二号、第百十七條の二の二第二項、第百十八條第二項第三号並びに第百十九條の二の四第二項の規定を適用する。

3・4 (略)

(略)

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七條の二第二項、第百十七條の二の二第二項、第百十八條第二項第三号及び第百十九條の二の二第二項の規定を適用する。

3・4 (略)

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年三月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第五十三号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年七月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫



道路交通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	1
○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）	17

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許（第三十二条の二―第四十条の三）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第四条第一項の規定により公安委員会が行う交通の規制のうち、次の各号に掲げる道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）による交通の規制は、それぞれ当該各号に定める事由があるときに行うものとする。</p> <p>一 法第十七条の二第一項の道路標識等 歩道及び交通の状況により支障がないこと。</p> <p>二 法第二十一条第二項第三号の道路標識等 交通の頻繁な道路における車両の通行の円滑を図るため特に必要があること。</p> <p>三～五（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許（第三十二条の二―第四十条の三）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（公安委員会の交通規制）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第四条第一項の規定により公安委員会が行う交通の規制のうち、次の各号に掲げる道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）による交通の規制は、それぞれ当該各号に定める事由があるときに行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 法第二十一条第二項第三号の道路標識等 交通のひんばんな道路における車両の通行の円滑を図るため特に必要があること。</p> <p>二～四（略）</p>

(信号の意味等)

第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に  
対面する交通について表示されるものとする。

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	一 (略) 二 自動車、一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。)(右折につき一般原動機付自転車(法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点を通行する一般原動機付自転車(以下この表において「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車」という。))を除く。)、トロリーバス及び路面電車は、直進し、左折し、又は右折することができること。 三 多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車(法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下この条及び第四十一条の三第一項において同じ。))及び軽車両は、直進(右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点に

(信号の意味等)

第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に  
対面する交通について表示されるものとする。

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	一 (略) 二 自動車、原動機付自転車(右折につき原動機付自転車が法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点を通行する原動機付自転車(以下この表において「多通行帯道路等通行原動機付自転車」という。))を除く。)、トロリーバス及び路面電車は、直進し、左折し、又は右折することができること。 三 多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進(右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。青色の灯火の矢印の項を除き、以下この条において同じ。))をし、又は左折することができること。

	(略)	赤色の灯火	<p>一 一三 (略)</p> <p>四 交差点において既に右折している車両等（多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）は、そのまま進行することができること。この場合において、当該車両等は、青色の灯火により進行することができることとされている車両等の進行妨害をしてはならない。</p> <p>五 交差点において既に右折している多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は、その右折している地点において停止しなければならないこと。</p>	<p>人の形の記号を有する青色の灯火</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特例特定小型原動機付自転車（法第十七条の二第一項に規定する特例特定小型原動機付自転車をいう。以下この表において同じ。）及び普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。以下この条及び第二十六条第三号において同じ。）は、横断歩道に</p>
--	-----	-------	--	--

	(略)	赤色の灯火	<p>一 一三 (略)</p> <p>四 交差点において既に右折している車両等（多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両を除く。）は、そのまま進行することができること。この場合において、当該車両等は、青色の灯火により進行することができることとされている車両等の進行妨害をしてはならない。</p> <p>五 交差点において既に右折している多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、その右折している地点において停止しなければならないこと。</p>	<p>人の形の記号を有する青色の灯火</p> <p>一 (略)</p> <p>二 普通自転車（法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。以下この条及び第二十六条第三号において同じ。）は、横断歩道において直進をし、又は左折することができること。</p>
--	-----	-------	--	--

				<p>人の形の記号を有する青色の灯火の点滅</p> <p>人の形の記号を有する青色の灯火</p> <p>人の形の記号を有する赤色の灯火</p> <p>青色の灯火の矢印</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 横断歩道を進行しようとする特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。</p>	<p>において直進をし、又は左折することができること。</p>
2・3 (略)	備考 (略)	(略)		<p>車両は、黄色の灯火又は赤色の灯火の信号にかかわらず、矢印の方向に進行することができること。この場合において、交差点において右折する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は、直進する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両とみなす。</p>		
4	公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者等、特定小型原動機付自転車及び自転車に対して意味を表示する					

				<p>人の形の記号を有する青色の灯火の点滅</p> <p>人の形の記号を有する赤色の灯火</p> <p>青色の灯火の矢印</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 横断歩道を進行しようとする普通自転車は、道路の横断を始めてはならないこと。</p>	
2・3 (略)	備考 (略)	(略)		<p>車両は、黄色の灯火又は赤色の灯火の信号にかかわらず、矢印の方向に進行することができること。この場合において、交差点において右折する多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進する多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両とみなす。</p>		
4	公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者等及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で					

ものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に並び、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

信号の種類	信号の意味
人の形の記号を有する青色の灯火	<p>一 (略)</p> <p>二 特定小型原動機付自転車及び自転車は、直進をし、又は左折することができること。</p>
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	<p>一 (略)</p> <p>二 特定小型原動機付自転車及び自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。</p>
人の形の記号を有する青色の灯火	<p>一 (略)</p> <p>二 特定小型原動機付自転車及び自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。</p> <p>三 交差点において既に左折している特定小型原動機付自転車及び自転車は、そのまま進行することができること。</p> <p>四 交差点において既に右折している特定小型原動機付自転車及び自転車は、その右折している地点において停止しなければならないこと。</p>

定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に並び、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

信号の種類	信号の意味
人の形の記号を有する青色の灯火	<p>一 (略)</p> <p>二 自転車は、直進をし、又は左折することができること。</p>
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	<p>一 (略)</p> <p>二 自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。</p>
人の形の記号を有する青色の灯火	<p>一 (略)</p> <p>二 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。</p> <p>三 交差点において既に左折している自転車は、そのまま進行することができること。</p> <p>四 交差点において既に右折している自転車は、その右折している地点において停止しなければならないこと。</p>

備考 (略) と。

5 (略)

(運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転することができる者)

第二十六条の三の三 法第七十一条の四第四項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

2 法第七十一条の四第五項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

3 第一項の規定は、法第七十一条の四第六項の政令で定める者について準用する。この場合において、第一項第一号から第三号までの規定中「三年」とあるのは「一年」と、同項第四号中「次項各号」とあるのは「第四項において読み替えて準用する次項各号」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、法第七十一条の四第七項の政令で定める者について準用する。この場合において、第二項各号中「三年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

(自動車の使用の制限の基準)

第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

備考 (略)

5 (略)

(運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転することができる者)

第二十六条の三の三 法第七十一条の四第三項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

2 法第七十一条の四第四項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

3 第一項の規定は、法第七十一条の四第五項の政令で定める者について準用する。この場合において、第一項第一号から第三号までの規定中「三年」とあるのは「一年」と、同項第四号中「次項各号」とあるのは「第四項において読み替えて準用する次項各号」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、法第七十一条の四第六項の政令で定める者について準用する。この場合において、第二項各号中「三年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

(自動車の使用の制限の基準)

第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 自動車（法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車（以下「重被牽引車」という。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。

自動車等の違反行為	自動車の運転者の違反行為
(略)	
法第百十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十八条第一項第五号の違反行為

二 (略)

第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

第三十三条の二 法第九十条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 運転免許試験（以下「試験」という。）に合格した者（他免

一 自動車（法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車（以下「重被牽引車」という。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。

自動車等の違反行為	自動車の運転者の違反行為
(略)	
法第百十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十八条第一項第三号の違反行為

二 (略)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

第三十三条の二 法第九十条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当する者についての同項ただし書の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 運転免許試験（以下「試験」という。）に合格した者（他免



許等既得者（当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者及び国際運転免許証等を現に所持している者をいう。以下この条において同じ。）を除く。次号から第六号までにおいて同じ。）が一般違反行為（自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分違反する行為で別表第二の一の表の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。）をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

イ ホ （略）

二 八 （略）

2 4 （略）

（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）

第三十三条の五の三 （略）

2 （略）

3 法第九十条の二第一項第三号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 特定失効者又は特定取消処分者で、一般原動機付自転車を運転することができる免許を受けていたもの

二 原動機付自転車免許を申請した日前六月以内に一般原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等

許等既得者（当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者及び国際運転免許証等を現に所持している者をいう。以下この条において同じ。）を除く。次号から第六号までにおいて同じ。）が一般違反行為（自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分違反する行為で別表第二の一の表の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。）をした者で、次のいずれかに該当するものであるとき（次号に該当する場合を除く。）は、免許を与えないものとする。

イ ホ （略）

二 八 （略）

2 4 （略）

（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）

第三十三条の五の三 （略）

2 （略）

3 法第九十条の二第一項第三号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 特定失効者又は特定取消処分者で、原動機付自転車を運転することができる免許を受けていたもの

二 原動機付自転車免許を申請した日前六月以内に原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免

の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

三 (略)

4 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第一百七十七条第一項若しくは第二項、法第一百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、法第一百七十七条の二の二第一項第一号、第三号、第七号若しくは第八号、法第一百七十七条の三、法第一百七十七条の四第一項第二号若しくは法第一百八条第一項第一号、第五号〔法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。〕若しくは第六号若しくは第二項第一号に係る違反行為（法第一百八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第一百八条第二項第一号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中

許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

三 (略)

4 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第一百七十七条第一項若しくは第二項、法第一百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、法第一百七十七条の二の二第一項第一号、第三号、第七号若しくは第八号、法第一百七十七条の三、法第一百七十七条の四第一項第二号若しくは法第一百八条第一項第一号、第三号〔法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。〕若しくは第四号若しくは第二項第一号に係る違反行為（法第一百八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第一百八条第二項第一号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中

型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。)又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四 (略)

2 (略)

(特定小型原動機付自転車危険行為等)

第四十一条の三 法第百八条の三の五第一項の政令で定める行為は、特定小型原動機付自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一 法第七条(信号機の信号等に従う義務)の規定に違反する行為

二 法第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反する行為

三 法第九条(歩行者用道路を通行する車両の義務)の規定に違反する行為

四 法第十七条(通行区分)第一項、第四項又は第六項の規定に違反する行為

五 法第十七条の二(特例特定小型原動機付自転車の歩道通行)第二項の規定に違反する行為

六 法第十七条の三(特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行)第二項の規定に違反する行為

七 法第三十三条(踏切の通過)第二項の規定に違反する行為

八 法第三十六条(交差点における他の車両等との関係等)の規定

型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。)又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四 (略)

2 (略)

(危険行為)

第四十一条の三 (新設)

定に違反する行為

九 法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十 法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

十一 法第四十三条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為

十二 法第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反する行為

十三 法第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為

十四 法第六十八条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反する行為

十五 法第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

十六 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に該当するものに限る。）

十七 法第一百七十七条の二第一項第四号又は法第一百七十七条の二の二第一項第八号の罪に当たる行為

2| 法第八十条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一〜四 （略）

五 法第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）第二項の規定に違反する行為

法第八十条の三の五の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一〜四 （略）

五 法第十七条の二（軽車両の路側帯通行）第二項の規定に違反する行為

六〇十五 (略)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区分	講習手数料	
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
(略)	(略)	(略)	(略)
料	法第百八条の二第一項第十五号又は第十六号に掲げる講習	(略)	(略)
備考	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の

六〇十五 (略)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種別	区分	講習手数料	
		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
(略)	(略)	(略)	(略)
料	法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習	(略)	(略)
備考	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の

八、第三十七条の十、第三十九条の二の二、第四十一条の三関係

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類別	点数
(略) 混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過(二十未満)、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追いつかれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、自動車等交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐車違反(駐車禁止場所等)、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過(普通等五割未満)、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良(尾灯等)、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認、ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、座席ベルト	一点

八、第三十七条の十、第三十九条の二の二関係

一 一般違反行為に付する基礎点数

一般違反行為の種類別	点数
(略) 混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過(二十未満)、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追いつかれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、駐車違反(駐車禁止場所等)、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過(普通等五割未満)、積載物大きさ制限超過、積載方法制限超過、制限外許可条件違反、牽引違反、原付牽引違反、整備不良(尾灯等)、転落等防止措置義務違反、転落積載物等危険防止措置義務違反、安全不確認、ドア開放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護義務違反、座席ベルト装着義務	一点

反則行為の種類	反則行為の種類	反則金の額	<p>別表第六（第四十五条関係）</p> <p>81～132（略）</p> <p>80 「自動車等交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反となるような行為をいう。</p> <p>59～79（略）</p> <p>58 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第七十一条の四第四項から第七項までの規定に違反する行為をいう。</p> <p>1～57（略）</p> <p>二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。</p>	<p>備考</p> <p>二・三（略）</p> <p>装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反</p>
	車両等の			

反則行為の種類	反則行為の種類	反則金の額	<p>別表第六（第四十五条関係）</p> <p>81～132（略）</p> <p>80 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反となるような行為をいう。</p> <p>59～79（略）</p> <p>58 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第七十一条の四第三項から第六項までの規定に違反する行為をいう。</p> <p>1～57（略）</p> <p>二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。</p>	<p>備考</p> <p>二・三（略）</p> <p>違反、幼児用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法違反、牽引自動車本線車道通行帯違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示義務違反</p>
	車両等の			

(略) 十九 通行許可条件違反、歩道徐行等義務違反、路側帯進行方法違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	種類		
	大型車	普通車又は二輪車	原付車
	六千円	四千円	三千円

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 19 (略)

20 「歩道徐行等義務違反」とは、法第十七条の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。

21 「路側帯進行方法違反」とは、法第十七条の三第二項の規定の違反となるような行為をいう。

22 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条第一項か

(略) 十九 通行許可条件違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点右左折方法違反、環状交差点左折等方法違反、制限外許可条件違反、原付牽引違反、運行記録計不備、初心運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表示義務違反又は本線車道出入方法違反	種類		
	大型車	普通車又は二輪車	原付車
	六千円	四千円	三千円

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 19 (略)

(新設)

(新設)

(新設)



ら第五項までの規定の違反となるような行為をいう。

23|  
25|  
(略)

三  
(略)

20|  
22|  
(略)

三  
(略)

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（道路交通法施行令の規定の読み替え適用）</p> <p>第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第二十六条の六第一号</p>	<p>（略）</p>	<p>下欄に掲げる違反行為</p>	<p>下欄に掲げる違反行為（運転代行業法第二条第七項に規定する随伴用自動車（以下単に「随伴用自動車」という。）の運転者については、法第百十八条第一項第五号の違反行為に限る。）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第五十四号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項及び第四項、第九十条第一項ただし書、第九十条の二第一項ただし書、第九十条の三の五第一項、第九十二条第一項並びに第二百五条第一項及び第三項並びに道路交通法の一部を改正する法律附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。  
第一条の二第五項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「ひんばんな」を「頻繁な」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第十七条の二第二項の道路標識等 歩道及び交通の状況により支障がないこと。

第二条第一項の表の青色の灯火の項第二号中、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ）」に、「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車（以下）」に、「多通行帯道路等通行原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車（以下）」に改め、同項第三号中「多通行帯道路等通行原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車（法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下この条及び第四十一条の三第一項において同じ。）」に改め、同表の赤色の灯火の項第四号及び第五号中「多通行帯道路等通行

原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車」に改め、同表の人の形の記号を有する青色の灯火の項第二号中「普通自転車」を「特例特定小型原動機付自転車（法第十七条の二第一項に規定する特例特定小型原動機付自転車をいう。以下この表において同じ。）及び普通自転車」に改め、同表の人の形の記号を有する青色の灯火の点滅の項第二号及び人の形の記号を有する赤色の灯火の項第二号中「とする」の下に「特例特定小型原動機付自転車及び人を加え、同表の青色の灯火の矢印の項中「多通行帯道路等通行原動機付自転車」を「多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車」に改め、同条第四項中「及び」を「、特定小型原動機付自転車及び」に改め、同項の表中「自転車」を「特定小型原動機付自転車及び自転車」に改める。

第二十六条の三の三第三項中「第七十一条の四第三項」を「第七十一条の四第四項」に改め、同条第二項中「第七十一条の四第四項」を「第七十一条の四第五項」に改め、同条第三項中「第七十一条の四第五項」を「第七十一条の四第六項」に改め、同条第四項中「第七十一条の四第六項」を「第七十一条の四第七項」に改める。

第二十六条の六第一号の表中「第一百八条第一項第三号」を「第一百八条第一項第五号」に改める。  
第六章の章名及び第三十三条の二第一項第一号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第三十三条の五の三第三項第一号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項第二号中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。  
第三十九条の三第三項第三号中「第三号」を「第五号」に、「第四号若しくは」を「第六号若しくは」に改める。

第四十一条の三の見出しを「（特定小型原動機付自転車危険行為等）」に改め、同条中「第一百八条の三の五」を「第一百八条の三の五第二項」に改め、同条第五号中「第十七条の二（軽車両）」を「第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第一百八条の三の五第一項の政令で定める行為は、特定小型原動機付自転車の運転に関し行われ次に掲げる行為とする。

- 一 法第七条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 二 法第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反する行為
- 三 法第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
- 四 法第十七条（通行区分）第一項、第四項又は第六項の規定に違反する行為
- 五 法第十七条の二（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）第二項の規定に違反する行為
- 六 法第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車の路側帯通行）第二項の規定に違反する行為
- 七 法第三十三条（踏切の通過）第二項の規定に違反する行為
- 八 法第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 九 法第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 十 法第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 十一 法第四十二条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
- 十二 法第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反する行為
- 十三 法第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為
- 十四 法第六十八条（共同危険行為等の禁止）の規定に違反する行為
- 十五 法第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為
- 十六 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に該当するものに限る。）
- 十七 法第一百七十七条の二第二項第四号又は法第一百七十七条の二の二第二項第八号の罪に当たる行為

第四十三條第一項の表講習手数料の項中「第百八條の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

別表第二中「第三十九條の二の二」の下に、「第四十一條の三」を加え、同表の一の表中「交差点右折方法違反」を「自動車等交差点右折方法違反」に改め、別表第二の備考の二の58中「第七十一條の四第三項から第六項」を「第七十一條の四第四項から第七項」に改め、同表の備考の二の80中「交差点右折方法違反」を「自動車等交差点右折方法違反」に改める。

別表第六の十九の項中「通行許可条件違反」の下に、「歩道徐行等義務違反、路側帯進行方法違反」を加え、同表の備考の二中22を25とし、21を24とし、20を23とし、19の次に次のように加える。

20 「歩道徐行等義務違反」とは、法第十七條の二第二項の規定の違反となるような行為をいう。

21 「路側帯進行方法違反」とは、法第十七條の三第二項の規定の違反となるような行為をいう。

22 「交差点右折方法違反」とは、法第三十四條第一項から第五項までの規定の違反となるような行為をいう。

附 則

(施行期日)

第一條 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年七月一日)から施行する。

(優良運転者及び違反運転者の区分に関する経過措置)

第二條 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に道路交通法の一部を改正する法律第三條の規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第八十四條第一項に規定する自動車等の運転に関し道路交通法施行令(以下「令」という。)第三十三條の二第三項に規定する違反行為又は令別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者に対する道路交通法(以下「法」という。)第九十二條の二あるのは「自動車等又は道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二號)第三條の規定による改正前の第八十四條第一項に規定する自動車等」と、同表の備考一の4中「自動車等」とあるのは「自動車等若しくは道路交通法の一部を改正する法律第三條の規定による改正前の第八十四條第一項に規定する自動車等」とする。

(運転技能検査等に関する経過措置)

第三條 施行日前に旧法第三條に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転に関し令第三十四條の三第五項に規定する基準違反行為をした者に対する法第九十七條の二第一項第三号イの規定の適用については、同号イ中「大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車」とあるのは、「大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車又は道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二號)第三條の規定による改正前の第三條に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車」とする。

(技能検定員資格者証等の交付の拒否等に関する経過措置)

第四條 施行日前にした行為を理由とする法第九十九條の二第四項の技能検定員資格者証及び法第九十九條の三第四項の教習指導員資格者証の交付の拒否又は返納、法第一百條の二第五項の規定による再試験の受験義務、法第一百條の七第三項の規定による認知機能検査等の受検義務、法第一百二條第七項の規定による適性検査の受検義務、法第一百二條の二又は第一百二條の三の規定による講習の受講義務並びに法第六六條の規定による都道府県公安委員会から国家公安委員会への報告については、なお従前の例による。

(指定講習機関の指定等に関する経過措置)

第五條 施行日前に旧法第八十四條第一項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六號)第二條から第六條までの罪又は旧法に規定する罪を犯した者に対する法第八八條の四第三項第三号及び令第三十五條第一項第二号ハの規定の適用については、法第八八條の四第三項第三号中「自動車等」とあるのは「自動車

等又は道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二號)第三條の規定による改正前の第八十四條第一項に規定する自動車等」と、令第三十五條第一項第二号ハ中「自動車等」とあるのは「自動車等又は道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二號)第三條の規定による改正前の法第八十四條第一項に規定する自動車等」とする。

(点数に関する経過措置)

第六條 施行日前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第七條 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第二十六號)の一部を次のように改正する。

第四條の表第二十六條の六第一号の項中「第百十八條第一項第三号」を「第百十八條第一項第五号」に改める。

内閣総理大臣 岸田 文雄

○内閣府令第十七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十号及び第三項第二号、第十七条の二第一項、第八条の二第一項、第八八条の三の五第一項、第八八条の三の六並びに第十四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項及び第三十五条第三項第一号の規定に基づき、  
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(一) 一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ</p> <p><b>第一条の二</b> 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p> <p>(特定小型原動機付自転車の大きさ等)</p> <p><b>第一条の二の二</b> 法第二条第一項第十号ロの内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。</li> <li>イ 長さ 百九センチメートル</li> <li>ロ 幅 六十センチメートル</li> <li>二 車体の構造は、次に掲げるものであること。</li> <li>イ 原動機として、定格出力が〇・六〇キロワット以下の電動機を用いること。</li> <li>ロ 二十キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。</li> <li>ハ 構造上出ることができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に当該最高の速度の設定を変更することができないこと。</li> <li>ニ オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「A機構」という。）がとられていること。</li> </ul> <p>ホ 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第六十六条の十七に規定する最高速度表示灯（第五条の六の二第一項において単に「最高速度表示灯」という。）が備えられていること。</p>	<p>(原動機付自転車の総排気量等の大きさ)</p> <p><b>第一条の二</b> 法第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p> <p>〔条を加える。〕</p>

(原動機を用いる軽車両)

第一条の三 [略]

(押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等)

第一条の八 法第二条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、三輪以上の特定小型原動機付自転車(法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車を用いる。以下同じ。)であること又は次に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

一・二 略

(信号の表示)

第三条の二 [略]

2 令第二条第四項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の二の二の標示を、当該信号機の信号に對面する歩行者、特定小型原動機付自転車及び自転車がその前方から見やすいように、信号機の灯器に接して設けて行うものとする。

(特例特定小型原動機付自転車の歩道通行)

第五条の六の二 法第十七条の二第一項第一号の内閣府令で定める方法は、道路運送車両の保安基準第六十六条の十七第二項及び第三項の基準に適合する最高速度表示灯を点滅させることにより表示する方法とする。

2 法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める速度は、六キロメートル毎時とする。

3 法第十七条の二第一項第三号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 側車を付していないこと。

二 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

三 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

(反射器材)

第九条の四 法第六十三条の九第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 自転車に備え付けられた場合において、夜間、後方百メートルの距離から道路運送車両の保安基準第三十二条第二項の基準に適合する前照灯(第九条の十七において「前照灯」という。)で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

二 [略]

第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付(第六号に定める免許証及び旅券については、提示)しなければならない。

一・五 略

六 令第三十四条の四第二項の規定に該当する者 同項に規定する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証、日本語による当該運転免許証の翻訳文(当該運転免許証を発給した外国等の行政庁等、本邦の域外にある国(当該運転免許証を発給した国に限る。)の領事機関又は令第三十九条の五第一項第二号若しくは第三号に掲げる者が作成したものであつて、当該免許で運転することができる自動車及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車を用いる。以下同じ。)(以下「自動車等」という。)の種類、当該免許又は当該運転免許証の有効期限及び当該免許の条件を明らかにしたものに限り)及び令第三十四条の四第二項に規定する事実を証するに足りる旅券その他の書類

七 [略]

(原動機を用いる軽車両)

第一条の二 [同上]

第一条の八 法第二条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

一・二 同上

(信号の表示)

第三条の二 [同上]

2 令第二条第四項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の二の二の標示を、当該信号機の信号に對面する歩行者及び自転車がその前方から見やすいように、信号機の灯器に接して設けて行うものとする。

[条を加える。]

(反射器材)

第九条の四 [同上]

一 自転車に備え付けられた場合において、夜間、後方百メートルの距離から道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第三十二条第一項の基準に適合する前照灯(第九条の十七において「前照灯」という。)で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

二 [同上]

第十八条 [同上]

一・五 同上

六 令第三十四条の四第二項の規定に該当する者 同項に規定する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証、日本語による当該運転免許証の翻訳文(当該運転免許証を発給した外国等の行政庁等、本邦の域外にある国(当該運転免許証を発給した国に限る。)の領事機関又は令第三十九条の五第一項第二号若しくは第三号に掲げる者が作成したものであつて、当該免許で運転することができる自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の種類、当該免許又は当該運転免許証の有効期限及び当該免許の条件を明らかにしたものに限り)及び令第三十四条の四第一項に規定する事実を証するに足りる旅券その他の書類

七 [同上]

2 免許申請者が特定失効者又は法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次の各号に掲げる検査、講習又は教育を受けたものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一～四 略〕

五 法第九十八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）  
 第三十八条第十八項に規定する高齢者講習終了証明書  
 〔六・七 略〕

第十八条の二 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十八項に規定する証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

2 [略]  
 （申請により付与又は変更する免許の条件等）

第十八条の六 法第九十一条の二第一項の内閣府令で定める条件は、普通免許により運転することのできる普通自動車の種類を次の各号のいずれかに該当するものに限定する条件とする。

一 次のイ及びロに掲げる装置（AT機構がとられている自動車以外の自動車にあつては、イに掲げる装置）の性能に関し、先進安全技術の性能認定実施要領（平成三十年国土交通省告示第五百四十四号。以下この号において「実施要領」という。）第三条の認定が行われた普通自動車

〔イ・ロ 略〕

二 [略]

2 [略]  
 （免許証の更新の申請等）

第二十九条 [1～3 略]

4 更新申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、更新申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 令第三十七条の六第一号に掲げる者 第三十八条第十八項に規定する高齢者講習終了証明書

〔一～九 略〕  
 [5～9 略]

2 [同上]

〔一～四 同上〕

五 法第九十八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）  
 第三十八条第十七項に規定する高齢者講習終了証明書  
 〔六・七 同上〕

第十八条の二 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十七項に規定する証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

[同上]	[同上]	[同上]
------	------	------

2 [同上]  
 （申請により付与又は変更する免許の条件等）

第十八条の六 [同上]

一 次のイ及びロに掲げる装置（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられている自動車以外の自動車にあつては、イに掲げる装置）の性能に関し、先進安全技術の性能認定実施要領（平成三十年国土交通省告示第五百四十四号。以下この号において「実施要領」という。）第三条の認定が行われた普通自動車

〔イ・ロ 同上〕

二 [同上]

2 [同上]  
 （免許証の更新の申請等）

第二十九条 [1～3 同上]

4 [同上]

一 令第三十七条の六第一号に掲げる者 第三十八条第十七項に規定する高齢者講習終了証明書

〔一～九 同上〕  
 [5～9 同上]





<p>特定小型原動機付自転車運転者講習又は自転車運転者講習を受けたとき。</p>	<p>報告する場合 法第百八条の三の五第一項又は第二項の規定による命令をしたとき。</p>	<p>一 特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二 特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為の種別 三 特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為をした地の都道府県名及び特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為をした年月日</p>	<p>事 項 [略]</p>
--	---	---	------------------------

三 特定小型原動機付自転車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。

四 講習時間は、三時間とすること。

16 法第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

「一、四 略」

17 [略]

18 [略]

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令の方法）

第三十八条の四の四 「一」法第百八条の三の五第一項の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

2 法第百八条の三の五第二項の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の四の命令書を交付して行うものとする。

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等についての報告事項）

第三十八条の四の五 法第百八条の三の六の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

<p>自転車運転者講習を受けたとき。</p>	<p>報告する場合 法第百八条の三の五の規定による命令をしたとき。</p>	<p>一 自転車運転者講習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別 二 自転車運転者講習を受けた年月日</p>	<p>事 項 [同上]</p>
------------------------	---	---	-------------------------

15 法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

「一、四 同上」

16 [同上]

17 [同上]

（自転車運転者講習の受講命令の方法）

第三十八条の四の四 「項を加える。」

「一」 法第百八条の三の五の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

（自転車運転者講習の受講命令等についての報告事項）

第三十八条の四の五 [同上]

(原動機を用いる軽車両の型式認定)  
**第三十九条の二** 〔略〕  
 2 前項の認定は、原動機を用いる軽車両が第一条の三に定めるものに該当するものであるかどうかを判定することによって行う。  
 3 〔略〕

別記様式第一の二 (第三条の二関係)

- 1 歩行者 (交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。) 及び遠隔操作型小型車 (遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下この様式及び別記様式第一の二において同じ。) (交差点において斜めに道路を横断するものを除く。) に対して表示する標示



- 2 交差点において斜めに道路を横断する歩行者、遠隔操作型小型車、特例特定小型原動機付自転車 (法第十七条の二第一項に規定する特例特定小型原動機付自転車をいう。別記様式第一の二において同じ。) 及び普通自転車 (法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二において同じ。) に対して表示する標示



- 3 車両又は特定の車両に対して表示する標示



- 備考
- 1 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
  - 2 車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
  - 3 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
  - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  - 5 縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

(原動機を用いる軽車両の型式認定)  
**第三十九条の二** 〔同上〕  
 2 前項の認定は、原動機を用いる軽車両が第一条の二に定めるものに該当するものであるかどうかを判定することによって行う。  
 3 〔同上〕

別記様式第一の二 (第三条の二関係)

- 1 歩行者 (交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。) 及び遠隔操作型小型車 (遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下この様式及び別記様式第一の二において同じ。) (交差点において斜めに道路を横断するものを除く。) に対して表示する標示



- 2 交差点において斜めに道路を横断する歩行者、遠隔操作型小型車及び普通自転車 (法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二において同じ。) に対して表示する標示



- 3 車両又は特定の車両に対して表示する標示



- 備考
- 1 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
  - 2 車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
  - 3 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
  - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  - 5 縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

別記様式第一の二の二（第三条の二関係）



- 備考
- 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）、遠隔操作型小型車（交差点において斜めに道路を横断するものを除く。）、特定小型原動機付自転車（交差点において斜めに道路を横断する特例特定小型原動機付自転車を除く。）及び自転車（交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。）に対して表示するものとする。
  - 2 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
  - 3 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
  - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  - 5 縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

別記様式第一の二の二（第三条の二関係）



- 備考
- 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）、遠隔操作型小型車（交差点において斜めに道路を横断するものを除く。）及び自転車（交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。）に対して表示するものとする。
  - 2 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
  - 3 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
  - 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  - 5 縁及び縁線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

別記様式第二十二の十一の四 (第三十八条の四の四関係)

自転車運転者講習受講命令書  
年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第108条の3の5第2項の規定により、下記の期間内に自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。

命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	年 月 日 生
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 令 の 理 由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十一の三 (第三十八条の四の四関係)

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書  
年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第108条の3の5第1項の規定により、下記の期間内に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。

命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	年 月 日 生
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 令 の 理 由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十一の三 (第三十八条の四の四関係)

自転車運転者講習受講命令書  
年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第108条の3の5の規定により、下記の期間内に自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。

命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	年 月 日 生
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 令 の 理 由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」



令和五年三月十七日（号外第五十三号）公布内閣府令第十七号（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令）  
（原稿誤り）

一四 終りから 二二三 二二二日

令和五年六月二十二日国会各事項欄衆議院の部  
（印刷誤り）

七二 終りから 二五 年次報告 年次報告

○内閣府令第一号

国土交通省令第一号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年三月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置者の区分)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という）が設置するものとする。</p> <p>一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両等通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自動車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの</p> <p>二 [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>別表第一（第二条関係） 案内標識 [略]</p>	<p>(設置者の区分)</p> <p>第四条 [同上]</p> <p>2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という）が設置するものとする。</p> <p>一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両等通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自動車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 [同上]</p> <p>別表第一（第二条関係） 案内標識 [同上]</p>

特定小型原動機付自転車・自転車専用		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	規制標識	警戒標識		
(325の2)								(309)	(307)
道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路であること。								交通法第八条第一項の道路標識により、特定小型原動機付自転車（交通法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車）をいう。以下同じ。及び自転車の通行を禁止すること。	交通法第八条第一項の道路標識により、二輪の自動車及び一般原動機付自転車（交通法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車）をいう。以下同じ。の通行を禁止すること。
自転車道であること。		特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端	二輪の自動車及び一般原動機付自転車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端						
道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路であること。		自転車道の前面又は自転車道内の必要な地点	特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両及び歩行者等の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点	表示する意味	設置場所				

自転車専用		〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	規制標識	警戒標識		
(325の2)								(309)	(307)
道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路であること。								交通法第八条第一項の道路標識により、自転車の通行を禁止すること。	交通法第八条第一項の道路標識により、二輪の自動車及び原動機付自転車の通行を禁止すること。
自転車道であること。		自転車の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点	二輪の自動車及び原動機付自転車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端						
道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路であること。		自転車道の前面又は自転車道内の必要な地点	普通自転車以外の車両及び歩行者等の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点	表示する意味	設置場所				



〔略〕	特定小型原動機付自転車・ 機付自転車・ 自転車一方通行	(326の2-A・B)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止すること。	一定の方向にする特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止する歩道、自転車道又は自転車歩行者道の区間の必要な地点における路端	普通自転車等 及び歩行者等 専用	(325の3)	道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路であること。	道路法第八十一条の道路標識により、特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両の通行を禁止すること。	特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点	自転車歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端
	交通法第八十一条の道路標識により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止すること。									

〔同上〕	自転車一方通行	(326の2-A・B)	道路法第四十六条第一項の規定に基づき、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車の通行を禁止すること。	一定の方向にする自転車の通行を禁止する歩道、自転車道又は自転車歩行者道の区間の必要な地点における路端	自転車及び歩行者等専用	(325の3)	道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車歩行者専用道路であること。	交通法第八十一条の道路標識により、普通自転車以外の車両の通行を禁止すること。	普通自転車以外の車両の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点	自転車歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端
	交通法第八十一条の道路標識により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車の通行を禁止すること。									

<p>進行方向別通行区分</p>	<p>〔略〕</p>	<p>普通自転車専用通行帯</p>	<p>専用通行帯</p>
<p>(327の7-A~D)</p>		<p>(327の4の2)</p>	<p>(327の4)</p>
<p>交通法第三十五条第一項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、車両(特定小型原動機付自転車、軽車両及び右折につき一般原動機付自転車)が交通法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする一般原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。)が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定すること。</p>		<p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車(以下この項において「普通自転車専用通行帯」という。)を指定し、かつ、特定小型原動機付自転車及び軽車両以外の車両が通行しなければならぬ車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>	<p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならぬ車両通行帯(以下この項において「専用通行帯」という。)を指定し、かつ、他の車両(当該特定の車両が普通自転車である場合にあつては特定小型原動機付自転車及び軽車両を除き、当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあつては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)が通行しなければならぬ車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>
<p>車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点</p>		<p>普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点における左側の路端</p>	<p>専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点</p>

<p>進行方向別通行区分</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>普通自転車専用通行帯</p>	<p>専用通行帯</p>
<p>(327の7-A~D)</p>		<p>(327の4の2)</p>	<p>(327の4)</p>
<p>交通法第三十五条第一項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、車両(軽車両及び右折につき原動機付自転車)が交通法第三十四条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。以下この項において同じ。)が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定すること。</p>		<p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車(以下この項において「普通自転車専用通行帯」という。)を指定し、かつ、軽車両以外の車両が通行しなければならぬ車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>	<p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならぬ車両通行帯(以下この項において「専用通行帯」という。)を指定し、かつ、他の車両(当該特定の車両が普通自転車である場合にあつては軽車両を除き、当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあつては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)が通行しなければならぬ車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>
<p>車両が交差点で進行する方向に関する通行の区分を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点</p>		<p>普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点における左側の路端</p>	<p>専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点</p>

指示標識 〔略〕	一般原動機付 自転車の右折 方法(小回り)	一般原動機付 自転車の右折 方法(二段階)	(327の9)	(327の8)	交通法第三十四条第五項ただし書の道路標識により、交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定すること。	交通法第三十四条第五項本文の道路標識により、交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことを指定すること。	交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端	交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端
-------------	-----------------------------	-----------------------------	---------	---------	---	--	---	--

補助標識 〔略〕	〔略〕
-------------	-----

備考  
 〔一・二 略〕  
 三 〔車両の種類(503) A) 〕を表示する補助標識の意味については、当該補助標識のうち、普通自転車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示しているものについては特定小型原動機付自転車も当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すものとし、普通自転車が本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示しているものについては特定小型原動機付自転車も当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示すものとする。ただし、特定小型原動機付自転車が本標識が表示する交通の規制の対象となるかどうかを別に示しているものについては、この限りでない。

指示標識 〔同上〕	原動機付自転 車の右折方法 (二段階)	原動機付自転 車の右折方法 (二段階)	(327の9)	(327の8)	交通法第三十四条第五項ただし書の道路標識により、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定すること。	交通法第三十四条第五項本文の道路標識により、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことを指定すること。	交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端	交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端
--------------	---------------------------	---------------------------	---------	---------	---	--	---	--

補助標識 〔同上〕	〔同上〕
--------------	------

備考  
 〔一・二 同上〕  
 〔加える。〕

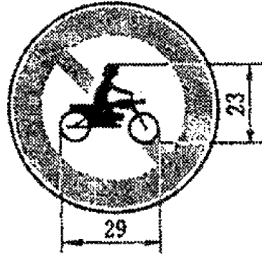
別表第二(第三条関係)  
案内標識

[略]  
警戒標識

[略]  
規制標識

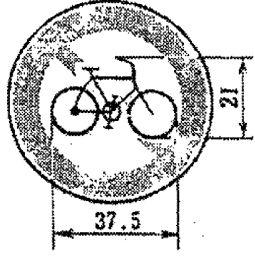
[略]

二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め  
(307)



[略]

特定小型原動機付自転車・自転車通行止め  
(309)



[略]

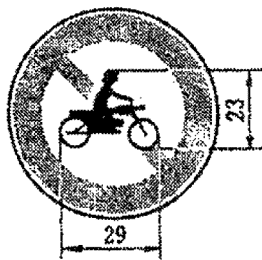
別表第二(第三条関係)  
案内標識

[同上]  
警戒標識

[同上]  
規制標識

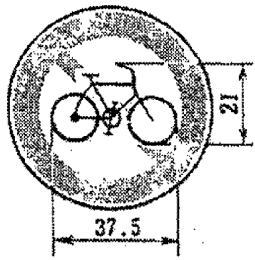
[同上]

二輪の自動車・原動機付自転車通行止め  
(307)

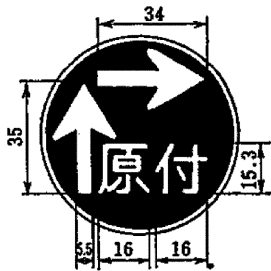
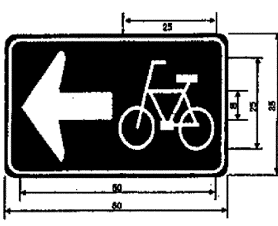
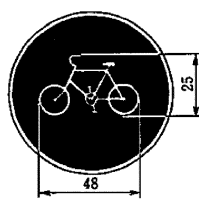
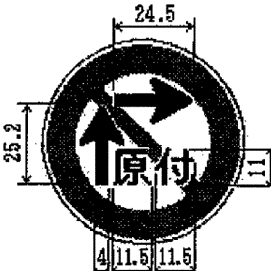
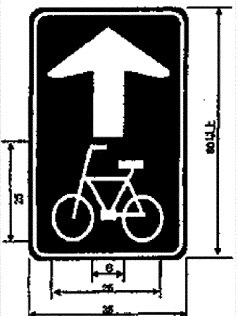
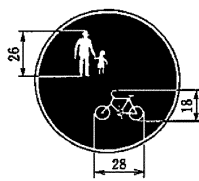


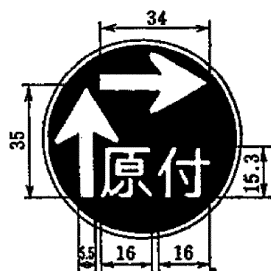
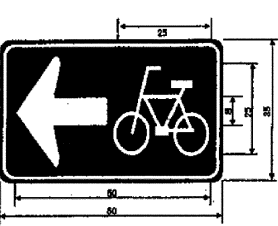
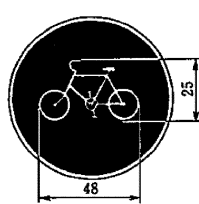
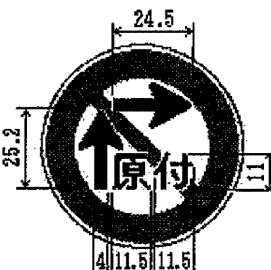
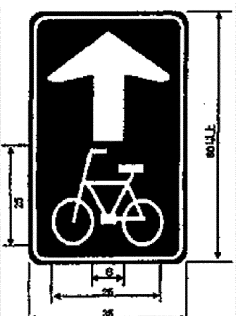
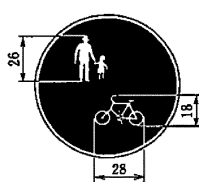
[同上]

自転車通行止め  
(309)



[同上]

<p>[略]</p>		<p>[略]</p> <p>階) 一般原動機付自転車の右折方法 (二段階)</p> <p>(327の8)</p>	<p>[略]</p> 	<p>通行) 特定小型原動機付自転車・自転車一方</p> <p>(326の2-A)</p>	<p>[略]</p> 	<p>特定小型原動機付自転車・自転車専用</p> <p>(325の2)</p>
<p>[略]</p>		<p>り) 一般原動機付自転車の右折方法 (小回り)</p> <p>(327の9)</p>	<p>[略]</p> 	<p>通行) 特定小型原動機付自転車・自転車一方</p> <p>(326の2-B)</p>		<p>普通自転車等及び歩行者等専用</p> <p>(325の3)</p>

<p>[同上]</p>		<p>[同上]</p> <p>原動機付自転車の右折方法 (二段階)</p> <p>(327の8)</p>	<p>[同上]</p> 	<p>自 転 車 一 方 通 行</p> <p>(326の2-A)</p>	<p>[同上]</p> 	<p>自 転 車 専 用</p> <p>(325の2)</p>
<p>[同上]</p>		<p>[同上]</p> <p>原動機付自転車の右折方法 (小回り)</p> <p>(327の9)</p>	<p>[同上]</p> 	<p>自 転 車 一 方 通 行</p> <p>(326の2-B)</p>		<p>自 転 車 及 び 歩 行 者 等 専 用</p> <p>(325の3)</p>

指示標識
〔略〕
補助標識
〔略〕

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）  
表示

〔1〕32 略

33 「車両（組合せ）通行止め」を表示する規制標識の標示板の記号は、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」及び「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」を表示する規制標識に係る図示の記号を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する通行の禁止に係る種類の車両を表示するものとする。

〔34〕36 略

37 「普通自転車等及び歩行者等専用」、「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行

（2）

〔2〕、「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合には、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

〔38〕42 略

（二）

〔1〕2 略

3 規制標識

（1）「通行止め」、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「大型自動車及び普通自動車二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「危険物積載車両通行止め」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示するものについては、これを灯火により表示する場合には、文字及び記号を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

〔略〕

指示標識
〔同上〕
補助標識
〔同上〕

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）  
表示

〔1〕32 同上

33 「車両（組合せ）通行止め」を表示する規制標識の標示板の記号は、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」及び「自転車通行止め」を表示する規制標識に係る図示の記号を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する通行の禁止に係る種類の車両を表示するものとする。

〔34〕36 同上

37 「自転車及び歩行者等専用」、「自転車一方通行（2）」、「平行駐車」、「直角駐車」及び

（2）

〔2〕、「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合には、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

〔38〕42 同上

（二）

〔1〕2 同上

3 規制標識

（1）「通行止め」、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「大型自動車及び普通自動車二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「危険物積載車両通行止め」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示するものについては、これを灯火により表示する場合には、文字及び記号を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

〔同上〕

車 両 の 種 類		略 称
〔略〕		
一般原動機付自転車		原付
特定小型原動機付自転車		特定原付
特例特定小型原動機付自転車		特例特定原付
二輪の自動車及び一般原動機付自転車	二輪	
道路交通法施行規則第二十四条第一項に規定する小型二輪車及び一般原動機付自転車	小二輪	
〔略〕		

(六) 車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

- (四) 文字等の大きさ等  
〔1〕～7 略
- (五) 緑、緑線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。  
〔1〕・〔2〕 略
- (3) 規制標識  
緑は十五ミリメートルとし、緑線は二時停止及び「車両通行区分」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」及び「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。
- (4) 略

車 両 の 種 類		略 称
〔同上〕		
原動機付自転車		原付
二輪の自動車及び原動機付自転車	二輪	
道路交通法施行規則第二十四条第一項に規定する小型二輪車及び原動機付自転車	小二輪	
〔同上〕		

(六) 車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

- (四) 文字等の大きさ等  
〔1〕～7 同上
- (五) 緑、緑線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。  
〔1〕・〔2〕 同上
- (3) 規制標識  
緑は十五ミリメートルとし、緑線は二時停止及び「車両通行区分」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」及び「自転車一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。
- (4) 同上

(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「特定小型原動機付自転車・自転車専用」、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「一般原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び緑を白色、地を青色とする。

(4) 「一方通行」及び「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」を表示するものについては、記号及び緑線を白色、緑及び地を青色とする。

(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「普通自転車及び歩行者等専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び緑を白色、地を青色とする。

(4) 「一方通行」及び「自転車一方通行」を表示するものについては、記号及び緑線を白色、緑及び地を青色とする。

種 類	番 号	表 示 する 意 味	設 置 場 所
[略]	(108の3)	<p>交通法第二十条第一項第三号の四、第七条の三第一項及び第四十七条第三項の道路標示により、路側帯における特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止すること。</p>	<p>路側帯における特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間</p>
専用通行帯	(109の6)	<p>交通法第二十条第二項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならない車両通行帯（以下この項において「専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（当該特定の車両が普通自転車である場合にあつては特定小型原動機付自転車及び軽車両を除き、当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあつては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>	<p>専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点</p>

別表第五（第九条関係）  
規制標示

〔一〕 略  
〔二〕 略  
〔三〕 略  
〔四〕 略

5 [略]  
〔二〕〔六〕 略  
〔三〕〔四〕 略

二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）  
（一） 表示  
〔一〕〔三〕 略

4 「車両の種類」<sup>B)</sup> を表示する補助標識の標示板の記号は、二輪の自動車以外の自動車通行止め、<sup>B)</sup> 大型貨物自動車等通行止め、<sup>B)</sup> 大型乗用自動車等通行止め、<sup>B)</sup> 二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め、<sup>B)</sup> 自転車以外の軽車両通行止め、及び「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」を表示する規制標識に係る図示の記号（当該記号の鏡像である記号を含む。）を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する通行の禁止に係る種類の車両を表示するものとする。

種 類	番 号	表 示 する 意 味	設 置 場 所
[同上]	(108の3)	<p>交通法第二十条第一項第三号の四、第七条の二第一項及び第四十七条第三項の道路標示により、路側帯における軽車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止すること。</p>	<p>路側帯における軽車両の通行並びに車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間</p>
専用通行帯	(109の6)	<p>交通法第二十条第二項の道路標示により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならない車両通行帯（以下この項において「専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（当該特定の車両が普通自転車である場合にあつては軽車両を除き、当該特定の車両が普通自転車以外の車両である場合にあつては小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>	<p>専用通行帯の前面及び専用通行帯内の必要な地点</p>

別表第五（第九条関係）  
規制標示

〔一〕 同上  
〔二〕〔六〕 同上  
〔三〕〔四〕 同上

5 [同上]  
〔二〕〔六〕 同上  
〔三〕〔四〕 同上

二 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）  
（一） 表示  
〔一〕〔三〕 同上

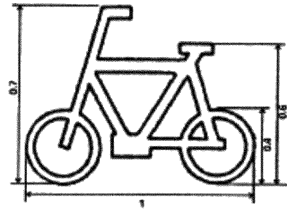
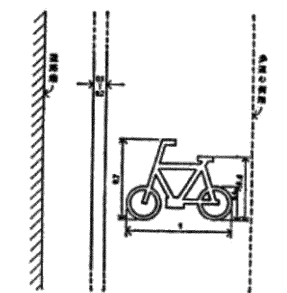
4 「車両の種類」<sup>B)</sup> を表示する補助標識の標示板の記号は、二輪の自動車以外の自動車通行止め、<sup>B)</sup> 大型貨物自動車等通行止め、<sup>B)</sup> 大型乗用自動車等通行止め、<sup>B)</sup> 二輪の自動車・原動機付自転車通行止め、<sup>B)</sup> 自転車以外の軽車両通行止め、及び「自転車通行止め」を表示する規制標識に係る図示の記号（当該記号の鏡像である記号を含む。）を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する通行の禁止に係る種類の車両を表示するものとする。



指示標示 [略]	[略]	<p>特例特定小型 原動機付自転 車・普通自転 車の歩道通行 部分</p>	(114の3)	<p>交通法第十七条の二第一項及び第六十 三条の四第一項第一号の道路標示によ り、特例特定小型原動機付自転車及び 普通自転車は歩道を通行することがで きることとし、かつ、交通法第十七条 の二第二項及び第六十三條の四第二項 の道路標示により、特例特定小型原動 機付自転車及び普通自転車は歩道を通 行する場合において、通行すべき歩道 の部分指定すること。</p>	[略]	(111)	<p>右左折の方法</p>	<p>進行方向別通 行区分</p>	(110)	<p>交通法第三十五条第一項の道路標示に より、車両通行帯の設けられた道路に おいて、車両(特定小型原動機付自転 車、軽車両及び右折につき一般原動機 付自転車)が交通法第三十四条第五項本 文の規定によることとされる交差点に おいて左折又は右折をする一般原動機 付自転車を除く。以下この項において 同じ。)が交差点で進行する方向に関す る通行の区分を指定すること。</p>	<p>車両が交差点で進行する 方向に関する通行の区分 を指定する道路の区間の 前面及び道路の区間内の 必要な地点</p>
		<p>特例特定小型 原動機付自転 車・普通自転 車歩道通行可</p>	(114の2)	<p>交通法第十七条の二第二項及び第六十 三条の四第一項第一号の道路標示によ り、特例特定小型原動機付自転車及び 普通自転車は歩道を通行することがで きることとする。</p>						<p>交通法第三十四条第一項、第二項又は 第四項の道路標示により、車両(特定 小型原動機付自転車、軽車両及び右折 につき一般原動機付自転車)が交通法第 三十四条第五項本文の規定によること とされる交差点において右折をする一 般原動機付自転車を除く。以下この項 において同じ。)が交差点において右折 又は左折するとき通行すべき部分を 指定すること。</p>	<p>車両が交差点において右 折又は左折するときに通 行すべき部分を指定する 交差点又はその直近の必 要な地点</p>
指示標示 [同上]	[同上]	<p>普通自転車の 歩道通行部分</p>	(114の3)	<p>交通法第六十三條の四第一項第一号の 道路標示により、普通自転車が歩道を 通行することができることとし、かつ、 同条第二項の道路標示により、普通自 転車が歩道を通行する場合において、 通行すべき歩道部分の指定すること。</p>	[同上]	(111)	<p>右左折の方法</p>	<p>進行方向別通 行区分</p>	(110)	<p>交通法第三十五条第一項の道路標示に より、車両通行帯の設けられた道路に おいて、車両(軽車両及び右折につき 原動機付自転車)が交通法第三十四条第 五項本文の規定によることとされる交 差点において左折又は右折をする原動 機付自転車を除く。以下この項におい て同じ。)が交差点で進行する方向に関 する通行の区分を指定すること。</p>	<p>車両が交差点で進行する 方向に関する通行の区分 を指定する道路の区間の 前面及び道路の区間内の 必要な地点</p>
		<p>普通自転車歩 道通行可</p>	(114の2)	<p>交通法第六十三條の四第一項第一号の 道路標示により、普通自転車が歩道を 通行することができることとするこ と。</p>						<p>交通法第三十四条第一項、第二項又は 第四項の道路標示により、車両(軽車 両及び右折につき原動機付自転車)が交 通法第三十四条第五項本文の規定によ ることとされる交差点において右折を する原動機付自転車を除く。以下この 項において同じ。)が交差点において右 折又は左折するとき通行すべき部分 を指定すること。</p>	<p>普通自転車が歩道を通 行することができること とする道路の区間内の必 要な地点</p>

備考  
 「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」及び「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」を表示する規制標示のうち、「特例特定原付を除く」の文字が表示されているものという意味については、特例特定小型原動機付自転車が当該規制標示が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示すものとする。

別表第六（第十条関係）  
 規制標示

[略]	特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可 (114の2)	記号		色彩	白
	特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分 (114の3)	記号		色彩	白

指示標示

[略]

備考

一 表示

(一)・(二) 略

(三) 「停止禁止部分」を表示する規制標示には、必要がある場合は、「消防車出入口」、「救急車出入口」等の文字を表示することができる。

(四) 「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」及び「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」を表示する規制標示には、必要がある場合は、「特例特定原付を除く」の文字を表示することができる。

(五) 「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」を表示する規制標示及び「自転車横断帯」を表示する指示標示に係る図示の自転車の記号は、当該道路標示に係る道路の区間又は場所の状況に応じ必要と認める箇所に表示するものとする。

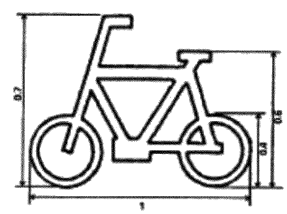
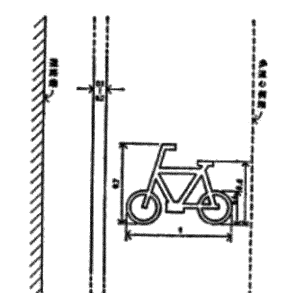
(六) [略]  
(七) [略]

(二)五 略

備考 表中「」の記載は注記である。

[加える。]

別表第六（第十条関係）  
 規制標示

[同上]	普通自転車歩道通行可 (114の2)	記号		色彩	白
	普通自転車の歩道通行部分 (114の3)	記号		色彩	白

指示標示

[同上]

備考

一 表示

(一)・(二) 同上

(三) 「停止禁止部分」を表示する規制標示には、必要がある場合は、「消防車出入口」、「救急車出入口」等の文字を表示することができる。

(四) 「普通自転車の歩道通行部分」を表示する規制標示及び「自転車横断帯」を表示する指示標示に係る図示の自転車の記号は、当該道路標示に係る道路の区間又は場所の状況に応じ必要と認める箇所に表示するものとする。

(五) [同上]  
(六) [同上]

(二)五 同上

附則

(施行期日)

1 この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。  
 （道路標識に関する経過措置）  
 2 この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標識とみなす。

旧令の道路標識の種類	新令の道路標識の種類
「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」を表示するもの(307)	「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め(307)」
「自転車通行止め」を表示するもの(309)	「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め(309)」
「自転車専用」を表示するもの(325の2)	「特定小型原動機付自転車・自転車専用(325の2)」
「自転車及び歩行者等専用」を表示するもの(325の3)	「普通自転車等及び歩行者等専用(325の3)」
「自転車一方通行」を表示するもの(326の2)(A・B)	「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行(326の2)(A・B)」
「専用通行帯」を表示するもの(327の4)	「専用通行帯(327の4)」
「普通自転車専用通行帯」を表示するもの(327の4の2)	「普通自転車専用通行帯(327の4の2)」
「進行方向別通行区分」を表示するもの(327の7)(A～D)	「進行方向別通行区分(327の7)(A～D)」

3 この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標示のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる新令の相当規定による種類の道路標示とみなす。  
 (道路標示に関する経過措置)

<p>「原動機付自転車の右折方法（二段階）」を表示するもの (327の8)</p>	<p>「一般原動機付自転車の右折方法（二段階）」 (327の8)</p>
<p>「原動機付自転車の右折方法（小回り）」を表示するもの (327の9)</p>	<p>「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）」 (327の9)</p>
<p>旧令の道路標示の種類</p>	<p>新令の道路標示の種類</p>
<p>「歩行者用路側帯」を表示するもの(3) (108の3)</p>	<p>「歩行者用路側帯」 (108の3)</p>
<p>「専用通行帯」を表示するもの(6) (109の6)</p>	<p>「専用通行帯」 (109の6)</p>
<p>「進行方向別通行区分」を表示するもの(110)</p>	<p>「進行方向別通行区分」 (110)</p>
<p>「右左折の方法」を表示するもの(111)</p>	<p>「右左折の方法」 (111)</p>
<p>「普通自転車歩道通行可」を表示するもの(2) (114の2)</p>	<p>「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」 (114の2)</p>
<p>「普通自転車の歩道通行部分」を表示するもの(3) (114の3)</p>	<p>「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」 (114の3)</p>

4 (国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の廃止)  
 (国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令(令和二年国土交通省令第三号)は、廃止する。)

○国家公安委員会規則第五号

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第五十四号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十七条の二第二項第三号イ、第九十八条の四第一項、第九十八条の十二、第九十八条の三十一第八項、第九十八条の三十二の二第一項及び第九十八条の三十二の三第一項第一号、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の五の三第一項第一号八及び第三十九条の五第一項第三号並びに警察法施行令（昭和三十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十七日

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

国家公安委員会委員長 谷 公一

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

**第一条** 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（指定の申請） <b>第二条</b> 「略」</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 「一〇八 略」</p> <p>九 特定講習に使用する自動車又は一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）（以下「自動車等」という。）の種類及び数を記載した書面 「十・十一 略」</p> <p>（運転習熟指導員） <b>第七条</b> 法第八十八条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。 一 「略」 二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める運転免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。</p> <p>「イ〇八 略」</p>	<p>（指定の申請） <b>第二条</b> 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 特定講習に使用する自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の種類及び数を記載した書面 「十・十一 同上」</p> <p>（運転習熟指導員） <b>第七条</b> 「同上」</p> <p>一 「同上」 二 「同上」</p> <p>「イ〇八 同上」</p>

<p>二 普通自動二輪車又は一般原動機付自転車に係る運転習熟指導に従事する場合 合 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許</p> <p>三 [略]</p> <p>四 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める自動車の運転に関する技能及び知識の教習に法第九十九条の三第一項の規定により選任された教習指導員として従事した経験の期間が三年以上の者であること。 〔イ〕ハ 略</p> <p>二 普通自動二輪車又は一般原動機付自転車に係る運転習熟指導に従事する場合 合 大型自動二輪車又は普通自動二輪車</p> <p>五 [略] 〔初心運転者講習を行う指定講習機関の基準〕</p> <p>第八条 法第八十八条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次に掲げる設備を有すること。 イ 敷地の面積が八千平方メートル（専ら大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車に係る初心運転者講習を行う者にあつては、三千五百平方メートル）以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース 〔ロ〕ハ 略 〔三〕五 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>二 普通自動二輪車又は原動機付自転車に係る運転習熟指導に従事する場合 合 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 [同上]</p> <p>五 [同上]</p> <p>二 普通自動二輪車又は原動機付自転車に係る運転習熟指導に従事する場合 合 大型自動二輪車又は普通自動二輪車</p> <p>五 [同上]</p> <p>〔初心運転者講習を行う指定講習機関の基準〕</p> <p>第八条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 [同上]</p> <p>イ 敷地の面積が八千平方メートル（専ら大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車に係る初心運転者講習を行う者にあつては、三千五百平方メートル）以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース 〔ロ〕ハ 同上 〔三〕五 同上</p>
<p>改正後</p> <p>第一条 (指定の基準等) [略]</p> <p>2 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準(大型自動車免許(以下「大型免許」という)に係る教習の課程</p>	<p>改正前</p> <p>第一条 (指定の基準等) [同上]</p> <p>2 [同上]</p>

<p>(以下「教習課程(大型)」という)に係るものに限り、は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型自動車を運転することができ、免許(仮運転免許(以下「仮免許」という))を除く。)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。)により行われるものであること。</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(大型免許に係る者に限る。)</p> <p>又は届出自動車教習所指導員研修課程(自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。)で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(1) (3) 略</p> <p>(4) 自動車及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)の運転に關し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第九十九条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p>	<p>一 [同上]</p> <p>イ [同上]</p> <p>ロ [同上]</p> <p>(1) (3) 同上</p> <p>(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に關し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第九十九条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>[3] 10 略</p> <p>[1] 10 略</p> <p>[2] 10 略</p> <p>[3] 10 略</p> <p>[4] 10 略</p> <p>[5] 10 略</p>

(運転免許に係る講習等に関する規則の一部改正)  
 第三条 運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(講習の基準)  <b>第一条</b> 道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第九十七条の二第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車を含む。)(以下「自動車等」という。)の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>〔二・四 略〕</p>	<p>(講習の基準)  <b>第一条</b> [同上]</p> <p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>〔二・四 同上〕</p>
<p>(指定の基準等)  <b>第一条</b> [略]</p> <p>2 指定の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車及び一般原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)(の運転に関する外国等(令第二十六条の三の第三項第三号に規定する外国等をいう。)(の行政庁等(同号に規定する行政庁等をいう。)(の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する業務(以下「翻訳文作成業務」とい</p>	<p>(指定の基準等)  <b>第一条</b> [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>一 自動車及び原動機付自転車の運転に関する外国等(令第二十六条の三の第三項第三号に規定する外国等をいう。)(の行政庁等(同号に規定する行政庁等をいう。)(の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する業務(以下「翻訳文作成業務」という。)(を行う者として翻訳文作成業務を適正に行うため必要な能力を有する者が置かれていること。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則の一部改正)  
 第四条 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)  <b>第二条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 当事者 法第五十一条の四第六項、第七十七條第六項、第九十條第四項(同条第七項及び第十四項において準用する場合を含む。)(次号において同じ。)(若しくは第四百零四條第一項(法第四百零四條の二の第二項及び第七條の五第四項において準用する場合を含む。)(次号において同じ。)(の通知を受けた者(法第五十一条の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。)(又は法第七十五條の二十八第一項の規定による特定自動運行の許可の効力の停止若しくは法第三百三條の二第一項若しくは第四百零四條の二の三第一項の規定による運転免許の効力の停止(第十四條第三項において「仮停止等」と総称する。)(若しくは法第七條の五第十項において準用する法第三百三條の二第一項の規定による自動車及び一般原動機付自転車(法第十八條第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)(の運転の禁止(第十四條第三項において「仮禁止」という。)(を受けた者。</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>(定義)  <b>第二条</b> [同上]</p> <p>一 当事者 法第五十一条の四第六項、第七十七條第六項、第九十條第四項(同条第七項及び第十四項において準用する場合を含む。)(次号において同じ。)(若しくは第四百零四條第一項(法第四百零四條の二の第二項及び第七條の五第四項において準用する場合を含む。)(次号において同じ。)(の通知を受けた者(法第五十一条の四第七項の規定により、同条第六項の規定による通知が到達したものとみなされる者を含む。)(又は法第七十五條の二十八第一項の規定による特定自動運行の許可の効力の停止若しくは法第三百三條の二第一項若しくは第四百零四條の二の三第一項の規定による運転免許の効力の停止(第十四條第三項において「仮停止等」と総称する。)(若しくは法第七條の五第十項において準用する法第三百三條の二第一項の規定による自動車及び原動機付自転車の運転の禁止(第十四條第三項において「仮禁止」という。)(を受けた者。</p> <p>〔二・三 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)  
 第五条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

う。)(を行う者として翻訳文作成業務を適正に行うため必要な能力を有する者が置かれていること。  
 〔二・三 略〕

〔二・三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正)  
 第六条 交通安全活動推進センターに関する規則(平成十年国家公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(運転適性指導者)  <b>第六条</b> 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第八十条の三十一第二項第九号の規定による運転適性指導の業務(以下この条において「指導業務」という。)に従事させてはならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 自動車及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車)をいう。第四号において同じ。の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者(次号に該当する者を除く。)</p> <p>三 [略]</p> <p>四 指導業務に使用する自動車及び一般原動機付自転車(以下「自転車」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されているものを除く。)でない者</p> <p>五 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(運転適性指導者)  <b>第六条</b> [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 自動車又は原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者(次号に該当する者を除く。)</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 指導業務に使用する自動車又は原動機付自転車(以下「自転車」という。)を現に受けている者(運転免許の効力を停止されているものを除く。)でない者</p> <p>五 [同上]</p> <p>2 [同上]</p>

第七条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(課程の区分)  <b>第一条</b> 道路交通法(以下「法」という。)第百八条の三十二の二第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者等教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車)をいう。以下同じ。(以下「二輪車」という。)の運転の経験が少ない者に対するもの      [三〇八 略]</p> <p>(運転免許取得者等教育指導員)  <b>第二条</b> 法第八十条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定めるもの(以下「運転免許取得者等教育指導員」という。)とする。</p> <p>一 前条第三号に掲げる課程以外の課程      教習指導員資格者証の交付を受けた者(当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類(一般原動機付自転車を用いる場合にあっては、大型自動二輪車等。イ(1)及び(2)において同じ。)に係るものに限る。)又は次のいずれにも該当する者であり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。以下「免許」という。)を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。)</p> <p>二 [略]</p> <p>[イ・ロ 略]</p>	<p>(課程の区分)  <b>第一条</b> [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車(以下「二輪車」という。)の運転の経験が少ない者に対するもの      [三〇八 同上]</p> <p>(運転免許取得者等教育指導員)  <b>第二条</b> [同上]</p> <p>一 前条第三号に掲げる課程以外の課程      教習指導員資格者証の交付を受けた者(当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類(原動機付自転車を用いる場合にあっては、大型自動二輪車等。イ(1)及び(2)において同じ。)に係るものに限る。)又は次のいずれにも該当する者であり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。以下「免許」という。)を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。)</p> <p>二 [同上]</p> <p>[イ・ロ 同上]</p>



<p><b>備考</b> 表中の「」の記載は注記である。</p> <p><b>第八条</b> (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則(平成十八年国家公安委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれを対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 163 638 627"> <p><b>第三条</b> 法第八十二条の三第二項第二号の国家公安委員会規則で定める設備は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次に掲げるコース</p> <p>イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル(大型自動二輪車等を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては五十メートル、一般原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては二十メートル)以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース</p> <p>【ロ、二 略】</p> <p>二 【略】</p> <p><b>第四条</b> (課程の基準)</p> <p>【1・2 略】</p> <p>3 第一条各号(第三号及び第六号を除く。)に掲げる課程に係る法第八十二条の三第二項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 【略】</p> <p>二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上(同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程(一般原動機付自転車に係るものを除く。)にあつては、二時間以上)であること。</p> <p>三 【略】</p> </td> <td data-bbox="319 627 638 1126"> <p><b>第三条</b> 【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル(大型自動二輪車等を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては五十メートル、原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては二十メートル)以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース</p> <p>【ロ、二 同上】</p> <p>二 【同上】</p> <p><b>第四条</b> (課程の基準)</p> <p>【1・2 同上】</p> <p>3 【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上(同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程(原動機付自転車に係るものを除く。)にあつては、二時間以上)であること。</p> <p>三 【同上】</p> </td> </tr> </table>	<p><b>第三条</b> 法第八十二条の三第二項第二号の国家公安委員会規則で定める設備は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次に掲げるコース</p> <p>イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル(大型自動二輪車等を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては五十メートル、一般原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては二十メートル)以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース</p> <p>【ロ、二 略】</p> <p>二 【略】</p> <p><b>第四条</b> (課程の基準)</p> <p>【1・2 略】</p> <p>3 第一条各号(第三号及び第六号を除く。)に掲げる課程に係る法第八十二条の三第二項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 【略】</p> <p>二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上(同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程(一般原動機付自転車に係るものを除く。)にあつては、二時間以上)であること。</p> <p>三 【略】</p>	<p><b>第三条</b> 【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル(大型自動二輪車等を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては五十メートル、原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては二十メートル)以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース</p> <p>【ロ、二 同上】</p> <p>二 【同上】</p> <p><b>第四条</b> (課程の基準)</p> <p>【1・2 同上】</p> <p>3 【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上(同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程(原動機付自転車に係るものを除く。)にあつては、二時間以上)であること。</p> <p>三 【同上】</p>
<p><b>第三条</b> 法第八十二条の三第二項第二号の国家公安委員会規則で定める設備は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次に掲げるコース</p> <p>イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル(大型自動二輪車等を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては五十メートル、一般原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては二十メートル)以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース</p> <p>【ロ、二 略】</p> <p>二 【略】</p> <p><b>第四条</b> (課程の基準)</p> <p>【1・2 略】</p> <p>3 第一条各号(第三号及び第六号を除く。)に掲げる課程に係る法第八十二条の三第二項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 【略】</p> <p>二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上(同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程(一般原動機付自転車に係るものを除く。)にあつては、二時間以上)であること。</p> <p>三 【略】</p>	<p><b>第三条</b> 【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル(大型自動二輪車等を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては五十メートル、原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては二十メートル)以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース</p> <p>【ロ、二 同上】</p> <p>二 【同上】</p> <p><b>第四条</b> (課程の基準)</p> <p>【1・2 同上】</p> <p>3 【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上(同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程(原動機付自転車に係るものを除く。)にあつては、二時間以上)であること。</p> <p>三 【同上】</p>		

<p><b>備考</b> 表中の「」の記載は注記である。</p> <p><b>第九条</b> (運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部改正) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和四年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 1158 638 1612"> <p><b>改正後</b></p> <p><b>第一条</b> (信号機に関する基準)</p> <p>移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>一 【略】</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)及び自転車(道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p> </td> <td data-bbox="319 1612 638 2101"> <p><b>改正前</b></p> <p><b>第一条</b> (信号機に関する基準)</p> <p>【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は自転車(道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p> </td> </tr> </table>	<p><b>改正後</b></p> <p><b>第一条</b> (信号機に関する基準)</p> <p>移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>一 【略】</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)及び自転車(道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>	<p><b>改正前</b></p> <p><b>第一条</b> (信号機に関する基準)</p> <p>【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は自転車(道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>
<p><b>改正後</b></p> <p><b>第一条</b> (信号機に関する基準)</p> <p>移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>一 【略】</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は特定小型原動機付自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。)及び自転車(道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>	<p><b>改正前</b></p> <p><b>第一条</b> (信号機に関する基準)</p> <p>【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は自転車(道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>		

<p>届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一号口(4)及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則第二号口(2)</p>	<p>指定講習機関に関する規則第五号第三号ハ及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則第二号第一号口(3)</p>	<p>自動車等</p>	<p>二 前条第二号に掲げる方法 次のいずれにも該当する者 イ 「略」 ロ 次のいずれにも該当しない者 (1) 「略」 (2) 自動車及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)の運転に関する行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p>
<p>及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)</p>	<p>自動車等及び道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)第三号第一項に規定する自動車等</p>	<p>自動車等及び道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)第三号第一項に規定する自動車等</p>	<p>二 「同上」 イ 「同上」 ロ 「同上」 (1) 「同上」 (2) 自動車等の運転に関する行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者</p>
<p>第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)</p>	<p>第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)</p>	<p>第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)</p>	<p>第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)</p>

附則

1 (施行期日) この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年七月一日)から施行する。

2 (経過措置) この規則の施行の日前に道路交通法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五号。以下この項において「旧法」という。)第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関する行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は旧法に規定する罪を犯した者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>交通安全活動推進センターに関する規則第六号第一項</p>	<p>及び一般原動機付自転車(法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)</p>	<p>第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。)</p>
---------------------------------	--	-------------------------------

## ○国家公安委員会告示第十四号

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和五年内閣府令第十七号）附則第二項の規定に基づき、型式認定番号標に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを次のように定める。

令和五年三月十七日

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示（令和四年国土交通省告示第千二百九十四号）第六条第二項に規定する表示

附則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

国家公安委員会委員長 谷 公一

○国家公安委員会告示第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和三十二年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和五年三月十七日

国家公安委員会委員長 谷 公一

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条 交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>[第1章・第2章 略]</p> <p>第3章 特定小型原動機付自転車や自転車に乗る人の心得</p> <p>第1節 特定小型原動機付自転車の正しい乗り方</p> <p>第2節 自転車の正しい乗り方</p> <p>第3節 安全な通行</p> <p>第4章 自動車や一般原動機付自転車を運転する前の心得</p> <p>[第1節～第5節 略]</p> <p>第5章 自動車や一般原動機付自転車の運転の方法</p> <p>[第1節～第9節 略]</p> <p>[第6章～第11章 略]</p> <p>用語のまとめ</p> <p>付表</p> <p>[1～5 略]</p> <p>第1章 歩行者と運転者に共通の心得</p> <p>車は、私たちの生活から切り離せない身近な文明の利器になっています。しかし、その反面、使い方を誤ると悲惨な交通事故を起こす凶器になったり、騒音、振動などにより沿道住民に大きな被害を及ぼす原因になったりします。また、自分勝手な通行の仕方がもとで争いが生じ、人間関係を険悪化させる場面も日常よく見受けられます。</p> <p>くるま社会においては、歩行者も運転者もそれぞれの責任を自覚して、周りの人に迷惑を掛けず、安全、快適に通行することができるような交通環境をつくりあげるよう努めなければなりません。そのためには、あらかじめ、車と交通について正しい知識を持ち、正しい交通の方法を身に付けておくとともに、実際の交通の場においても、自分本位でなく相手に対する思いやりの気持ちを持つて、判断し、行動することが必要です。</p> <p>この教則は、歩行者と運転者が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適なくるま社会を築いていくための手引きとして作られたものです。繰り返し読んで、正しい交通の方法を理解し、身に付けるとともに、友人や家族、特に子供たちにも折に触れて教えてあげるようにして下さい。</p>	<p>目次</p> <p>[第1章・第2章 同左]</p> <p>第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p>第1節 自転車の正しい乗り方</p> <p>第2節 安全な通行</p> <p>第4章 自動車を運転する前の心得</p> <p>[第1節～第5節 同左]</p> <p>第5章 自動車の運転の方法</p> <p>[第1節～第9節 同左]</p> <p>[第6章～第11章 同左]</p> <p>用語のまとめ</p> <p>付表</p> <p>[1～5 同左]</p> <p>第1章 歩行者と運転者に共通の心得</p> <p>[同左]</p>

## 第 1 節 基本的な心構え

1 [略]

2 道路を通行するときの心構え

道路を通行するときは、決められた交通規則を守ることはもちろん、それ以外にも、道路や交通の状況に応じて、個々に細かい配慮をしなければなりません。ほかの人々が安全に通行できるように配慮することは、運転者や歩行者としての社会的責任でもあります。道路を通行するときには、次のような心構えを忘れないようにしましょう。

[(1)~(4) 略]

(5) 自動車の運転者はもちろん、歩行者、特定小型原動機付自転車（第 3 章第 1 節 2 の特定小型原動機付自転車をいいます。）や自転車に乗る人も、自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておくこと。

[(6)~(8) 略]

## 第 2 節 信号、標識・標示に従うこと

1 信号の意味

[(1)・(2) 略]

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限り、以下この(3)において同じです。）と横断歩道を進行する特例特定小型原動機付自転車（第 3 章第 3 節 1(3)の特例特定小型原動機付自転車をいいます。）及び普通自転車（第 3 章第 2 節 3 の普通自転車をいいます。）に対するものですが、特定小型原動機付自転車及びその他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている（付表 2(1) 場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の信号機の信号の意味は付表 1(2)のとおりです。また、「バス専用」などの標示板（付表 2(1)）のある信号機の信号は、その示されている車（注 1）を対象としています。このように車や歩行者及び遠隔操作型小型車に対して信号が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。

(4) 道路の左端や信号機に、白地に青の左向きの矢印の標示板（付表 2(2)）のあるときは、車は、前方の信号が赤や黄であつても、歩行者など周りの交通に注意しながら左折できます。この場合、信号機の信号に従つて横断している歩行者、特定小型原動機付自転車や自転車の通行を妨げてはいけません。

[2・3 略]

## 第 2 章 歩行者の心得

歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。

### 第 1 節 歩行者と同じ交通規則となる人

次の人の交通規則は、歩行者と同じです。

1 移動用小型車を通行させている人

移動用小型車は、人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除きます。）であつて、次の基準を満たすもののうち、身体障害者用の車以外のものをいいます。移動用小型車は、努めてこれらの基準を満たしている T S マークの付いたものを使いましょう。

なお、移動用小型車を道路において通行させる人は、移動用小型車マーク（付表 5(1)）を付ければなりません。

[(1)~(4) 略]

## 第 1 節 基本的な心構え

1 [同左]

2 [同左]

[同左]

[(1)~(4) 同左]

(5) 自動車の運転者はもちろん、歩行者や自転車に乗る人も、自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておくこと。

[(6)~(8) 同左]

## 第 2 節 信号、標識・標示に従うこと

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限り、以下この(3)において同じです。）と横断歩道を進行する普通自転車（第 3 章第 1 節 3 の普通自転車をいいます。）に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている（付表 2(1) 場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の信号機の信号の意味は付表 1(2)のとおりです。また、「バス専用」などの標示板（付表 2(1)）のある信号機の信号は、その示されている車（注 1）を対象としています。このように車や歩行者及び遠隔操作型小型車に対して信号が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。

(4) 道路の左端や信号機に、白地に青の左向きの矢印の標示板（付表 2(2)）のあるときは、車は、前方の信号が赤や黄であつても、歩行者など周りの交通に注意しながら左折できます。この場合、信号機の信号に従つて横断している歩行者や自転車の通行を妨げてはいけません。

[2・3 同左]

## 第 2 章 歩行者の心得

[同左]

### 第 1 節 歩行者と同じ交通規則となる人

[同左]

1 移動用小型車を通行させている人

移動用小型車は、人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除きます。）であつて、次の基準を満たすもののうち、身体障害者用の車以外のものをいいます。T S マークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

なお、移動用小型車を道路において通行させる人は、移動用小型車マーク（付表 5(1)）を付ければなりません。

[(1)~(4) 同左]

## 2 身体障害者用の車を通行させている人

原動機を用いる身体障害者用の車は、次の基準を満たすものに限られ、遠隔操作により通行させることができるものは除かれます。原動機を用いる身体障害者用の車は、努めてこれらの基準を満たしているTSマークの付いたものを使いましょう。

[(1)~(4) 略]

(5) 自動車や原動機付自転車（一般原動機付自転車（注2）と特定小型原動機付自転車をいいます。）と紛らわしくない外観であること。

## 3 遠隔操作を行わないで遠隔操作型小型車を通行させている人

遠隔操作型小型車は、人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて、遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が(1)の基準を満たすものであり、かつ、(2)の基準を満たす非常停止装置を備えているものをいいます。遠隔操作型小型車は、努めてこれらの基準を満たしているTSマークの付いたものを使いましょう。

なお、遠隔操作型小型車を道路において通行させる人は、遠隔操作型小型車マーク（付表5(2)）を付けなければなりません。

[(1)・(2) 略]

## 4 [略]

## 5 歩行補助車、乳母車やショッピング・カート（台車など）を通行させている人

原動機を用いる歩行補助車、乳母車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。原動機を用いる歩行補助車、乳母車又はショッピング・カートは、努めてこれらの基準を満たしているTSマークの付いたものを使いましょう。

[(1)~(5) 略]

## 6 [略]

[略]

7 大型自動二輪車、普通自動二輪車、二輪の一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車や自転車を押して歩いている人

## 第2節 歩行者などの通るところ

1 歩道や幅の十分な路側帯（注3）がある道路では、道路工事などで通行できない場合を除き、その歩道や路側帯を通らなければなりません。

[2・3 略]

4 歩行者用道路（注4）では、歩行者及び遠隔操作型小型車は道路の中央部を通ることができませんが、通行の認められた車が通ることがありますから、注意しましょう。

## 5 [略]

注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については50cc以下、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。

[注3・注4 略]

## 2 身体障害者用の車を通行させている人

原動機を用いる身体障害者用の車は、次の基準を満たすものに限られ、遠隔操作により通行させることができるものは除かれます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

[(1)~(4) 同左]

(5) 自動車や原動機付自転車と紛らわしくない外観であること。

## 3 遠隔操作を行わないで遠隔操作型小型車を通行させている人

遠隔操作型小型車は、人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて、遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が(1)の基準を満たすものであり、かつ、(2)の基準を満たす非常停止装置を備えているものをいいます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

なお、遠隔操作型小型車を道路において通行させる人は、遠隔操作型小型車マーク（付表5(2)）を付けなければなりません。

[(1)・(2) 同左]

## 4 [同左]

## 5 歩行補助車、乳母車やショッピング・カート（台車など）を通行させている人

原動機を用いる歩行補助車、乳母車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

[(1)~(5) 同左]

## 6 [同左]

[同左]

7 大型自動二輪車、普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車や自転車を押して歩いている人

## 第2節 歩行者などの通るところ

1 歩道や幅の十分な路側帯（注2）がある道路では、道路工事などで通行できない場合を除き、その歩道や路側帯を通らなければなりません。

[2・3 同左]

4 歩行者用道路（注3）では、歩行者及び遠隔操作型小型車は道路の中央部を通ることができませんが、通行の認められた車が通ることがありますから、注意しましょう。

## 5 [同左]

[加える。]

[注2・注3 同左]

### 第3章 特定小型原動機付自転車や自転車に乗る人の心得

特定小型原動機付自転車や自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。特定小型原動機付自転車や自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。

#### 第1節 特定小型原動機付自転車の正しい乗り方

##### 1 特定小型原動機付自転車に乗るに当たつての心得

- (1) 酒を飲んだときや疲れが激しいときは、乗つてはいけません。
- (2) ハンドル、ブレーキ、灯火装置その他の各装置が整備されていないため、交通の危険を生じさせたり、ほかの人に迷惑を及ぼしたりするおそれのある特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。
- (3) 二人乗りをしてはいけません。
- (4) 16歳未満の人に、特定小型原動機付自転車を貸してはいけません。
- (5) 傘を差したり、物を手やハンドルに提げたりして乗るのはやめましょう。犬などの動物を引きながら特定小型原動機付自転車に乗るのも危険です。
- (6) げたやハイヒールを履いて乗らないようにしましょう。
- (7) 特定小型原動機付自転車に荷物を積むときは、運転の妨げになつたり、不安定となつたりするなどして、危険な場合があるので、そのような積み方をしてはいけません。傘を特定小型原動機付自転車に固定して運転するときも、不安定となつたり、視野が妨げられたり、傘が歩行者やほかの車に接触したりするなどして、危険な場合があります。
- (8) 特定小型原動機付自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。
- (9) 特定小型原動機付自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。
- (10) 特定小型原動機付自転車は、クラッチ操作がいらぬ分、スロットルを急に回転させると急発進する危険がありますので注意しましょう。
- (11) 特定小型原動機付自転車は、必ず自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）か責任共済に加入しなければなりません。また、なるべく一般の任意保険にも加入するようにしましょう。

##### 2 特定小型原動機付自転車の大きさ等の基準

特定小型原動機付自転車は、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げないものであり、かつ、その運転に高い技能を要しないものである車として、次の基準を満たす原動機付自転車をいいます。

- (1) 長さは190センチメートル、幅は60センチメートルをそれぞれ超えないこと。
- (2) 原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。
- (3) 時速20キロメートルを超える速度を出すことができないこと。
- (4) 構造上出ることができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に当該最高の速度の設定を変更することができないこと。
- (5) オートマチック車であること。
- (6) 最高速度表示灯を備えていること。

### 第3章 自転車に乗る人の心得

自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。

[節を加える。]

### 3 特定小型原動機付自転車の点検

特定小型原動機付自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出しましょう。また、定期的に販売店などへ行つて点検や整備をしてもらいましょう。特定小型原動機付自転車は、努めて特定小型原動機付自転車の安全性を示すマークである性能等確認済シールや型式認定番号標の付いたものを使いましょう。

- (1) ブレーキの遊びや効きは十分か。
- (2) 車輪にガタやゆがみはないか。
- (3) タイヤの空気圧は適正か。
- (4) ハンドルが重くないか。ワイヤーが引つ掛かつていないか。ガタはないか。
- (5) 灯火はすべて正常に働くか。

### 4 特定小型原動機付自転車の正しい乗り方

- (1) 特定小型原動機付自転車に乗るときは、見通しのきく道路の左端で、後方と前方の安全を確かめてから発進しましょう。
- (2) 右折、左折する場合は、できるだけ早めに合図をしましょう。
- (3) 両手でハンドルを確実に握つて運転しましょう。片手運転をしてはいけません。
- (4) 停止するときには、安全を確かめた後、早めに停止の合図を行い、まず静かに後輪ブレーキを掛けて十分速度を落としながら道路の左端に沿つて停止し、左側に降りましょう。

#### 第2節 自転車の正しい乗り方

##### 1 自転車に乗るに当たつての心得

[(1)~(4) 略]

- (5) 傘を差したり、物を手やハンドルに提げたりして乗るのはやめましょう。犬などの動物を引きながら自転車に乗るのも危険です。
- (6) [略]
- (7) 自転車に荷物を積むときは、運転の妨げになつたり、不安定となつたりするなどして、危険な場合があるので、そのような積み方をしてはいけません。傘を自転車に固定して運転するときも、不安定となつたり、視野が妨げられたり、傘が歩行者やほかの車に接触したりするなどして、危険な場合があります。

[(8)~(11) 略]

##### 2 自転車の点検

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行つて点検や整備をしてもらいましょう。自転車は、努めてTSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

[(1)~(12) 略]

[3・4 略]

#### 第3節 安全な通行

##### 1 特定小型原動機付自転車や自転車の通るところ

- (1) 特定小型原動機付自転車や自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。

なお、特定小型原動機付自転車や自転車は、高速自動車国道や自動車専用道路に入つてはいけません。

#### 第1節 自転車の正しい乗り方

##### 1 [同左]

[(1)~(4) 同左]

- (5) かさを差したり、物を手やハンドルに提げたりして乗るのはやめましょう。犬などの動物を引きながら自転車に乗るのも危険です。
- (6) [同左]
- (7) 自転車に荷物を積むときは、運転の妨げになつたり、不安定となつたりするなどして、危険な場合があるので、そのような積み方をしてはいけません。傘を自転車に固定して運転するときも、不安定となつたり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触したりするなどして、危険な場合があります。

[(8)~(11) 同左]

##### 2 自転車の点検

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行つて点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めてTSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

[(1)~(12) 同左]

[3・4 同左]

#### 第2節 安全な通行

##### 1 自転車の通るところ

- (1) 自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。



(2) 特定小型原動機付自転車や自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を、その左端に沿って通行しなければなりません。ただし、標識（付表3(1)32、32の2、33、33の2）や標示（付表3(2)14、14の2、15）によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) 特定小型原動機付自転車のうち、次の要件を満たしており、かつ、他の車両を牽引していない特定小型原動機付自転車を特例特定小型原動機付自転車といいます。

ア 最高速度表示灯を点滅させることにより、歩道や路側帯を通行することができるものであることを表示していること。

イ 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。

ウ 次の構造の基準を満たしていること。

(ア) 側車を付していないこと。

(イ) ブレーキは、走行中容易に操作できる位置にあること。

(ウ) 鋭い突出部のないこと。

特例特定小型原動機付自転車と自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなることや、白の二本線の標示（付表3(2)11）のあるところは通れません。

(4) 特例特定小型原動機付自転車は、歩道に特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可の標識（付表3(1)29）や標示（付表3(2)21の2、22）がある場合に限り、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示（付表3(2)22）がある場合は、それによつて指定された部分）を通行することができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通つてはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。

(5) 普通自転車は、次の場合に限り、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示（付表3(2)22）がある場合は、それによつて指定された部分）を通行することができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通つてはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。

ア 歩道に特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可の標識（付表3(1)29）や標示（付表3(2)21の2、22）があるとき。

[イ・ウ 略]

(6) 自転車は、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、特定小型原動機付自転車や自転車に乗つたまま通行してはいけません。

## 2 走行上の注意

特定小型原動機付自転車や自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

(1) 特定小型原動機付自転車や自転車は急ブレーキを掛けると転倒しやすく、また、速度を出し過ぎると周囲の状況の確認や、特定小型原動機付自転車や自転車の制御が困難となるので、天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走らなければなりません。

[(2)~(4) 略]

(5) ほかの自転車と並んで走つたり、ジグザグ運転をしたり、競走したりしてはいけません。特定小型原動機付自転車を運転して集団で走行する場合は、ジグザグ運転や巻き込み運転など、ほかの車に危険を生じさせたり、迷惑を及ぼすこととなるような行為をしてはいけません。

(2) 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を、その左端に沿って通行しなければなりません。ただし、標識（付表3(1)32、32の2、33、33の2）や標示（付表3(2)14、14の2、15）によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) 自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなることや、白の二本線の標示（付表3(2)11）のあるところは通れません。

[加える。]

(4) [同左]

ア 歩道に普通自転車歩道通行可の標識（付表3(1)29）や標示（付表3(2)21の2、22）があるとき。

[イ・ウ 同左]

(5) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗つたまま通行してはいけません。

## 2 走行上の注意

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

(1) 自転車は急ブレーキを掛けると転倒しやすく、また、速度を出し過ぎると周囲の状況の確認や自転車の制御が困難となるので、天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走らなければなりません。

[(2)~(4) 同左]

(5) ほかの自転車と並んで走つたり、ジグザグ運転をしたり、競走したりしてはいけません。

(6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、特定小型原動機付自転車や自転車を押して渡るようにしましょう。

(7) [略]

(8) 歩道を通るときは、特例特定小型原動機付自転車や普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

[ア・イ 略]

(9) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道や歩道の状況について安全を確かめてから行いましょう。また、特定小型原動機付自転車で歩道に乗り入れる場合には必ず最高速度の設定を時速6キロメートル以下に切り替えましょう。特に、ひんぱんな乗り入れの連続や交差点の付近での歩道から車道への乗り入れは危険です。また、歩道から車道に乗り入れる場合には、右側通行をすることとならないようにしなければなりません。

(10) 歩道でほかの特例特定小型原動機付自転車や普通自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する特例特定小型原動機付自転車や普通自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

[(11)~(13) 略]

(14) 走行中、ブレーキやライトなどが故障したときは、特定小型原動機付自転車や自転車を押して歩きましょう。

(15) 路面が凍り付いているところや風雨が強いときは、特定小型原動機付自転車や自転車を押して通りましょう。

### 3 交差点の通り方

[(1)・(2) 略]

(3) 交差点（環状交差点を除きます。）での右左折は、次の方法でしなければなりません。

ア 左折するときは、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに左折の合図（特定小型原動機付自転車の運転者にあつては左側の方向指示器を操作し、自転車の運転者にあつては右腕の肘を垂直に上に曲げるか左側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。

イ 右折は、次の方法でなければなりません。

(ア) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になつてから進むようにしなければなりません。なお、赤信号や黄信号であつても自動車や一般原動機付自転車は青の矢印の信号によつて右折できる場合がありますが、この場合でも特定小型原動機付自転車や自転車は進むことはできません。

(イ) 交通整理の行われていない交差点では、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに右折の合図（特定小型原動機付自転車の運転者にあつては右側の方向指示器を操作し、自転車の運転者にあつては手のひらを下にして右腕を横に水平に出すか右側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に寄つて交差点の向こう側までまっすぐに進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。

(4) [略]

(5) 自転車は、交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。

(6) [略]

(6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

(7) [同左]

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

[ア・イ 同左]

(9) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道や歩道の状況について安全を確かめてから行いましょう。特に、ひんぱんな乗り入れの連続や交差点の付近での歩道から車道への乗り入れは危険です。また、歩道から車道に乗り入れる場合には、右側通行をすることとならないようにしなければなりません。

(10) 歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

[(11)~(13) 同左]

(14) 走行中、ブレーキやライトなどが故障したときは、自転車を押して歩きましょう。

(15) 路面が凍り付いているところや風雨が強いときは、自転車を押して通りましょう。

### 3 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

ア 左折するときは、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに左折の合図（右腕の肘を垂直に上に曲げるか左側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。

イ [同左]

(ア) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になつてから進むようにしなければなりません。なお、赤信号や黄信号であつても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によつて右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

(イ) 交通整理の行われていない交差点では、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに右折の合図（手のひらを下にして右腕を横に水平に出すか右側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に寄つて交差点の向こう側までまっすぐに進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。

(4) [同左]

(5) 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。

(6) [同左]

4 歩行者などに対する注意

- (1) [略]
- (2) 路側帯や、特定小型原動機付自転車や自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は、歩行者の通行を妨げないよう注意し、特に歩行者用道路では、十分速度を落とさなければなりません。
- (3) [略]
- (4) 車道を通行する特定小型原動機付自転車や自転車が横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。
- (5) [略]
- (6) 特定小型原動機付自転車や自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましょう。

近くに自転車等駐車場がある場合は、特定小型原動機付自転車や自転車をそこに置くようにしましょう。

第 4 章 自動車や一般原動機付自転車を運転する前の心得

第 2 節 運転免許の仕組み

道路で自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、その車種やけん引などの状態に応じた免許を受け、その免許証を携帯しなければなりません。

また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、免許証を提示しなければなりません。

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

1 運転免許の区分

運転免許には、次の三種のものが 있습니다。

- (1) 第一種運転免許  
自動車や一般原動機付自転車を運転しようとする場合（(2)の場合を除きます。）の免許をいいます。
- (2) 第二種運転免許  
乗合バス、タクシーなどの旅客自動車を旅客運送のため運転しようとする場合や代行運転自動車（自動車運転代行業（注5）に従事する運転者が客に代わつて運転する自動車をいいます。）である普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。
- (3) [略]

2 運転免許の種類に応じて運転できる自動車、一般原動機付自転車は次表のとおりです。

免許の種類	運転できる自動車、一般原動機付自転車
大型免許	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、一般原動機付自転車
中型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、一般原動機付自転車

4 [同左]

- (1) [同左]
- (2) 路側帯や自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は、歩行者の通行を妨げないよう注意し、特に歩行者用道路では、十分速度を落とさなければなりません。
- (3) [同左]
- (4) 車道を通行する自転車が横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。
- (5) [同左]
- (6) 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましょう。

近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。

第 4 章 自動車を運転する前の心得

第 2 節 運転免許の仕組み

道路で自動車や原動機付自転車を運転するときは、その車種やけん引などの状態に応じた免許を受け、その免許証を携帯しなければなりません。

また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、免許証を提示しなければなりません。

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

1 [同左]

[同左]

- (1) 第一種運転免許  
自動車や原動機付自転車を運転しようとする場合（(2)の場合を除きます。）の免許をいいます。
- (2) 第二種運転免許  
乗合バス、タクシーなどの旅客自動車を旅客運送のため運転しようとする場合や代行運転自動車（自動車運転代行業（注4）に従事する運転者が客に代わつて運転する自動車をいいます。）である普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。
- (3) [同左]

2 運転免許の種類に応じて運転できる自動車、原動機付自転車は次表のとおりです。

免許の種類	運転できる自動車、原動機付自転車
大型免許	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車
中型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車

準中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
普通免許	普通自動車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
大型特殊免許	大型特殊自動車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
大型二輪免許	大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
普通二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
[略]	
原付免許	<u>一般原動機付自転車</u>

[3・4 略]

第4節 乗車と積載

1 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。

また、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけません。次の表は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、一般原動機付自転車について、それぞれの乗車定員と積載の制限を示しています。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている乗車定員（ミニカー（注6）と特定の構造の農業用薬剤散布車（注7）にあつては1人（特定の構造の農業用薬剤散布車で運転者用以外の座席があるものは2人）	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている最大積載量（ミニカーにあつては90キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	長さ…自動車の長さ×1.2 幅 …自動車の幅×1.2 高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5メートル、その他の自動車で公安委員会が定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを超えな	前後…車体の前後から自動車の長さの $\frac{1}{10}$ の長さを超えてはみ出さないこと。 左右…車体の左右から自動車の幅の $\frac{1}{10}$ の幅を超えてはみ出さないこと。

準中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
普通免許	普通自動車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
大型特殊免許	大型特殊自動車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
普通二輪免許	大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
普通二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
[同左]	
原付免許	<u>原動機付自転車</u>

[3・4 同左]

第4節 乗車と積載

1 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。

また、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけません。次の表は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車について、それぞれの乗車定員と積載の制限を示しています。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている乗車定員（ミニカー（注5）と特定の構造の農業用薬剤散布車（注6）にあつては1人（特定の構造の農業用薬剤散布車で運転者用以外の座席があるものは2人）	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている最大積載量（ミニカーにあつては90キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	長さ…自動車の長さ×1.2 幅 …自動車の幅×1.2 高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5メートル、その他の自動車で公安委員会が定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを超えな	前後…車体の前後から自動車の長さの $\frac{1}{10}$ の長さを超えてはみ出さないこと。 左右…車体の左右から自動車の幅の $\frac{1}{10}$ の幅を超えてはみ出さないこと。

			い範囲内において公安委員会が定める高さ)	
[略]				
一般原動機付自転車	1人	30キログラム	長さ…積載装置の長さ+0.3メートル 幅…積載装置の幅+0.3メートル 高さ…地上2メートル	前後…積載装置の前後から0.3メートルを超えてはみ出さないこと。 左右…積載装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。
備考 [略]				

[2～5 略]

[注5～注7 略]

**第5章 自動車や一般原動機付自転車の運転の方法****第2節 自動車の通行するところ**

[1～5 略]

## 6 路線バスなどの優先

(1) [略]

(2) 標識（付表3(1)33）や標示（付表3(2)15）によつて路線バスなどの専用通行帯が指定されている道路では、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。ただし、標識（付表3(1)33、33の2）や標示（付表3(2)15）によつて普通自転車の専用通行帯が指定されている道路では、特定小型原動機付自転車、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。しかし、右左折をするため道路の右端、中央や左端に寄る場合などや工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) [略]

## 7 通行してはいけないところ

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」などの標識（付表3(1)1、2、29、30）によつて通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

[(2)～(6) 略]

**第3節 歩行者の保護など**

[1～6 略]

			い範囲内において公安委員会が定める高さ)	
[同左]				
原動機付自転車	1人	30キログラム	長さ…積載装置の長さ+0.3メートル 幅…積載装置の幅+0.3メートル 高さ…地上2メートル	前後…積載装置の前後から0.3メートルを超えてはみ出さないこと。 左右…積載装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。
備考 [同左]				

[2～5 同左]

[注4～注6 同左]

**第5章 自動車の運転の方法****第2節 自動車の通行するところ**

[1～5 同左]

## 6 [同左]

(1) [同左]

(2) 標識（付表3(1)33）や標示（付表3(2)15）によつて路線バスなどの専用通行帯が指定されている道路では、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。ただし、標識（付表3(1)33、33の2）や標示（付表3(2)15）によつて普通自転車の専用通行帯が指定されている道路では、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。しかし、右左折をするため道路の右端、中央や左端に寄る場合などや工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) [同左]

## 7 [同左]

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」などの標識（付表3(1)1、2、29、30）によつて通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

[(2)～(6) 同左]

**第3節 歩行者の保護など**

[1～6 同左]

7 特定小型原動機付自転車や自転車の保護

- (1) 特定小型原動機付自転車や自転車は車両の一種であり、原則として車道を通行することとされています。特定小型原動機付自転車や自転車は、不安定であり、運転者の身体を防護する機能がないという構造上の特性を持つているので、車道を通行する特定小型原動機付自転車や自転車の安全に十分配慮しましょう。
- (2) 追越しなどのため特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、特定小型原動機付自転車や自転車のふらつきなどを予想し、特定小型原動機付自転車や自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。
- (3) 道路に面した場所に入入りするため歩道や路側帯や自転車道を横切るときには、その直前で一時停止をし、特定小型原動機付自転車や自転車がいないかを確認するようにしましょう。
- (4) 交差点を通行するときは、交差する道路や交差点内を通行する特定小型原動機付自転車や自転車との衝突や、左側を通行している特定小型原動機付自転車や自転車の巻き込みなどに十分注意するとともに、特定小型原動機付自転車や自転車の運転者が自動車の存在を認識しているかどうか確認しながら通行するようにしましょう。

[8～10 略]

第4節 安全な速度と車間距離

1 安全な速度

- (1) [略]
- (2) 一般原動機付自転車を運転する場合は、時速30キロメートルを超えて運転してはいけません。標識(付表3(1)25、25の2)や標示(付表3(2)6)によつて時速30キロメートル以下の最高速度が示されているときは、その最高速度を超えて運転してはいけません。
- (3) [略]

[2～4 略]

第6節 追越しなど

1 追越しの禁止

- [(1)・(2) 略]
- (3) 次の場所では、自動車や一般原動機付自転車を追い越すため、進路を変えたり、その横を通り過ぎたりしてはいけません。

[ア～カ 略]

- (4) [略]

[2～5 略]

第7節 交差点の通り方

1 交差点を通行するときの注意

- [(1)・(2) 略]
- (3) 車が右左折するときは、内輪差(曲がるとき後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいいます。)が生じます。特に大型車は内輪差が大きく、左後方が見えにくいので左側を通行している歩行者、特定小型原動機付自転車や自転車などを巻き込まないように注意しましょう。

2 交差点(環状交差点を除きます。)の通行方法

- (1) [略]
- (2) 右折しようとするときは、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行しながら通行しなければなりません。ただし、一般原動機付自転車が二段階の右折方法により右折しようとするときは別です。

7 自転車の保護

- (1) 自転車は車両の一種であり、原則として車道を通行することとされています。自転車は、不安定であり、運転者の身体を防護する機能がないという構造上の特性を持つているので、車道を通行する自転車の安全に十分配慮しましょう。
- (2) 追越しなどのため自転車のそばを通るときは、自転車のふらつきなどを予想し、自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。
- (3) 道路に面した場所に入入りするため歩道や路側帯や自転車道を横切るときには、その直前で一時停止をし、自転車がいないかを確認するようにしましょう。
- (4) 交差点を通行するときは、交差する道路や交差点内を通行する自転車との衝突や、左側を通行している自転車の巻き込みなどに十分注意するとともに、自転車の運転者が自動車の存在を認識しているかどうか確認しながら通行するようにしましょう。

[8～10 同左]

第4節 安全な速度と車間距離

1 [同左]

- (1) [同左]
- (2) 原動機付自転車を運転する場合は、時速30キロメートルを超えて運転してはいけません。標識(付表3(1)25、25の2)や標示(付表3(2)6)によつて時速30キロメートル以下の最高速度が示されているときは、その最高速度を超えて運転してはいけません。
- (3) [同左]

[2～4 同左]

第6節 追越しなど

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

- (3) 次の場所では、自動車や原動機付自転車を追い越すため、進路を変えたり、その横を通り過ぎたりしてはいけません。

[ア～カ 同左]

- (4) [同左]

[2～5 同左]

第7節 交差点の通り方

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

- (3) 車が右左折するときは、内輪差(曲がるとき後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいいます。)が生じます。特に大型車は内輪差が大きく、左後方が見えにくいので左側を通行している歩行者や自転車などを巻き込まないように注意しましょう。

2 [同左]

- (1) [同左]
- (2) 右折しようとするときは、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行しながら通行しなければなりません。ただし、原動機付自転車が二段階の右折方法により右折しようとするときは別です。

(3) 一方通行の道路から右折するときは、道路の右端に寄り、交差点の中心の内側を徐行しながら通行しなければなりません。ただし、一般原動機付自転車が二段階の右折方法により右折しようとするときは別です。

[(4)・(5) 略]

(6) 車両通行帯のある道路で、標識（付表 3(1)35）や標示（付表 3(2)17）によつて交差点で進行する方向ごとに通行区分が指定されているときは、緊急自動車近づいて来た場合や道路工事などでやむを得ない場合のほかは、指定された区分に従つて通行しなければなりません。ただし、右折につき二段階の右折方法によらなければならない交差点において右左折しようとする一般原動機付自転車は、道路の左端に寄つて通行しなければなりません。

[(7)～(9) 略]

[3・4 略]

### 第 9 節 オートマチック車などの運転

1 [略]

2 先進安全自動車（ASV）の運転

先進安全自動車（ASV）(注 8) は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

注 8 [略]

3 [略]

## 第 6 章 危険な場所などでの運転

### 第 2 節 坂道・カーブ

1 [略]

2 曲がり角・カーブ

[(1)～(3) 略]

(4) 道路の曲がり角やカーブを通行するときには、車の内輪差のため、内側にいる歩行者、特定小型原動機付自転車や自転車などを巻き込んだり、後車輪が路肩からはみ出したりするおそれがありますから注意しましょう。

(5) [略]

### 第 3 節 夜間

1 夜間の走行

(1) 夜間は視界が悪くなるため、歩行者、特定小型原動機付自転車や自転車などの発見が遅れます。また、速度感が鈍り、速度超過になりがちです。その上、夜間は、過労運転や酒酔い運転をする者や、酔つて歩く者などがいたりするので、昼間より速度を落として慎重に運転しましょう。少しでも危ないと感じたときは、まず速度を落とすことが大切です。

[(2)～(6) 略]

2 [略]

(3) 一方通行の道路から右折するときは、道路の右端に寄り、交差点の中心の内側を徐行しながら通行しなければなりません。ただし、原動機付自転車が二段階の右折方法により右折しようとするときは別です。

[(4)・(5) 同左]

(6) 車両通行帯のある道路で、標識（付表 3(1)35）や標示（付表 3(2)17）によつて交差点で進行する方向ごとに通行区分が指定されているときは、緊急自動車近づいて来た場合や道路工事などでやむを得ない場合のほかは、指定された区分に従つて通行しなければなりません。ただし、右折につき二段階の右折方法によらなければならない交差点において右左折しようとする原動機付自転車は、道路の左端に寄つて通行しなければなりません。

[(7)～(9) 同左]

[3・4 同左]

### 第 9 節 オートマチック車などの運転

1 [同左]

2 先進安全自動車（ASV）の運転

先進安全自動車（ASV）(注 7) は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

注 7 [同左]

3 [同左]

## 第 6 章 危険な場所などでの運転

### 第 2 節 坂道・カーブ

1 [同左]

2 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) 道路の曲がり角やカーブを通行するときには、車の内輪差のため、内側にいる歩行者や自転車などを巻き込んだり、後車輪が路肩からはみ出したりするおそれがありますから注意しましょう。

(5) [同左]

### 第 3 節 夜間

1 [同左]

(1) 夜間は視界が悪くなるため、歩行者や自転車などの発見が遅れます。また、速度感が鈍り、速度超過になりがちです。その上、夜間は、過労運転や酒酔い運転をする者や、酔つて歩く者などがいたりするので、昼間より速度を落として慎重に運転しましょう。少しでも危ないと感じたときは、まず速度を落とすことが大切です。

[(2)～(6) 同左]

2 [同左]

## 第7章 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注9）、一般原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

注9 [略]

## 第8章 二輪車の運転の方法

この章は、二輪車を運転する人に特に知っていただきたい運転の方法を掲げていますので、運転する前の心得や一般的な運転の方法などについては、自動車と一般原動機付自転車のところ（第4章～第7章）を参照して下さい。なお二輪車とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車のことをいいます。

### 第1節 二輪車の運転者の心得

二輪車は、体で安定を保ちながら走り、停止すれば安定を失うという構造上の特性を持つているため、四輪車とは違った運転技術を必要とします。また、二輪車の動きが四輪車からは見えなことがあるので、周りの交通の動きについて一層の注意が必要となります。手軽な乗り物であると気を許さないで、常に慎重に運転しましょう。

1 [略]

2 乗車用ヘルメットの着用

乗車用ヘルメットをかぶらないで大型自動二輪車や普通自動二輪車や一般原動機付自転車を運転してはいけません。また、乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗せて大型自動二輪車や普通自動二輪車を運転してはいけません。乗車用ヘルメットは、P S（c）マークかJ I Sマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。工事中安全帽は乗車用ヘルメットではありません。

3 [略]

4 二人乗りの禁止

次の場合には、二人乗りをしてはいけません。

(1) 大型自動二輪車や普通自動二輪車で後部座席がないものや一般原動機付自転車を運転するとき。

[(2)～(5) 略]

[5・6 略]

### 第3節 安全な運転の方法

二輪車は機動性に富んでいますが、車の間を縫って走つたり、ジグザグ運転、無理な追越しや割り込みをしたりしてはいけません。そのような運転方法は極めて危険であるばかりでなく、周囲の運転者にも不安を与えます。車間距離や側方間隔を十分に保ちましょう。交通渋滞のときなどには、前の車に乗っている人が急にドアを開けたり、歩行者が車の間から飛び出したりすることがあるので注意しましょう。また、げたやサンダルなど運転の妨げになる履物を履いて運転してはいけません。

[1・2 略]

3 右折するときの運転

(1) [略]

## 第7章 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注8）、原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

注8 [同左]

## 第8章 二輪車の運転の方法

この章は、二輪車を運転する人に特に知っていただきたい運転の方法を掲げていますので、運転する前の心得や一般的な運転の方法などについては、自動車のところ（第4章～第7章）を参照して下さい。なお二輪車とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車のことをいいます。

### 第1節 二輪車の運転者の心得

[同左]

1 [同左]

2 乗車用ヘルメットの着用

乗車用ヘルメットをかぶらないで大型自動二輪車や普通自動二輪車や原動機付自転車を運転してはいけません。また、乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗せて大型自動二輪車や普通自動二輪車を運転してはいけません。乗車用ヘルメットは、P S（c）マークかJ I Sマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。工事中安全帽は乗車用ヘルメットではありません。

3 [同左]

4 [同左]

[同左]

(1) 大型自動二輪車や普通自動二輪車で後部座席がないものや原動機付自転車を運転するとき。

[(2)～(5) 同左]

[5・6 同左]

### 第3節 安全な運転の方法

[同左]

[1・2 同左]

3 [同左]

(1) [同左]



## (2) 一般原動機付自転車の右折

交差点（環状交差点を除きます。）での右折は、次の方法でしなければなりません。

## ア 二段階の右折方法

「一般原動機付自転車の右折方法（二段階）」の標識（付表3(1)35の2）のある道路や車両通行帯（交差点の付近に設けられた右左折のための車両通行帯を含みます。）が3以上ある道路（「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）」の標識（付表3(1)35の3）のある道路を除きます。）の信号機などにより交通整理の行われている交差点では、あらかじめできるだけ道路の左端に寄つて、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに右折の合図を行い、青信号で徐行しながら交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まつて右に向きを変え、ここで合図をやめ、前方の信号が青になつてから進むようにしなければなりません。なお、このような場合は、青の矢印の信号によつて右折することはできません。

## イ 小回りの右折方法

「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）」の標識のある道路の交差点などア以外の交差点では、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行しながら進行しなければなりません。

幅の広い道路で右折しようとするときは、十分手前のところから徐々に右折の車線に移るようにしましょう。急に左側の車線から右側の車線に移動すると極めて危険です。なお、このような場合は、青の矢印の信号に従つて右折することができます。

## 第6節 その他注意しなければならないこと

1 [略]

## 2 ペダル付き原動機付自転車

ペダル付き原動機付自転車（ペダルが備えられている原動機付自転車をいいます。）を原動機を作動させずにペダルを用いて運転する場合であっても、原動機付自転車として扱われます。

3 [略]

## 第10章 交通事故、故障、災害などのとき

## 第3節 災害などのとき

1 [略]

## 2 緊急地震速報が発表されたとき

緊急地震速報は、気象庁が、予想される地震動の大きさがおおむね震度5弱以上である場合に、震度4以上を予想した区域などを、その揺れが来る前に発表するものです。

車を運転中に緊急地震速報が発表されたことを知つたときは、運転者は、周囲の状況に応じて、あわてることなく、非常点滅表示灯をつけるなどして周囲の車に注意を促した後、急ブレーキを避け、緩やかに速度を落としましょう。

[3～5 略]

## 第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

## 第1節 自動車所有者などの義務

自動車を所有する人や使用、管理する人は次のことを守らなければなりません。

1 [略]

## 2 自動車の登録（届け出）等

自動車は登録を受け（軽自動車は届け出）て、番号標（ナンバープレート）を付けなければなりません。また、原動機付自転車は申告をして、標識（ナンバープレート）を付けなければなりません。

## (2) 原動機付自転車の右折

[同左]

## ア 二段階の右折方法

「原動機付自転車の右折方法（二段階）」の標識（付表3(1)35の2）のある道路や車両通行帯（交差点の付近に設けられた右左折のための車両通行帯を含みます。）が3以上ある道路（「原動機付自転車の右折方法（小回り）」の標識（付表3(1)35の3）のある道路を除きます。）の信号機などにより交通整理の行われている交差点では、あらかじめできるだけ道路の左端に寄つて、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに右折の合図を行い、青信号で徐行しながら交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まつて右に向きを変え、ここで合図をやめ、前方の信号が青になつてから進むようにしなければなりません。なお、このような場合は、青の矢印の信号によつて右折することはできません。

## イ 小回りの右折方法

「原動機付自転車の右折方法（小回り）」の標識のある道路の交差点などア以外の交差点では、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行しながら進行しなければなりません。

幅の広い道路で右折しようとするときは、十分手前のところから徐々に右折の車線に移るようにしましょう。急に左側の車線から右側の車線に移動すると極めて危険です。なお、このような場合は、青の矢印の信号に従つて右折することができます。

## 第6節 その他注意しなければならないこと

1 [同左]

[加える。]

2 [同左]

## 第10章 交通事故、故障、災害などのとき

## 第3節 災害などのとき

1 [同左]

## 2 緊急地震速報が発表されたとき

緊急地震速報は、気象庁が、予想される地震動の大きさがおおむね震度5弱以上である場合に、震度4以上を予想した区域を、その揺れが来る前に発表するものです。

車を運転中に緊急地震速報が発表されたことを知つたときは、運転者は、周囲の状況に応じて、あわてることなく、非常点滅表示灯をつけるなどして周囲の車に注意を促した後、急ブレーキを避け、緩やかに速度を落としましょう。

[3～5 同左]

## 第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

## 第1節 自動車所有者などの義務

[同左]

1 [同左]

## 2 自動車の登録（届け出）

自動車は登録を受け（軽自動車は届け出）て、番号標（ナンバープレート）を付けなければなりません。

3 [略]

4 強制保険などの加入

自賠責保険が責任共済に加入しなければなりません。原動機付自転車も必ず自賠責保険が責任共済に加入しなければなりません。また、なるべく一般の任意保険にも加入するようにしましょう。

5 [略]

用語のまとめ

注1 [略]

注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については50cc以下、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。

[注3～注9 略]

付表1 信号の種類と意味

(1) 信号機の信号

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	(1) [略] (2) 特定小型原動機付自転車と軽車両以外の車や路面電車は直進し、左折し、右折することができます。ただし、二段階の右折方法により右折する一般原動機付自転車は、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。 (3) 特定小型原動機付自転車と軽車両（自転車、荷車など）は、直進し左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。
[略]	
赤色の灯火	[(1)～(3) 略] (4) 交差点で既に右折している車や路面電車は、右折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。この場合、その車や路面電車は、青色の灯火に従つて進んで来る車や路面電車の進行を妨げてはいけません。ただし、特定小型原動機付自転車、軽車両や二段階の右折方法により右折する一般原動機付自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していなければなりません。
人の形の記号がある青色の灯火	(1) [略] (2) 横断歩道を進行する特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。

3 [同左]

4 強制保険などの加入

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）が責任共済に加入しなければなりません。原動機付自転車も必ず自賠責保険が責任共済に加入しなければなりません。また、なるべく一般の任意保険にも加入するようにしましょう。

5 [同左]

用語のまとめ

注1 [同左]

[加える。]

[注2～注8 同左]

付表1 信号の種類と意味

(1) 信号機の信号

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	(1) [同左] (2) 軽車両以外の車や路面電車は直進し、左折し、右折することができます。ただし、二段階の右折方法により右折する原動機付自転車は、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。 (3) 軽車両（自転車、荷車など）は、直進し左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。
[同左]	
赤色の灯火	[(1)～(3) 同左] (4) 交差点で既に右折している車や路面電車は、右折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。この場合、その車や路面電車は、青色の灯火に従つて進んで来る車や路面電車の進行を妨げてはいけません。ただし、軽車両や二段階の右折方法により右折する原動機付自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していなければなりません。
人の形の記号がある青色の灯火	(1) [同左] (2) 横断歩道を進行する普通自転車は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。

人の形の記号がある 青色の灯火の点滅	(1) [略] (2) 横断歩道を進行しようとする <u>特例特定小型原動機付自転車と普通自転車</u> は、横断を始めてはいけません。
人の形の記号がある 赤色の灯火	(1) [略] (2) 横断歩道を進行しようとする <u>特例特定小型原動機付自転車と普通自転車</u> は、横断を始めてはいけません。
青色の灯火の矢印	車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であつても矢印の方向に進むことができます（右向きの矢印の場合には、転回することもできます。）。しかし、右向きの矢印の場合には、 <u>特定小型原動機付自転車</u> 、 <u>軽車両</u> や二段階の右折方法により右折する <u>一般原動機付自転車</u> は進むことができません。
[略]	
備考 [略]	

(2) 歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合の信号

信号の種類	信号の意味
人の形の記号がある 青色の灯火	(1) [略] (2) <u>特定小型原動機付自転車と自転車</u> は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。
人の形の記号がある 青色の灯火の点滅	(1) [略] (2) <u>特定小型原動機付自転車と自転車</u> は、横断を始めてはいけません。しかし、青色の灯火の点滅に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができます。
人の形の記号がある 赤色の灯火	(1) [略] (2) <u>特定小型原動機付自転車と自転車</u> は、横断を始め、又は停止位置を越えて進んではいけません。 (3) 交差点で既に左折している <u>特定小型原動機付自転車と自転車</u> は、左折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。 (4) 交差点で既に右折している <u>特定小型原動機付自転車と自転車</u> は、右折方向の信号が赤のときはその右折している地点で停止していなければなりません。
備考 [略]	

(3) [略]

人の形の記号がある 青色の灯火の点滅	(1) [同左] (2) 横断歩道を進行しようとする <u>普通自転車</u> は、横断を始めてはいけません。
人の形の記号がある 赤色の灯火	(1) [同左] (2) 横断歩道を進行しようとする <u>普通自転車</u> は、横断を始めてはいけません。
青色の灯火の矢印	車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であつても矢印の方向に進むことができます（右向きの矢印の場合には、転回することもできます。）。しかし、右向きの矢印の場合には、 <u>軽車両</u> や二段階の右折方法により右折する <u>原動機付自転車</u> は進むことができません。
[同左]	
備考 [同左]	

(2) 歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合の信号

信号の種類	信号の意味
人の形の記号がある 青色の灯火	(1) [同左] (2) <u>自転車</u> は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。
人の形の記号がある 青色の灯火の点滅	(1) [同左] (2) <u>自転車</u> は、横断を始めてはいけません。しかし、青色の灯火の点滅に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができます。
人の形の記号がある 赤色の灯火	(1) [同左] (2) <u>自転車</u> は、横断を始め、又は停止位置を越えて進んではいけません。 (3) 交差点で既に左折している <u>自転車</u> は、左折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。 (4) 交差点で既に右折している <u>自転車</u> は、右折方向の信号が赤のときはその右折している地点で停止していなければなりません。
備考 [同左]	

(3) [同左]

付表3 標識・標示の種類

(1) 標識

ア 規制標識

種類	番号	表示する意味	色
[略]			
<u>二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め</u> 	7	二輪の自動車及び一般原動機付自転車の通行止め	同上
[略]			
<u>特定小型原動機付自転車・自転車通行止め</u> 	9	特定小型原動機付自転車及び自転車の通行止め	同上
[略]			
<u>特定小型原動機付自転車・自転車専用</u> 	28	(1) 自転車道や自転車専用道路（自転車だけの通行のために設けられた道路）の指定 (2) 特定小型原動機付自転車及び自転車（これらの車両で自転車道を通行してはならないものを除く。）以外の車、歩行者及び遠隔操作型小型車の通行禁止	同上

付表3 標識・標示の種類

(1) 標識

ア 規制標識

種類	番号	表示する意味	色
[同左]			
<u>二輪の自動車・原動機付自転車通行止め</u> 	7	二輪の自動車と原動機付自転車の通行止め	同上
[同左]			
<u>自転車通行止め</u> 	9	自転車の通行止め	同上
[同左]			
<u>自転車専用</u> 	28	(1) 自転車道や自転車専用道路（自転車だけの通行のために設けられた道路）の指定 (2) 普通自転車以外の車、歩行者及び遠隔操作型小型車の通行禁止	同上


<p>普通自転車等及び歩行者等専用</p> 	29	<p>(1) 自転車歩行者専用道路の指定</p> <p>(2) 特定小型原動機付自転車及び自転車（これらの車両で自転車道を通行してはならないものを除く。）以外の車の通行止め</p> <p>(3) 特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行できることの指定</p>	同上
[略]			
<p>特定小型原動機付自転車・自転車一方通行</p> 	31の2	<p>標示板の矢印の示す方向の反対方向に特定小型原動機付自転車及び自転車が進行することの禁止</p>	同上
[略]			
<p>一般原動機付自転車の右折方法（二段階）</p> 	35の2	<p>一般原動機付自転車の二段階の右折方法の指定</p>	<p>文字、記号と縁は白 地は青</p>
<p>一般原動機付自転車の右折方法（小回り）</p> 	35の3	<p>一般原動機付自転車の小回りの右折方法の指定</p>	<p>文字と記号は青 斜めの帯と枠は赤 縁と地は白</p>
[略]			
備考 [略]			

<p>自転車及び歩行者等専用</p> 	29	<p>(1) 自転車歩行者専用道路の指定</p> <p>(2) 普通自転車以外の車の通行止め</p> <p>(3) 普通自転車が歩道を通行できることの指定</p>	同上
[同左]			
<p>自転車一方通行</p> 	31の2	<p>標示板の矢印の示す方向の反対方向に自転車が進行することの禁止</p>	同上
[同左]			
<p>原動機付自転車の右折方法（二段階）</p> 	35の2	<p>原動機付自転車の二段階の右折方法の指定</p>	<p>文字、記号と縁は白 地は青</p>
<p>原動機付自転車の右折方法（小回り）</p> 	35の3	<p>原動機付自転車の小回りの右折方法の指定</p>	<p>文字と記号は青 斜めの帯と枠は赤 縁と地は白</p>
[同左]			
備考 [同左]			

イ [略]

[略]
-----

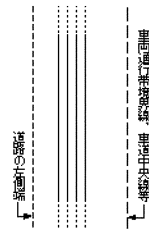

ウ 補助標識

種類	番号	表示する意味	色
[略]			[1～5 略]
	74	車が駐車する場合、その右側に空けなければならない余地	
[略]			

[エ・オ 略]

(2) 標示

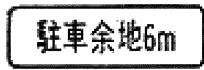
ア 規制標示

種類	番号	意味	色
[略]			
<p>歩行者用路側帯</p> 	11	車の駐停車、特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行が禁止されている路側帯であること	同上
[略]			
<p>特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可</p> 	21の2	特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができること	同上

イ [同左]

[同左]
------

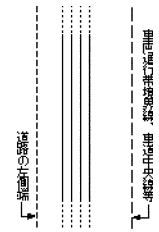

ウ 補助標識

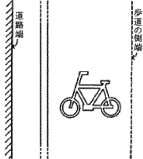
種類	番号	表示する意味	色
[同左]			[1～5 同左]
	74	自動車が駐車する場合、その右側に空けなければならない余地	
[同左]			

[エ・オ 同左]

(2) 標示

ア 規制標示

種類	番号	意味	色
[同左]			
<p>歩行者用路側帯</p> 	11	車の駐停車、軽車両の通行が禁止されている路側帯であること	同上
[同左]			
<p>普通自転車歩道通行可</p> 	21の2	普通自転車が歩道を通行することができること	同上

<p>特例特定小型原動機付自転車・ 普通自転車の歩道通行部分</p> 	<p>22</p>	<p>特例特定小型原動機付自転車 及び普通自転車が歩道を通行 することができることと、そ の場合に通行しなければならない部分の指定</p>	<p>同上</p>
--	-----------	---	-----------

[略]

イ [略]

[略]

備考 [略]

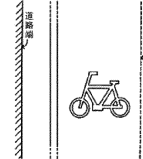
[略]

付表4 車両の種類と略称

略称	車両の種類
[略]	
原付	一般原動機付自転車
特定原付	特定小型原動機付自転車
特例特定原付	特例特定小型原動機付自転車
二輪	二輪の自動車及び一般原動機付自転車
小二輪	小型二輪車（総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車）及び一般原動機付自転車
[略]	

備考 [略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

<p>普通自転車の歩道通行部分</p> 	<p>22</p>	<p>普通自転車が歩道を通行する ことができることと、その場 合に通行しなければならない 部分の指定</p>	<p>同上</p>
---	-----------	--	-----------

[同左]

イ [同左]

[同左]

備考 [同左]

[同左]

付表4 車両の種類と略称

略称	車両の種類
[同左]	
原付	原動機付自転車
[項を加える。]	
[項を加える。]	
二輪	二輪の自動車及び原動機付自転車
小二輪	小型二輪車（総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車）及び原動機付自転車
[同左]	

備考 [同左]

(交通安全教育指針の一部改正)

**第二条** 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1章</b> 交通安全教育を行う者の基本的な心構え</p> <p>交通安全教育を行う者は、これを効果的かつ適切に行うため、以下の事項に留意する必要がある。</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 参加・体験・実践型の教育手法の活用</p> <p>受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用することが必要である。例えば、実際に道路外のコースで自動車、原動機付自転車若しくは自転車を運転させ、又は歩行者としてコースを通行させることにより、技能及び知識の習得の程度を認識させたり、実験により自動車の死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいう。以下同じ。）、制動距離、シートベルトの効果等を確認させたり、ビデオ等の視聴覚教材又は運転シミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的又は擬似的に体験させたりするなど、様々な工夫をすることが望ましい。</p> <p>[5～8 略]</p> <p><b>第2章</b> 交通安全教育の内容及び方法</p> <p><b>第1節</b> 幼児に対する交通安全教育</p> <p>幼児に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。</p> <p>なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより幼児の保護者に対して交通安全教育を実施する。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 幼児に対する交通安全教育の内容</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) <u>自動車及び原動機付自転車</u>に関して知っておくべき事項</p> <p>ア 目標</p> <p><u>自動車及び原動機付自転車</u>の基本的な特性及び合図を習得することにより、<u>自動車及び原動機付自転車</u>の動きを予測し、危険を回避して歩行者として安全に道路を通行することができるようにする。</p> <p>イ 内容</p> <p>(ア) <u>自動車及び原動機付自転車</u>に関する基本的な事項</p> <p><u>自動車及び原動機付自転車</u>は重量が重く、歩行者に比べ道路を通行する速度も速いことから、歩行者と<u>自動車及び原動機付自転車</u>との間で交通事故が起きると、歩行者が大きな被害を受けやすいことを理解させ、道路を通行する場合は<u>自動車及び原動機付自転車</u>の動きに十分に注意するように指導する。</p>	<p><b>第1章</b> 交通安全教育を行う者の基本的な心構え</p> <p>[同左]</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>4 参加・体験・実践型の教育手法の活用</p> <p>受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用することが必要である。例えば、実際に道路外のコースで自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）若しくは自転車を運転させ、又は歩行者としてコースを通行させることにより、技能及び知識の習得の程度を認識させたり、実験により自動車の死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいう。以下同じ。）、制動距離、シートベルトの効果等を確認させたり、ビデオ等の視聴覚教材又は運転シミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的又は擬似的に体験させたりするなど、様々な工夫をすることが望ましい。</p> <p>[5～8 同左]</p> <p><b>第2章</b> 交通安全教育の内容及び方法</p> <p><b>第1節</b> 幼児に対する交通安全教育</p> <p>[同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) <u>自動車等</u>に関して知っておくべき事項</p> <p>ア 目標</p> <p><u>自動車等</u>の基本的な特性及び合図を習得することにより、<u>自動車等</u>の動きを予測し、危険を回避して歩行者として安全に道路を通行することができるようにする。</p> <p>イ [同左]</p> <p>(ア) <u>自動車等</u>に関する基本的な事項</p> <p><u>自動車等</u>は重量が重く、歩行者に比べ道路を通行する速度も速いことから、歩行者と<u>自動車等</u>との間で交通事故が起きると、歩行者が大きな被害を受けやすいことを理解させ、道路を通行する場合は<u>自動車等</u>の動きに十分に注意するように指導する。</p>



(イ) 合図

自動車及び原動機付自転車の方向指示器及び後退灯による合図の意味を理解させる。

(ウ) 制動距離

自動車及び原動機付自転車は急には停止できないこと並びに自動車及び原動機付自転車の速度が速い場合、路面がぬれている場合等には制動距離が長くなることを理解させる。

(エ) 死角及び内輪差の危険

自動車及び原動機付自転車の近くで遊んでいたたり、立ち止まっていたりすると、自動車及び原動機付自転車の運転者から見えなかったり、自動車及び原動機付自転車に巻き込まれたりする危険があることを理解させる。

(5) [略]

[3・4 略]

## 第 2 節 児童に対する交通安全教育

児童に対する交通安全教育は、1 に定める目的を達成するため、2 に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は 3 に定めるとおりとし、また、4 に定めるところにより児童の保護者に対しての交通安全教育を実施する。

1 [略]

2 児童に対する交通安全教育の内容

(1) [略]

(2) 歩行者の心得

ア [略]

イ 内容

[ア・イ] 略

(ウ) 夜間に歩く場合

夜間は、自動車及び原動機付自転車の運転者から歩行者がよく見えない場合があること等を説明し、道路を横断する場合並びに自動車及び原動機付自転車と擦れ違う場合には、昼間に比べて一層注意する必要があることを理解させる。また、運転者から見えやすいように目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたりすること及び夜間に信号機のない所で横断する場合は、運転者から横断していることが分かるように、道路照明のある所等のできる限り明るい所を選ぶことを指導する。

(エ) [略]

(3) [略]

(4) 自転車の利用者の心得

ア [略]

イ 内容

[ア・イ] 略

(ウ) 自転車の点検整備

サドル、ハンドル、ペダル、チェーン、ブレーキ、警音器、前照灯、尾灯又は反射器材（後部反射器材及び側面反射器材）、タイヤ等の点検の要領及び具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

[エ・オ] 略

(イ) 合図

自動車等の方向指示器及び後退灯による合図の意味を理解させる。

(ウ) 制動距離

自動車等は急には停止できないこと及び自動車等の速度が速い場合、路面がぬれている場合等には制動距離が長くなることを理解させる。

(エ) 死角及び内輪差の危険

自動車等の近くで遊んでいたたり、立ち止まっていたりすると、自動車等の運転者から見えなかったり、自動車等に巻き込まれたりする危険があることを理解させる。

(5) [同左]

[3・4 同左]

## 第 2 節 児童に対する交通安全教育

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

ア [同左]

イ [同左]

[ア・イ] 同左

(ウ) 夜間に歩く場合

夜間は、自動車等の運転者から歩行者がよく見えない場合があること等を説明し、道路を横断する場合及び自動車等と擦れ違う場合には、昼間に比べて一層注意する必要があることを理解させる。また、運転者から見えやすいように目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたりすること及び夜間に信号機のない所で横断する場合は、運転者から横断していることが分かるように、道路照明のある所等のできる限り明るい所を選ぶことを指導する。

(エ) [同左]

(3) [同左]

(4) [同左]

ア [同左]

イ [同左]

[ア・イ] 同左

(ウ) 自転車の点検整備

サドル、ハンドル、ペダル、チェーン、ブレーキ、警音器、前照灯、尾灯又は反射器材（後部反射器材及び側面反射器材）、タイヤ等の点検の要領及び点検の結果、具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

[エ・オ] 同左

(カ) 走行上の注意

a 理解させるべき事項

走行上の注意として以下の事項を理解させる。

[(a)~(d) 略]

(e) 普通自転車<sup>（一）</sup>で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしなければならず、歩道は歩行者優先であること。

b 指導すべき事項

走行上の注意として以下の事項を指導する。

[(a)~(d) 略]

(e) 歩道で他の特例特定小型原動機付自転車（道路交通法第17条の2第1項に規定する特例特定小型原動機付自転車をいう。以下同じ。）及び普通自転車と行き違う場合は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車を右に見ながらよけること。

(f) 携帯電話の通話又は操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での走行及びヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態での走行をしないようにすること。

(g) [略]

[(キ)・(ク) 略]

(ケ) 自転車を駐車する場合の注意

自転車を駐車する場合は、自転車等駐車場に置くようにするなどして、歩行者及び他の車両等の通行を妨げないように指導する。

(5) 自動車及び原動機付自転車に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車及び原動機付自転車の基本的な特性及び合図を習得することにより、自動車及び原動機付自転車の動きを予測し、危険を回避して歩行者等として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

第2章第1節2(3)イの事項を再確認させるとともに、自動車及び原動機付自転車による交通事故の際の衝撃力の大きさ、自動車及び原動機付自転車の速度が速い場合等に制動距離が長くなる理由、自動車及び原動機付自転車の死角及び内輪差が発生する理由等を具体的に説明し、自動車及び原動機付自転車の特性について児童の理解を深めさせる。

(6) [略]

[3・4 略]

第3節 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 中学生に対する交通安全教育の目的

中学生は、通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、自転車乗用中に交通事故に遭うことが多い。また、自動車及び原動機付自転車に対する関心が高まり、道路交通についての理解も深まるなど社会人として本格的に交通社会に参加していくための準備段階にある。

(カ) [同左]

a [同左]

[同左]

[(a)~(d) 同左]

(e) 普通自転車<sup>（一）</sup>で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしなければならず、歩道は歩行者優先であること。

b [同左]

[同左]

[(a)~(d) 同左]

(e) 歩道で他の自転車と行き違う場合は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけること。

(f) 携帯電話の通話若しくは操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での走行又はヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態での走行をしないようにすること。

(g) [同左]

[(キ)・(ク) 同左]

(ケ) 自転車を駐車する場合の注意

自転車を駐車する場合は、自転車駐車場に置くようにするなどして、歩行者及び他の車両等の通行を妨げないように指導する。

(5) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車等の基本的な特性及び合図を習得することにより、自動車等の動きを予測し、危険を回避して歩行者等として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

第2章第1節2(3)イの事項を再確認させるとともに、自動車等による交通事故の際の衝撃力の大きさ、自動車等の速度が速い場合等に制動距離が長くなる理由、自動車等の死角及び内輪差が発生する理由等を具体的に説明し、自動車等の特性について児童の理解を深めさせる。

(6) [同左]

[3・4 同左]

第3節 中学生に対する交通安全教育

[同左]

1 中学生に対する交通安全教育の目的

中学生は、通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、自転車乗用中に交通事故に遭うことが多い。また、自動車等に対する関心が高まり、道路交通についての理解も深まるなど社会人として本格的に交通社会に参加していくための準備段階にある。

そこで、中学生に対する交通安全教育においては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。

## 2 中学生に対する交通安全教育の内容

[(1)・(2) 略]

### (3) 自転車の利用者の心得

ア [略]

イ 内容

#### (ア) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。あわせて、普通自転車で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は一時停止をしなければならず、歩道は歩行者優先であることを理解させる。また、自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

#### (イ) 自転車の点検整備

点検整備を怠った自転車に乗ることの危険性を説明し、教則第3章第2節2を参照して確実に自転車を点検することができるように指導する。

### (4) 自動車及び原動機付自転車に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車及び原動機付自転車の特性に関し、理解を深めさせることにより、自動車及び原動機付自転車の動きを予測し、危険を回避して歩行者又は自転車の利用者として安全に道路を通行することができるようにするとともに、自動車に安全に乗車することができるように指導する。また、16歳になると普通二輪免許等の取得が可能なることを踏まえ、運転免許制度等についても理解させる。

イ 内容

#### (ア) 自動車及び原動機付自転車の特性

自動車及び原動機付自転車の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の特性について理解を深めさせるとともに、自動車及び原動機付自転車のこれらの特性に起因する交通事故の実例等を用いて、安全な歩き方及び自転車の安全な乗り方を話し合い等を通じて考えさせ、実践することができるように指導する。

(イ) [略]

そこで、中学生に対する交通安全教育においては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。

## 2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

### (3) [同左]

ア [同左]

イ [同左]

#### (ア) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

#### (イ) 自転車の点検整備

点検整備を怠った自転車に乗ることの危険性を説明し、教則第3章第1節2を参照して確実に自転車を点検することができるように指導する。

### (4) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車等の特性に関し、理解を深めさせることにより、自動車等の動きを予測し、危険を回避して歩行者又は自転車の利用者として安全に道路を通行することができるようにするとともに、自動車に安全に乗車することができるように指導する。また、16歳になると普通二輪免許等の取得が可能なることを踏まえ、運転免許制度等についても理解させる。

イ [同左]

#### (ア) 自動車等の特性

自動車等の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の特性について理解を深めさせるとともに、自動車等のこれらの特性に起因する交通事故の実例等を用いて、安全な歩き方及び自転車の安全な乗り方を話し合い等を通じて考えさせ、実践することができるように指導する。

(イ) [同左]

(ウ) 将来の運転者としての心得

運転免許制度の意義、運転免許（以下「免許」という。）の区分、取得年齢、取得方法等の基本的な知識及び特定小型原動機付自転車（道路交通法第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下同じ。）を運転することが可能となる年齢を理解させるとともに、暴走行為（集団で走行する場合に行われるジグザグ運転、巻き込み運転等の他の車両に危険を生じさせたり、迷惑を及ぼしたりする行為をいう。以下同じ。）、騒音運転等（著しく他人に迷惑を及ぼす騒音を生じさせるような急発進、急加速及び空吹きをいう。以下同じ。）、無免許運転等の反社会性、危険性、罰則等について説明し、将来の自動車及び原動機付自転車の運転者としての自覚を持たせるように指導する。

(5) [略]

3 中学生に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

[(1)~(3) 略]

(4) 保護者との連携

中学生は自転車乗用中に交通事故に遭うことが多く、また、自動車及び原動機付自転車に対する関心が高まる時期にあることを踏まえ、日常接する機会が多い父母等の保護者が、中学生の道路交通の安全を確保するため、適切な助言及び指導を行うことが重要である。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配布し、日常生活において交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図るよう努めることが必要である。

第4節 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 高校生に対する交通安全教育の目的

高校生は、自動車等（自動車及び一般原動機付自転車（道路交通法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の免許を取得したり、特定小型原動機付自転車を運転したりすることが可能な年齢に達し、自動車及び原動機付自転車の運転者として交通社会に参加することができるようになり、それぞれの通行の態様に応じて、社会的な責任を持ち、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践して道路を通行することが求められる。また、高校生の二輪車事故（大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車乗車中の交通事故をいう。以下同じ。）及び自転車乗用中の交通事故が多く発生しており、このような交通事故を防止する必要がある。

そこで、高校生に対する交通安全教育においては、二輪車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）及び特定小型原動機付自転車の運転者並びに自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目的とする。

2 高校生に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

ア 目標

高校生が当事者である交通事故の発生状況を説明し、交通安全に対する意識を高めさせるとともに、自動車及び原動機付自転車の運転者として交通社会に参加することができる年齢に達することを踏まえ、社会的な責任を持って行動するために必要となる基本的な心得を習得させる。

(ウ) 将来の運転者としての心得

運転免許制度の意義、運転免許（以下「免許」という。）の区分、取得年齢、取得方法等の基本的な知識を理解させるとともに、暴走行為（集団で走行する場合に行われるジグザグ運転、巻き込み運転等の他の車両に危険を生じさせたり、迷惑を及ぼしたりする行為をいう。以下同じ。）、騒音運転等（著しく他人に迷惑を及ぼす騒音を生じさせるような急発進、急加速及び空吹きをいう。以下同じ。）、無免許運転等の反社会性、危険性、罰則等について説明し、将来の自動車等の運転者としての自覚を持たせるように指導する。

(5) [同左]

3 [同左]

[(1)~(3) 同左]

(4) 保護者との連携

中学生は自転車乗用中に交通事故に遭うことが多く、また、自動車等に対する関心が高まる時期にあることを踏まえ、日常接する機会が多い父母等の保護者が、中学生の道路交通の安全を確保するため、適切な助言及び指導を行うことが重要である。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配布し、日常生活において交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図るよう努めることが必要である。

第4節 高校生に対する交通安全教育

[同左]

1 高校生に対する交通安全教育の目的

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達し、自動車等の運転者として交通社会に参加することができるようになり、それぞれの通行の態様に応じて、社会的な責任を持ち、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践して道路を通行することが求められる。また、高校生の二輪車事故（大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車乗車中の交通事故をいう。以下同じ。）及び自転車乗用中の交通事故が多く発生しており、このような交通事故を防止する必要がある。

そこで、高校生に対する交通安全教育においては、二輪車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目的とする。

2 [同左]

(1) [同左]

ア 目標

高校生が当事者である交通事故の発生状況を説明し、交通安全に対する意識を高めさせるとともに、自動車等の運転者として交通社会に参加することができる年齢に達することを踏まえ、社会的な責任を持って行動するために必要となる基本的な心得を習得させる。

## イ 内容

〔ア～ウ〕 略

## (エ) 運転者の責任

自動車等を運転するためには必要な技能及び知識を習得しなければならず、また、運転中は常に危険を予測し、これを回避しなければならないことから、自動車等を運転するには免許という資格を要すること、自動車及び原動機付自転車の運転には高度の注意義務を伴うものであること並びに注意義務を怠るなど交通ルールを遵守しないことにより交通事故を起こすと民事上、刑事上及び行政上の責任を負わなければならないことを理解させる。また、騒音運転等、暴走行為等の反社会的行為をしないこと等の運転者となった場合に遵守しなければならない事項を理解させる。

## (オ) 〔略〕

〔(2)・(3) 略〕

## (4) 特定小型原動機付自転車の運転者の心得

## ア 目標

基本的な交通ルール等を習得することにより、安全に特定小型原動機付自転車を利用して道路を通行することができるようにする。

## イ 内容

## (ア) 特定小型原動機付自転車に関する基本的な事項

道路交通法上、特定小型原動機付自転車は車両の一種であり、道路を通行する場合は車両として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、特定小型原動機付自転車に乗る練習をするときは道路外の安全な場所を利用するとともに、特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等を理解し、安全に乗れるようになるまでは道路を通行しないように指導する。

## (イ) 特定小型原動機付自転車に乗るに当たっての心得

二人乗り等の危険な乗り方をしないこと、16歳未満の人に特定小型原動機付自転車を貸さないこと、特定小型原動機付自転車に荷物を積む場合は、積載するための場所以外の場所に積載物を積まないようにすること、目立つ色の服装をすること及び乗車用ヘルメット、反射材用品等を着用することを指導する。

## (ウ) 特定小型原動機付自転車の点検整備

ハンドル、ブレーキ、警音器、灯火装置、後部反射器、タイヤ等の点検の要領及び具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

## (エ) 特定小型原動機付自転車の正しい乗り方

安全な発進及び停止の方法、正しい乗車姿勢、右左折する場合は早めに合図をすること並びに両手でハンドルを確実に握ることを指導する。また、片手運転をしてはならないことを理解させる。

## (オ) 特定小型原動機付自転車の通る所

特定小型原動機付自転車の通る所に関して以下の事項を理解させる。

a 特定小型原動機付自転車は原則として車道又は自転車道の左端に沿って通行しなければならないこと。

## イ 〔同左〕

〔ア～ウ〕 同左

## (エ) 運転者の責任

自動車等を運転するためには必要な技能及び知識を習得しなければならず、また、運転中は常に危険を予測し、これを回避しなければならないことから、自動車等を運転するには免許という資格を要し、高度の注意義務を伴うものであること及び注意義務を怠るなど交通ルールを遵守しないことにより交通事故を起こすと民事上、刑事上及び行政上の責任を負わなければならないことを理解させる。また、騒音運転等、暴走行為等の反社会的行為をしないこと等の運転者となった場合に遵守しなければならない事項を理解させる。

## (オ) 〔同左〕

〔(2)・(3) 同左〕

〔加える。〕

- b 特例特定小型原動機付自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができること。
  - c 道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、特例特定小型原動機付自転車は歩道を通行することができるが、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないこと。
  - d 横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、横断歩道を特例特定小型原動機付自転車に乗ったまま通行してはならないこと。
- (カ) 走行上の注意
- a 理解させるべき事項
    - 走行上の注意として以下の事項を理解させる。
      - (a) 天候、時間帯、交通の状況等に応じた安全な速度で走行しなければならないこと。
      - (b) 交差点、踏切の手前等で車両等の前に割り込んだり、これらの間を縫って前に出たりしてはならないこと。
      - (c) 特例特定小型原動機付自転車で路側帯を通行する場合は歩行者の通行を妨げてはならないこと。
      - (d) 特例特定小型原動機付自転車で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしなければならないこと。
      - (e) 歩道等でみだりに警音器を鳴らしてはならないこと。
      - (f) 夜間等には前照灯をつけなければならないこと。
  - b 指導すべき事項
    - 走行上の注意として以下の事項を指導する。
      - (a) 側方や後方の車両等の動きに十分注意しながら通行すること。
      - (b) 近くに横断歩道等がない場合で横断又は転回をしようとするときは、道路がよく見渡せる所を探して、安全を確認してから横断又は転回を始めること。
      - (c) 道路を斜めに横断しないようにすること。
      - (d) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道又は歩道の状況について安全を確かめ、最高速度の設定を切り替えてから行うこと。
      - (e) 歩道で他の特例特定小型原動機付自転車や普通自転車と行き違う場合は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する特例特定小型原動機付自転車や普通自転車を右に見ながらよけること。
      - (f) 携帯電話の通話又は操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での走行及びヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態での走行をしないようにすること。
      - (g) 走行中にブレーキ、前照灯等が故障した場合、凍り付いた道路を通行する場合及び風雨の強い場合は、特定小型原動機付自転車を押して通行すること。
- (キ) 交差点の通行の仕方
- a 基本的事項
    - 信号機のある交差点においては、信号機の信号に従って通行しなければならないこと並びに「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合及び特例特定小型原動機付自転車で横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければならないことを理解させる。

信号機のない交差点において、一時停止を示す標識がある場合は、一時停止をして安全を確認しなければならないことを理解させる。また、このような場合以外でも、交差点（環状交差点を除く。）においては、交通量の少ない場所でも飛び出しをせずに、安全を十分に確認し、速度を落として通行するように指導するとともに、環状交差点においては、環状交差点を通行する車両等が優先することから、環状交差点に入るときは、安全を十分に確認し、徐行するように指導する。

b 右左折等の仕方

右左折並びに環状交差点における直進及び転回の方法並びに合図について理解させる。

(ウ) 歩行者及び他の車両に対する注意

a 理解させるべき事項

歩行者及び他の車両に対する注意として以下の事項を理解させる。

(a) 特例特定小型原動機付自転車で歩道を通る場合は直ちに停止できるような速度で徐行（普通自転車通行指定部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいない場合は直ちに徐行に移ることができるような速度で進行）し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止をしなければならないこと。

(b) 特例特定小型原動機付自転車で路側帯を通る場合及び特定小型原動機付自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は歩行者の通行を妨げないよう注意し、特に歩行者用道路では直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。

(c) 車道を通行する特定小型原動機付自転車が横断歩道に近づいた場合は、横断する歩行者がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進行しなければならないこと。

(d) 歩行者が横断している場合又は横断しようとしている場合は、横断歩道の手前（停止線がある場合は、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければならないこと。

(e) 幼児若しくは児童が独り歩きしている場合又は高齢者若しくは身体の不自由な人が歩いている場合は、危険のないように一時停止し、又は直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。

b 指導すべき事項

停車又は駐車中の自動車の側方を通行する場合は、急なドアの開放、自動車の陰からの歩行者の飛び出し等に十分に注意することを指導する。

(ク) 特定小型原動機付自転車を駐車する場合の注意

特定小型原動機付自転車を駐車する場合は、自転車等駐車場に置くようにするなどして、歩行者及び他の車両等の通行を妨げないように指導する。

(5) [略]

(6) 交通事故の場合の措置

ア [略]

(4) [同左]

(5) [同左]

ア [同左]

イ 内容

第2章第3節2(5)イの事項を再確認させるとともに、高校生は、自動車等の免許を取得すること及び特定小型原動機付自転車を運転することが可能な年齢に達することから、運転者として交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護、事故車両の移動等の現場で必要な措置をとり、警察官に報告する義務があることについて、その趣旨及び必要な措置の具体的な実施要領を重点的に指導する。

3 高校生に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) 指導者の基本的な心構え

高校生は、自動車等の免許を取得すること及び特定小型原動機付自転車を運転することが可能な年齢に達することから、指導者は、あらかじめ免許の取得状況を把握するなどして受講者の通行の態様に応じた交通安全教育を実施する必要がある。

(2) [略]

(3) 適切な場所及び人数の設定

二輪車又は特定小型原動機付自転車を用いて実技訓練を行う場合は、事故を防止するために必要な広さの場所を確保するとともに、事前に指導者が実技訓練を行おうとする場所において使用する二輪車又は特定小型原動機付自転車を運転して安全を確認したり、使用する二輪車又は特定小型原動機付自転車の点検を行ったりするなど、安全を確保するために十分な対策を講ずる必要がある。また、実技訓練に用いる二輪車又は特定小型原動機付自転車の数に限りがあっても、受講者全員が教育に参加することができるよう、適切な人数を設定することが必要である。

(4) [略]

(5) 保護者との連携

父母等の保護者が、高校生は自動車等の免許を取得すること及び特定小型原動機付自転車を運転することが可能な年齢に達することを踏まえ、二輪車及び特定小型原動機付自転車の運転等についての学校の指導方針を理解し、免許取得時、二輪車又は特定小型原動機付自転車の購入時等に適切な助言及び指導を行うことが重要である。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配付し、高校生の免許取得時、二輪車又は特定小型原動機付自転車の購入時等に、保護者として必要な交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図るよう努めることが必要である。

第5節 成人に対する交通安全教育

1 [略]

2 免許取得後の交通安全教育

免許取得後の交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) [略]

(2) 免許取得後の交通安全教育の内容

ア 四輪車の運転者に対する交通安全教育

ア [略]

イ 内容

第2章第3節2(5)イの事項を再確認させるとともに、高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達することから、運転者として交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護、事故車両の移動等の現場で必要な措置をとり、警察官に報告する義務があることについて、その趣旨及び必要な措置の具体的な実施要領を重点的に指導する。

3 [同左]

(1) 指導者の基本的な心構え

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達することから、指導者は、あらかじめ免許の取得状況を把握するなどして受講者の通行の態様に応じた交通安全教育を実施する必要がある。

(2) [同左]

(3) 適切な場所及び人数の設定

二輪車を用いて実技訓練を行う場合は、事故を防止するために必要な広さの場所を確保するとともに、事前に指導者が実技訓練を行おうとする場所において使用する二輪車を運転して安全を確認したり、使用する二輪車の点検を行ったりするなど、安全を確保するために十分な対策を講ずる必要がある。また、実技訓練に用いる二輪車の数に限りがあっても、受講者全員が教育に参加することができるよう、適切な人数を設定することが必要である。

(4) [同左]

(5) 保護者との連携

父母等の保護者が、高校生は自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達することを踏まえ、二輪車の運転等についての学校の指導方針を理解し、免許取得時、二輪車の購入時等に適切な助言及び指導を行うことが重要である。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配付し、高校生の免許取得時、二輪車の購入時等に、保護者として必要な交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図るよう努めることが必要である。

第5節 成人に対する交通安全教育

1 [同左]

2 [同左]

[同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

ア [同左]

ア [同左]



## (イ) 危険の予測と回避

## a 目標

自動車を安全に運転するために必要な、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。また、歩行者、自転車利用者、特定小型原動機付自転車の運転者、二輪車の運転者、自動運行装置を使っている運転者等の特性を理解させ、交通事故を防止するため必要な事項を習得させる。

## b 内容

(a) [略]

(b) 道路を通行する他の者の特性

歩行者、自転車利用者、特定小型原動機付自転車の運転者、二輪車の運転者、自動運行装置を使っている運転者等の特性を、これらの者が当事者である以下のような典型的な交通事故の実例等を挙げて説明し、理解させる。

① [略]

② 自転車の利用者及び特定小型原動機付自転車の運転者  
交差点における出会い頭事故等

③・④ 略

[(c)・(d) 略]

[(ウ)～(オ) 略]

## イ 二輪車の運転者に対する交通安全教育

二輪車は、体で安定を保ちながら走り、停止すれば安定を失うという構造上の特性を持っている。また、二人乗りと一人乗りとでは運転特性に違いがみられる面がある。さらに、二輪車の動きは他の自動車等の運転者から見えにくい場合がある。

そこで、二輪車の運転者に対する交通安全教育においては、これらの二輪車の特徴を踏まえ、アの四輪車の運転者に対する交通安全教育の内容のうち二輪車の運転に必要なものに加え、以下の事項を指導する。

## (ア) 運転に関する基本的事項の再教育

a [略]

b 内容

[(a)～(g) 略]

(h) 二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定

一般原動機付自転車の右折方法、二人乗りの禁止に関すること等の二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定について習得の程度を確認し、必要に応じて指導する。

## (イ) 危険の予測と回避

a 目標

二輪車を安全に運転するために必要な、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。また、歩行者、自転車利用者、特定小型原動機付自転車の運転者、四輪車の運転者等の特性について理解させ、交通事故を防止するために必要な事項を習得させる。

b [略]

(3) [略]

3 [略]

## (イ) [同左]

a 目標

自動車を安全に運転するために必要な、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。また、歩行者、自転車利用者、二輪車の運転者、自動運行装置を使っている運転者等の特性を理解させ、交通事故を防止するため必要な事項を習得させる。

b [同左]

(a) [同左]

(b) 道路を通行する他の者の特性

歩行者、自転車利用者、二輪車の運転者、自動運行装置を使っている運転者等の特性を、これらの者が当事者である以下のような典型的な交通事故の実例等を挙げて説明し、理解させる。

① [同左]

② 自転車の利用者  
[同左]

③・④ 同左

[(c)・(d) 同左]

[(ウ)～(オ) 同左]

## イ [同左]

[同左]

## (ア) [同左]

a [同左]

b [同左]

[(a)～(g) 同左]

(h) 二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定

原動機付自転車の右折方法、二人乗りの禁止に関すること等の二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定について習得の程度を確認し、必要に応じて指導する。

## (イ) [同左]

a 目標

二輪車を安全に運転するために必要な、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。また、歩行者、自転車利用者、四輪車の運転者等の特性について理解させ、交通事故を防止するために必要な事項を習得させる。

b [同左]

(3) [同左]

3 [同左]

4 歩行者並びに自転車の利用者及び特定小型原動機付自転車の運転者に対する交通安全教育  
 歩行者並びに自転車の利用者及び特定小型原動機付自転車の運転者（以下「自転車の利用者等」という。）に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) 歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育の目的

歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育は、交通安全意識の高揚を図るため、道路を通行する者一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再確認させるとともに、周囲の幼児、児童、高齢者等に対して適切に交通安全教育ができるようにすることを目的とする。また、免許を受けた者に対しては、歩行者及び自転車の利用者等の立場で交通安全教育を受けることにより、自動車等を運転する場合に歩行者及び自転車の利用者等の特性を踏まえて安全に運転ができるようにすることを目的とする。

(2) 歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育の内容

歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者及び自転車の利用者等として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

ア [略]

イ 自転車の利用者等の心得

[ア～カ] 略

ウ [略]

(3) 歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項  
 受講者の年齢、免許の取得状況、運転経歴、自動車及び原動機付自転車の利用の態様、通行の態様等が様々であることから、効果的かつ適切に交通安全教育を行うためには、アンケート等を行ってこれらの事項を把握し、最適と思われる教育の内容及び方法を設定することが必要である。

**第6節 高齢者に対する交通安全教育**

高齢者に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより高齢者の家族等に対しての交通安全教育を実施する。

1 [略]

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

ア [略]

イ 内容

ア [略]

イ 加齢に伴う身体の機能の変化が行動に及ぼす影響

加齢に伴い、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなること、危険を回避するためにとっさの行動をとることが困難となること、危険の発見及び回避が遅れがちになること、歩行並びに自転車、特定小型原動機付自転車及び二輪車での走行が不安定になる

4 歩行者等に対する交通安全教育

歩行者等に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) 歩行者等に対する交通安全教育の目的

歩行者等に対する交通安全教育は、交通安全意識の高揚を図るため、道路を通行する者一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再確認させるとともに、周囲の幼児、児童、高齢者等に対して適切に交通安全教育ができるようにすることを目的とする。また、免許を受けた者に対しては、歩行者等の立場で交通安全教育を受けることにより、自動車等を運転する場合に歩行者等の特性を踏まえて安全に運転ができるようにすることを目的とする。

(2) 歩行者等に対する交通安全教育の内容

歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

ア [同左]

イ 自転車の利用者の心得

[ア～カ] 同左

ウ [同左]

(3) 歩行者等に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

受講者の年齢、免許の取得状況、運転経歴、自動車等の利用の態様、通行の態様等が様々であることから、効果的かつ適切に交通安全教育を行うためには、アンケート等を行ってこれらの事項を把握し、最適と思われる教育の内容及び方法を設定することが必要である。

**第6節 高齢者に対する交通安全教育**

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

ア [同左]

イ 内容

ア [同左]

イ 加齢に伴う身体の機能の変化が行動に及ぼす影響

加齢に伴い、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなること、危険を回避するためにとっさの行動をとることが困難となること、危険の発見及び回避が遅れがちになること、歩行並びに自転車及び二輪車での走行が不安定になること等の身体の機能の変化

こと等の身体の機能の変化が行動に及ぼす影響を理解させ、健康診断を受けるなどして、身体の機能の変化を客観的に把握するとともに、道路を通行する場合には無理をせず、また、安全確認を十分に行うよう指導する。

〔ウ〕・〔エ〕 略

(2) 歩行者の心得

ア [略]

イ 内容

〔ア〕・〔イ〕 略

〔ウ〕 安全に道路を通行するために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を、教則第2章の内容に沿って指導する。

特に、夜間において高齢者が当事者である事故が多く発生していることから、夜間においては、自動車及び原動機付自転車の運転者から暗い色の服装をした歩行者がよく見えない場合があること等を説明し、外出する場合は、目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたりするように指導する。

(3) [略]

(4) 自転車の利用者の心得

ア [略]

イ 内容

〔ア〕・〔イ〕 略

〔ウ〕 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩道は歩行者優先であること、また、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

(5) 自動車及び原動機付自転車に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車及び原動機付自転車の基本的な特性及び合図を習得することにより、歩行者等として自動車及び原動機付自転車の動きを予測し、危険を回避して安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

自動車及び原動機付自転車の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の自動車及び原動機付自転車の特性並びに自動車及び原動機付自転車の右左折、後退時等の合図を理解させるとともに、自動車及び原動機付自転車と歩行者等の間で発生した交通事故の実例を挙げて、安全に道路を通行するためにこれらの特性及び合図を理解することの必要性について考えさせ、これらの特性及び合図を踏まえて安全に道路を通行することができるように指導する。

が行動に及ぼす影響を理解させ、健康診断を受けるなどして、身体の機能の変化を客観的に把握するとともに、道路を通行する場合には無理をせず、また、安全確認を十分に行うよう指導する。

〔ウ〕・〔エ〕 同左

(2) [同左]

ア [同左]

イ 内容

〔ア〕・〔イ〕 同左

〔ウ〕 安全に道路を通行するために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を、教則第2章の内容に沿って指導する。

特に、夜間において高齢者が当事者である事故が多く発生していることから、夜間においては、自動車等の運転者から暗い色の服装をした歩行者がよく見えない場合があること等を説明し、外出する場合は、目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたりするように指導する。

(3) [同左]

(4) [同左]

ア [同左]

イ [同左]

〔ア〕・〔イ〕 同左

〔ウ〕 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

(5) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車等の基本的な特性及び合図を習得することにより、歩行者等として自動車等の動きを予測し、危険を回避して安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

自動車等の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の自動車等の特性及び自動車等の右左折、後退時等の合図を理解させるとともに、自動車等と歩行者等の間で発生した交通事故の実例を挙げて、安全に道路を通行するためにこれらの特性及び合図を理解することの必要性について考えさせ、これらの特性及び合図を踏まえて安全に道路を通行することができるように指導する。

<p>(6) <u>自動車及び原動機付自転車の運転者の心得</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ 内容</p> <p>高齢の運転者に対する交通安全教育は、<u>第 2 章第 5 節 2 及び 4 (特定小型原動機付自転車の運転者に係る部分に限る。)</u>の内容に沿って実施する。</p> <p>この場合、受講者が高齢者であることを踏まえて、<u>運転適性指導及び運転技能指導</u>を中心に実施することとし、<u>加齢に伴う身体の機能及び運転技能の変化を客観的に把握させ、安全に運転することができるように指導するとともに、高齢の運転者に対する運転免許制度の特例、高齢運転者標識、高齢運転者等専用場所等における駐車の方法等を理解させる。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>3 高齢者に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 適切な時間数並びに教育の内容及び方法の設定</p> <p>高齢者にとって体力的な負担とならないように、指導事項を数点に絞り、短時間で効果的に教育を実施するようにする。また、高齢者は、それまでの通行の態様が様々であることから、アンケート等を行って免許の取得状況、<u>自動車及び原動機付自転車の利用の態様、交通安全教育の受講状況、交通ルール等に関する習得の程度等を把握し、これらを踏まえて、交通安全教育の内容及び方法を設定する。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(6) <u>自動車等の運転者の心得</u></p> <p>ア [同左]</p> <p>イ 内容</p> <p>高齢の運転者に対する交通安全教育は、<u>第 2 章第 5 節 2</u>の内容に沿って実施する。</p> <p>この場合、受講者が高齢者であることを踏まえて、<u>運転適性指導及び運転技能指導</u>を中心に実施することとし、<u>加齢に伴う身体の機能及び運転技能の変化を客観的に把握させ、安全に運転することができるように指導するとともに、高齢の運転者に対する運転免許制度の特例、高齢運転者標識、高齢運転者等専用場所等における駐車の方法等を理解させる。</u></p> <p>(7) [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 適切な時間数並びに教育の内容及び方法の設定</p> <p>高齢者にとって体力的な負担とならないように、指導事項を数点に絞り、短時間で効果的に教育を実施するようにする。また、高齢者は、それまでの通行の態様が様々であることから、アンケート等を行って免許の取得状況、<u>自動車等の利用の態様、交通安全教育の受講状況、交通ルール等に関する習得の程度等を把握し、これらを踏まえて、交通安全教育の内容及び方法を設定する。</u></p> <p>(3) [同左]</p> <p>4 [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、道路交通法の 1 部を改正する法律 (令和四年法律第三十二号) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 (令和五年七月一日) から施行する。